

第九十四回国会 参議院法務委員会 會議録第九号

昭和五十六年五月二十八日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

五月二十八日

辞任

山中 郁子君

補欠選任

近藤 忠孝君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

鈴木 一弘君

大石 武二君

上條 勝久君

寺田 熊雄君

藤原 房雄君

白井 莊二君

戸塚 進也君

平井 卓志君

真鍋 賢二君

八木 一郎君

瀬谷 英行君

丸谷 金保君

近藤 忠孝君

中山 千夏君

政府委員

法務大臣

奥野 誠亮君

法務政務次官

佐野 嘉吉君

法務大臣官房長

寛 榮一君

法務省民事局長

中島 一郎君

法務省入国管理局長

大鷹 弘君

大蔵大臣官房審議官

梅澤 節男君

大蔵大臣官房審議官

小山 昭蔵君

国税庁直税部長

小幡 俊介君

常任委員会専門員

奥村 俊光君

警察庁刑事局捜査第二課長

漆間 英治君

経済企画庁総合計画局計画官

加藤 雅君

法務省民事局参事官

元木 伸君

法務省民事局参事官

稲葉 威雄君

大蔵省証券局長

宮本 英利君

大蔵省銀行局長

足立 和基君

行蔵長官官房総務課長

西内 彬君

国税庁長官官房総務課長

本日の会議に付した案件

○商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○出入国管理令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、山中郁子君が委員を辞任され、その補欠として近藤忠孝君が選任されました。

○委員長(鈴木一弘君) 商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を、便宜一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○丸谷金保君 今回の商法改正案は、株式制度の合理化とか、あるいは総会の活性化、自主的監視機能の強化確立、不正経理の防止、その中でも、特に総会屋撲滅対策というところに重点が置かれているという提案理由の御説明でございましたが、題目を見ている限りでは、これについてどうも反対はなさらないだろうと思うんでございます。

これらの題目が、一体本場にここに掲げているような提案理由のようにスムーズに行われると大臣御思ひでしょうか。一部に、やっぱり羊頭を掲げて狗肉を売るのたぐいだと、こういう批判もございまして、まず、所見をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(奥野誠亮君) 昭和四十九年以来、法制審議会が各界の代表者にお集まりいただきまして熱心に御討議いただいた結論を、今回、商法一部改正案として国会に提出させていただいたわけでございます。

おおよそ考えられる点を、いまお話しになりましたような点について御検討いただいたことでございまして、一応、私は相当な前進じゃないだろうかなど、こう思っております。しかし、これですこれらの点は一〇〇%解決されたのかと言いますと、それは私にもいろいろ問題が起こってくるのじゃないかなど、こう思います。総会屋対策

の問題にいたしましたとしても、私は相当な前進だと考えておりますけれども、これでもうそういう問題はなくならないと思われまして、もちろんそのようなことは言えないと思えます。また、新しい事態に応じて必要な改正案をまとめていくことじゃないだろうか、常に前進を試みていくことじゃないだろうか、かように考えているわけでありまして。

○丸谷金保君 私も、そういう点では、必ずしも十全ということでもなくて、前進しておくということであれば結構だと思っておりますが、この法案の身を調べてまいりますと、どうも非常に法のためまゝと現状との乖離といひまじょうか、そういうものを感じざるを得ないんでございます。

大臣御承知のように、先日決算委の法務省所管関係で、私は津軽海峡トンネルの裁判管轄権の問題を質問いたしました。あのときも私は、長年町長の経験がありますので、これはどこの町村の境界に属するか、公海の下に掘られたトンネルの町村の境界はどうだと、こういうことをふと考えますと、それはじゃ裁判管轄権はどうなるんだというところになりまして、結果は、最後に大臣がお答えになりましたように、確かに不備だからできるだけ関係省庁と相談してこれは改めると、大変素直な、法律のやはり練達の士らしいそういう御答弁をいただきました。と同様に、今回も、これらの質疑の中で、これはどう考えてもおかしいとお思ひになった場合には、大臣は謙虚にそういう面の修正に応じていただける、そういうことを期待しながら御質疑してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 政府が提案をいたしました国会の御審議をお願いしているわけでございまして、国会がどのような御処理をなさろう

と、政府側としてはとやかく申し上げるべき筋合いのものではない、かように存じております。

○丸谷金保君 まあそれは大臣、たてまえでお話しになってるんで、しかし議院内閣制ですから、提案者の意向を無視して、国会が決めればいいじゃないかと言つてもなかなかそういかないの、そこをひとつ踏まえてこれから質疑に依拠していただきたい、かように存する次第でございます。

一つは、私は昨日の参考人の意見を聞いておりまして、大変奇妙に感じたことがあるんです。御当人にはそのことを申し上げませんでした。税理士会の四元参考人は、しばしば法務省と打ち合せてたというのを言っておるんです。ですから、この法案のできてくるまでに相当程度税理士会の意向が入ったという言い方をしているんですが、逆に考えれば、これは法務省側の意向も税理士会側に伝わったはずでございます。ところが御当人は、もう御承知のように、昨年、これは新聞等でも有名な話でございますが、税理士会の政治献金の問題で起訴猶予になってるんですね。まだ起訴猶予になってから一年たったかたないかです。こういう人が窓口になって法務省と話をした場合に、法務省側の大きな私はプレッシャーがかかるんじゃないかと思う。なぜそういう相手を選んだか。これは、税理士会の代表だと言えどもそれまでですよ。しかし、もつとほかに人がおるんじゃないかろうか。そういう点で法務省側が、これはちょっとおたくではというふうなことでなくて、むしろ心理的に非常にプレッシャーのかけやすい方を相手にして、この法案については法務省側が税理士会を、そういう方を通じて非常に上手にコントロールをした。それが、いま税理士会がわいわいといふ感じになってきた何というか、大きな問題点ではないかというのを、実はきのうお話を聞いていてそう思ったんです。

それは、真ん中の方は確かに理路整然たる反対なんです、最初と最後にいかにも本人の本音らしい、法務省に対して気がねをしたような発言が、書いてないところでは出てきているんです。じつと読むのを見ていました。それで、どうもちょっとそこら辺もこの機会に一応きつとしておかなきゃならないと思ひましたので、どなたかひとつ、その点については大臣からでも結構ですが、お答えいただきたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) 税理士会は会長が欠員で、四元さんが専務理事なものでございまして、一応税理士会としての窓口ということになりますと四元さんになるのだと、こう私理解しているわけでございます。何も税理士会に限りません、いろんな方面からいろんな意見が、法案改正に当たっております当局に対して話が出てきておるわけでございまして、できる限りそういう方々のお話を伺いながら、改めて円満にまとめるものならば円満にまとめる方向に努力していくことでよろしいのじゃないだろうか、こう思っております。

私が法案を提案する過程におきまして、税理士会側の意見がこうだということも伺いましたし、また、それに対してこう対応したいのだという話も伺いました。そうすれば税理士会はそれで満足してくるのだというお話を伺っておりまして、税理士会側の意見を入れてこの改正案ができれば上がっておるわけであります。ところが、税理士会の一部の方が大変強く反発して反対の動きをなさっておりまして、ですから結果として私は、日本税理士会がまとめるつもりでおったのが、内部に反対者があつたものだから、これでいいのだと言切れないような立場に陥られたのじゃないだろうか、こんな感じを持っておるわけであります。

非常に率直に私はお答えしておるわけでありますが、税理士会側からお話がございます。答申のありましたら、売上金額が二百億円を超え、ものも大会社並みの扱いをしようにしたのをやめましたし、あるいは負債額百億円というのを二百億円に上げましたし、あるいは一億と五億の間

についても公認会計士をだんだん利用していくという方向をとうとうとおったのもやめましたし、あるいはそのほか御希望に基づいた規定も入れたわけでございまして、ですから私は、一〇〇税理士会側が御満足いただくのだと思つておつたら、法案を提出いたしますと一部の方が大変強い反対運動を起こされました。いろんな事情がございましてけれども、その辺を踏まえて私は四元さんが参考人としてお答えになっておつて、丸谷さんが納得いかないようなお気持ちをもちになったのじゃないだろうか、こう思つておるわけでございます。

私は、やはり聞くべきものは聞く姿勢は大事じゃないかなと、こう思います。しかし、聞くからといって、筋道を曲げるつもりはございませんで、聞ける限りのものは聞こうという立場で、考え方で、修正を答申について試みたということでございまして。

○丸谷金保君 大臣、きわめて率直にお答えいただいてありがとうございます。実は、昨日は公認会計士協会の会長さん、この方も、何か業界の新聞で見ましたが、選挙で落ちられて、もうすぐやめられる方です。それでも会長さんが出てきて、私は突にきのうも感心しました。大抵なら、もうおれはいやだということ、最後まで務めを果たしている。それは税理士会、確かに御承知のように会長はお亡くなりになりました。しかし、会長代行というのには別にできています。ですから、会長代行に副会長がなっていますから、当然これがやっぱり並んで、公認会計士協会会長、税理士会も会長代行というところがしるべきだと思つておつたら、そういう形でない。

えになつたように、確かにいろいろな点で声を聞いたと言われるけれども、一番肝心なところがそでなかつたので、税理士会のこれは一部ではございませぬ。全国の者の集まつた決議でそうなっている。きょうは持つてきておりませんが、ごらんなだけだと思ひますが、ごらんなだけだば、それは決して一部の者が反対しているんじゃないことは、そうした組織の決議をこらんなればおわかりになると思ふんです。そこで私は、そういう全体の決議を讀んでいたものですか、ちょっと変だと思つた次第ですが、まあそれはそうしておきまして、具体的な問題に入りたいと思ひます。

まあ法務省、これは無理はないかと思うのですが、経済の実務というか、実態ということに、どちらかと言えば直接触れる役所でない。私は御承知のように、町長をやりながら十勝ワインをつくったり、町出資の会社の経営をやったりして、多少経済の実態に触れております。そういう点から見ると、こういうことがどうして気がつかないでこんなことになつたかなと思ふことがございまして、ひとつその点から入らしていただきたいと思ひます。

今回改正される小商人の問題でございます。五月八日の衆議院の稲葉委員の質問に答へまして、これは小商人の概念は資本から「負債を引いた金額、これがいわゆる元手ということになる」と、そういうふうに実は答へていたんです。これはそのことに間違いございませぬ。記録はここにございまして、資産でございます。資本ではございませんで、資産でございます。○丸谷金保君 資産ですか、そういうふうには言つていませぬ。○説明員(稲葉威雄君) 私どもが申し上げた趣旨は、資産でございます。○丸谷金保君 ああ、記録というもので、国会で答弁する場合に間違えないでください。あな

た、ここに資本と言っているんですよ。何です、それは。ちょっとこれを読みなさい、これ。そういふごまかしの答弁はいけませんよ、あなた。(丸谷金保君資料を手渡す)

○説明員(稲葉威雄君) 申しわけございません。「資産」と記録に出ておりますが。

○丸谷金保君 資本でしょう、それは。

○説明員(稲葉威雄君) いや、「資産」でございます。

○委員長(鈴木一弘君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木一弘君) 速記を起こして。

○丸谷金保君 これは間違ひございませんね。「資産」から負債を引いた「もの」が「資本」ですと、間違ひございませんね。

○説明員(稲葉威雄君) 間違ひございません。

○丸谷金保君 そうすると、資産が十億円ある。負債が九千九百五十一万円で純資産が四十九万九千、こういう商人、想定されますわね。これはやっぱり小商人に入りますか、ここで言う。どうです。

○説明員(稲葉威雄君) 純資産という意味で申しますと、それは入るわけでございます。

○丸谷金保君 ちょっと声を大きくしたので、何かいじけているようなのであれですが、もう一回言ってください。ちょっと聞こえなかった。

○説明員(稲葉威雄君) 純資産という概念を用いるということになりますれば、そういうものは小商人ということになるかと思ひます。私どもの考え方で申しますと、一番初めに元手を使いましてそれでいろいろ資産を買いわけでございますし、それに対して負債をいろいろ処理するといふことになる、それが小さい場合には小商人といふことになるかと考えておるわけでございます。

○丸谷金保君 十億の資産を持って、それに近い借金をしながら商売しておる。これはわれわれの概念で小商人といふことにはとても考えられないんですが、大臣、一般的な常識論としてどう思ひ

ますか。これを小商人だと言ひますよ。

○国務大臣(奥野誠亮君) 資本金を基礎にして考えますと、十億の資本金を持っていた者が小商人などとは考えられないことは常識だと、こう思ひます。営業の過程で損失を重ねていきますと、純資産といふことになってまいりますと、マイナスの状態だつて生じてまいりますものと、かように思ひております。

○丸谷金保君 これは、稲葉参事官ですか、こういう取り方に問題があるんですよ。言われたとおりに計算すれば、そういうものは小商人だつて言わざるを得なくなつてしまふ。これはもう世間の常識とは離れたことですよ。

それからもう一つ、小商人の定義の中で、二十円だったのを五十万に引き上げましたね。これは一応物価にスライドさせた、こういうふうな同じところで、読みますと、「大体物価にスライド」させていくとこのくらいではないかという、ある意味では目の子でございまして、必ずしも理論的にこれが唯一無二のものであるというふうな根拠ではないけれど、一応大体物価にスライドさせた、こういうふうにお答えになつておりますが、これも間違ひございませんね。

○説明員(稲葉威雄君) 間違ひございません。

○丸谷金保君 そこで「大体」と、それはもうきりきりというわけにいかないです。「大体物価にスライド」させた、こういう御答弁なので、私はこれを調べてみたんです。大体、絶対無二とは言わなくても、大体と言えたとえ五千万が三千万か、あるいは八千万か、百万といふことはないだろうといふくらいは範囲が大体ですわね。そういうことでしょ。五十万が五百万だつたと言えれば、これは大体似たようなことにはなりませんわね。いかがですか。

○説明員(稲葉威雄君) 私どもの申し上げた趣旨は、この法律の中でいろいろ罰則等も改定しておりますして、それは物価上昇等を勘案して、必ずしも物価上昇率のとおりに上げておるわけではございませんけれども、趨勢として上がつておると

いうことで上げたわけではございまして、それとのバランスを考えてこの金額をセツトしたという趣旨でございまして。

○丸谷金保君 そういうふうなんなあつちもこつちもというふうなことで御答弁されると、ちよつと迷つてしまふんですがね。ただし、こゝで言われた御答弁は、やっぱりあくまで物価に對するスライドといふことを考えてやつたといふふうな答えておることに間違ひはないんですよ。ね。ほかの手数料やなんかの値上がり分の整合性とか何とか言つてないんですよ。衆議院の中ではそういう論議してないわけですね。衆議院の中で論議してないから、二院制としての参議院でもつと深めた論議をわれわれはすると、こういうことになるわけではございませんか。

実は、小商人といふのは、一体いつ法制化されたかといふことで記録をとつてみました。これは昭和十三年なんです。昭和十三年に、従来は勅令で決めていたのを、いろいろ皆さんの御意見をいれて本法施行令に入れたと、こういうことで法令に明文化して入つてきたわけですね。そのときの、これは大森洪太さんというのが当時民事局長で答弁しておりました。「御説ノ通りデアリマシテ、商法ガ小商人ト云フ特殊ノモノヲ認メマシタノハ、是等ニ商業登記ナリ商業帳簿ヲ強ヒルト云フコトハ無理デアル、又是等ノ者ニ左様ナコトヲヤラセナクトモ弊害ハ少シモナイ、斯様ナ見地カラ、無理だから小商人という制度を設けた。そして、それは明治三十五年に五百円だつたんですよ、勅令では。それをこの機会に二千円に直した、これがいままでの小商人二千円の根拠でございましてね。これは御存じだろうと思ひます。ところが、いまそのことで今度は物価その他にスライドしておたくの方では二千円を五十万にした。それで私、物価の方をやつておまして、いま物価委員長でございまして、物価の問題を大変勉強しなきゃならない。それで、週刊朝日に毎週物価が出ておるのをとっておきます。これで調べてみたんです。そうしますと、こういうこと

なんです。当時、そばのりかけが明治三十七年には二銭だつたんです。それが昭和十年十三銭、大体この間で六倍半ぐらいになつておるんです。それじゃ昭和十年の十三銭から昭和五十年を見ますと、二百六十円で、そばの値段がこの間におよそ二千倍です。昭和十年、ちよつと違ひます。十年も十三年も大体似たような時代で二千倍になつております。それから銀座の地価、昭和十一年が一万円で五十四年が二千二百万円、これは二千二百倍でちよつと高いなと思ひましたけれど、土地の値段、特に銀座ですから、これはこれの倍率だけで見るといふわけにいかないだろう。

それから、一体俸給はどうなつておるだろう。総理大臣の俸給が昭和六年が八百円で、昭和五十四年が百五十五万円です。正確には千九百三十八倍、大体二千倍。大臣の俸給だけでは余り標準にならないと言つても困ると思つて、巡査の初任給をとつてみたんです。これが昭和十四年四十五円で、十九年も四十五万円なんです。昭和五十四年の初任給が九万九千九百円です。これが大体二千二百倍。そうすると、大臣にしても巡査にしても、大体俸給は同じようなやうな二倍から二千倍ちよつとといふふうなことになると思ひます。それから、たばこをとつてみたんです。さすがに官営のたばこは安いですが、昭和十四年にバットが九銭だつたんです。いまバットは余り売っていませんが、大体売つておると五十円ぐらいするんですが、最近最も庶民的なピースに置きかえてみましたが、ピースがいま九十円です。千倍にしかならない。やはり官営といふことは大事だな、ほかの物に比べると、たばこの値上がりといふのは意外に低いといふことに気がつきました。しかし、おおよそこの間二千倍になつておる。十三年のときの大森さんの答弁をさらに見てみますと、当時もやはり五百円を二千円にするといふことについては、「明治三十二年ニ現行法ガ出来マシタ際ニ、五百圓ト云フガ小商人ノ限度ニナツテ居リマス、今日此五百圓ト二千圓ト比較致シマス」と、経済情勢と国民生活が変わつてきて

おるので、二千圓デハ餘リ低過ギルデハナイカト云フ感ヲ懷クノデアリマス。しかし、三千円あるいは二千五百円という線もあるけれど、経済、物価、ここでは物価と言っているませんが、物価のことでしょう、そういういろんなものを勘案して二千円にいたしました、そして「將來此法案が不備缺陷ヲ生ズルト云フ場合ニハ、其度毎ニ其缺陷ヲ是正シテ行クト云フコトハ、正ニ大ニ努力ヲシタイト存ズル」と、この二千円が三千円という線もあるし、二千五百円、いろいろあるけれど、それで一体その二千円の根拠としてどういうふうに——ちょうど四倍です。逡巡の明治三十九年の俸給が十二円ですから、大体昭和十三年が四倍なんです、俸給が。

だから、この間には四倍くらいしか上がってないから、當時としてはやはり五百円を二千円にして、二千五百円が三千円かといういろんな議論はあったけれど、二千円にしたというのには、それなりのやっぱりの時代には、當時の経済情勢の中で整合性がありました。さすがだなど、私はこの古い記録を読んで感心したんです。しかし、いま二千円を五十万に直すと、一けた違うんじゃないですか。物価にスライドしたなんて、こういう具体的な事例からして、いぶん金銭感覚のずれがひど過ぎるという感じを、私たち経済に多少携わっている者にしてみると感じるんです。いかがでしょう。

○説明員(稲葉威雄君) 実は、この点は仰せのとおり、抜本的に見直す必要があるのかもしれないわけですが、現行法では、御承知のように、有価証券の最低資本金の金額というのは十万円になっております。きのうの参考人の御意見の中でもございましたように、資本金額一千万円以下の株式会社というのは相当大規模な会社であるわけですが、それでも、それが九〇%を占めているというふうな事情があるわけですが、小商人の場合にだけそれを急激に上げるといふことは、制度的に非常にアンバランスになるといふこととございます。

ただ、二千円という金額はいかに時代離れがしているのではないかと、こういう御批判がございましたので、ほかのことで挙げております。いろいろ先ほども申し上げました罰則等の金額も、これは物価にスライドして一応上げておりますというところになるわけですが、その金額は必ずしも物価水準に直接にスライドするということではなくて、そのほかの法制上のバランスを見た上で金額をセットしておるわけでございます。それと横並びでこの金額を一億五十万円という金額にしたわけでございます。先生の御指摘のとおり、物価スライドをさせるといたしますと、二千倍ということになると思います。これは四百万円ということになるわけでございます。そういう小商人について四百万円というようにするということとは、ほかの法制とのバランスが非常に崩れてまいるというところの結果からこういふことになったということで、御了承願いたいと思ひます。

○丸谷金保君 それは御了承できないんですよ、あなたが物価スライドで、きりきりではないけれども、大体こういうところだということでは衆議院で答弁しているから、いいですか。それでいながら御了解してくれと言ったって、できないでしょう。あなた自身も四百万円にしないならぬと、物価にスライドさせたら、あなた、物価にスライドさせると言っているんですよ。間違いないでしょう、さっき確認したんだから。いま言ったようなことなんか、何にも答弁してないんですよ。それで了解せよというのはどういうことですか。物価スライドではございませんとね言わなかったんです、そうしたら。

○説明員(稲葉威雄君) これは、基本的にこの小商人について構想を全く改めるといふことではなくて、結局、それまでに考えました事情というものは、もっぱら物価と申しますか、それに伴う経済情勢の変化ということとでございます。その金額が必ずしも高くないのではないかと、その点でございます。その点につきましては、ほかの法制とのバランスでそうさしていただいたということとでございます。衆議院においては言葉が足りなくて申しわけないことをしたという感じもいたしております。

○丸谷金保君 言葉が足りないんじゃない、うそを言ったというところですね、これ。だって、これを読んだらごらんない。もう一回読みますか。私はこれは腹を立てているんですよ、こういう答弁です。いふと法案を通してくるということがあるかと。「昭和十二年当時の二千円をいまに引き上げても二千円のまま残しておくのはいかに前近代の過剰なものである」といふことで、大体物価にスライドさせていくとこのくらいではないかという、ある意味では目の子でございまして、必ずしも理論的にこれが唯一無二のものであるというふうな根拠はございません。と、こう言っているんですよ、あなた。唯一無二の根拠ではないけれど、しかし、大体目の子で物価にスライドしていくという、唯一無二ではない、だからきりきりではないけれど、目の子でこれくらいだとあなた言っているでしょう、ここで。そうすると、衆議院の答弁はうそを言いましたと、あなたいまここで言うわけですね。物価にスライドさせると言っているでしよう、あなた。それを、そうでないといふことで言うんだら……。

○説明員(稲葉威雄君) うそと言われますと、それは全然違うことを言ったということになるわけでございます。さきにも申し上げた通りでございます。状況を勘案してそれを上げたつもりでございます。ただ、それに対して制約する条件がいろいろあったためにその限度でとどめるを得なかったと、こういう趣旨でございまして、条件が補足されるということになるのではないかと、かように思うわけでございます。

○丸谷金保君 実は大目、お聞きのとおりなんです。これは経済感覚、これは無理だと思ひます。法務省のお役人の方に無理だと思ひますけれども、いまの経済の実態というものを余りにも知らな過ぎる。たとえば有限会社十萬からある。これは早くに十萬でつくった有限会社、そのままだにいます。そういうのもありましよう。しかし、それが実際の事業活動しているときに、五十萬や百萬の金でやっているはずないんです。何億、何十億と、資本金は十萬円でも有限会社は事業をやっております。それと小商人と比較の対象にするというところ、小商人というのは、本当の何というか、小さな商いやっている。退職したばかりの権利だけ取ってそこで売っているとか、農家の人が荷車引いて持ってきて路上でもって生産物を販売するとか、そういう小商人と有限会社というものの実態というものと、比較になるはずのものではないんです。

無理にくっつけて有限会社十萬だからと言いますけれど、こんなもの大臣、比較になりますか。仰せの筋が全然違うでしょう。いかが思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 商法改正の中で大小会社の区分をはっきりさせて、それぞれに適用する法規を異にするという大事な課題がございまして、全面改正の際にはぜひそれに進まなければならぬ、こう考えておるわけでございます。したがって、現状は大変矛盾していると考えているわけでありまして、矛盾している中で若干の手直しをするものでございまして、物価上昇を考慮して金額を改正する場合にも大変不徹底なことにせざるを得ない、その辺の説明が舌足らずであつて、大変おしかりを受けているようでございます。

根本的な問題を残したままに進んでおるものがございますから、御不満を買っているのじゃないだらうかなと、こう思っておるわけでございます。宿題と法務省は心得ているわけでございます。大小会社の区分、これはぜひ次の機会には取り上げさせていただきます、こう思っております。○丸谷金保君 大臣、私は、その答弁に不満を抱いているというだけではないです。こういう実態に合わないものを一律議決しちゃたらどうなるんだ。小商人、この定義はいろいろあります。

れど、これは田中誠二さんの「商法」、この中で「小商人の制度を認める実益は小商人においては商業登記、商号および商業帳簿に関する規定を適用せず、これらを不要とする点にある」と、特にそういうことをしないでいいですよという、いわゆる商人としての帳簿の適用除外です。そうすると、五十万で適用除外できる、一体どういふのがあろうと思います。まずくつみがき、——ちよつと済みません。この写真を見せたくださう。大臣、法の保護を受ける、この小商人の規定によって列記される種類の業態、いまそこに写真——要するに焼き芋屋さんであるとか、それから野菜を持ってきて売っている人だとか、あるいはまたたばこ屋さん、こういう小さい人たちに帳面つけないでもいいですよということだと思ふんですよ。

少なくとも改正するとき、これらの人たちが、いま写真を見せたいましたように、五十万でできませんよ。この人たちは、今度五十万に上げたからといって、当然法がそういう人たちが帳面つけないでもいいよと言っている人たちが、今度の法律を改正しても入れないんですよ。一体、法務省は五十万にしたらどういふ人たちが拾われるかと思つています。ほとんどいまそういうところに写真を見せましたようなこういう人たちが、みんなちよつと見たって五十万以上かかっているんですよ。これはみんな小商人の規定の範囲外になつてしまいますよ。どうですか。

○説明員(稲葉威雄君) 確かに、いろいろ御指摘の点は私もよくわかるわけでございますけれども、ただ、いま申し上げましたようないろいろな法制上の制約がございまして、これ以上これだけ飛び離れて上げるといふことにするのは適当でないというところがあつたわけでございます。さりとて、今度の改正の中で、これを二千元ということにしておいた方がなおいいのかということになりますと、まあ二千元ということにするよりは、やはり罰則等の金額も上げていくことでございますから、これに見合うような程度のスライド

はさせた方がよろしいのではないか、かように考えた次第でございます。

○丸谷金保君 そうすると、物価にスライドさせたのではなくて、罰則にスライドさせたんですか。

○説明員(稲葉威雄君) もともとの罰則等の、あるいはそのほかの金額のスライドと申しますのは、これはそもそも物価にスライドしたということでの考え方でございますので、そこを短絡して、一番もとのところを申し上げて、誤解といひますか舌足らずになつたと、こういうことで、まことに申しわけないというふうに思つております。

○丸谷金保君 あのね、申しわけないという顔、そういう顔でないんだよね。あなた、にやにやとしながら申しわけないなんて言うのは侮辱だよ。いいですか。

これは私は、物価にスライドしたと、何の気なしに、そういう点で罰則からもう物価にスライドだし、それらとつり合ひとして五十万にしたんだから、物価スライドなどという、短絡的に、別にどこまでもつり合ひで答弁したんじゃないと思ひますよ。しかし、ここに法務省の持つ経済感覚といひますか、実態とのずれは明らかにあると思ひます。いま二千元じゃどうかと思うから五十万にしたい——当時の大蔵政府委員も、速やかにそぐわなくなつたら直します、だからとりあえず二千元だと言っているんですよ。五十年そのまゝなんですよ。私は、法律といふものはそういうものだと思ひます。やはり決めるときにきちんと論議をして、ただすべきものはおかしいと思つたらただしておかないと、すぐ直しますと、大臣もそうおっしゃいましたけれど、当時もやはりそう言っているんですよ。昭和十三年に言つても直つてないですよ。

特に、商法というやうな民法に次いで非常に基本的な法律ですわね、そういうものの改正のときには、どたばたとやつたんでは、そう簡単に手がかからないというこの私これ実例だと思ひ込んで

す。五十年も二千元で放つておかれたということ、は、いかにも現実には合わない。今度も五十万にしたら、いかにもわれわれは——私は、だから、何だ、当時の議員さんたち目がないかと、いつでも直しますと言われて、はいそうですかと、その後何にも言われないでいる。もつとも終戦時のこともありましたけれど、そういうことが行われてきたとしますと、やはりこういう改正法案を提案したときには、少なくともいまの現況に合うぐらゐのことにしておかなきゃ、ほかの法律のいろいろ見合ひがあるからこの程度だといつてやっぱ現実と離れたものにしておくということでは、私はちよつと法律としては不親切過ぎるんじゃないか。

たとえば、いま農家の人がスイカとかメロンつくって道路へ出て売っています。これなんか、やっぱ当然その限りにおいて小商人の、中で一面面つけたら照合とかなんとかいふものでないと思ひますよ。それでも、最近プレハブでもって屋根かけて売っているんですよ。みんな。野天ではやらなくなりました、どこへ行つたつて。これら、全部五十万じゃどうしようもないんですよ。商人の規定を適用せざるを得ない。いや、そんなもの適用しないとは言えないんですよ。実際はまあ見て見ぬふりであっても、法のたてまえからすれば、法務省がたてまえ論ですつと一貫して今日までこの改正案でおとりになつてきている説明から言いますと、一体五十万にしてどんな職種が入ってきます。私は、くつみがき屋さん、これは入るなと思つたけれど、あと焼き芋屋さんにしろ、屋台にしろ車で運んだりしますから、車時代になつてきてともに入らないと思ひますよ。どんなものが入りましようか。ここで金額決める場合には、当然五十万にしたらこれこれこれのものをとらうことを一応対象にしているんでしょ。この問題だけ余り時間をかけたくないんです。が、どうも酢だコンニャクだと言われるので、追及せざるを得ないんですけれどね。

○説明員(稲葉威雄君) 確かに、私も具体的なこれによつてどの程度の商人が救済されること

になるかという実態調査をやつたわけではございません。そういう意味では、経済に疎いと言われても仕方がない面はあるわけでございますけれども、いま申し上げましたように、この二千元という金額というのはこのままに放置しておくのには余りにひど過ぎる金額であるということに考えまして、それをそのままスライドさせるということについては、法制上のいろいろな制約があつてむづかしいという事情があつたわけでございます。そこで、不徹底ではございますけれども、この金額をセツトしたということでございます。

確かに、この金額でもなお足りないという御意見はあろうかと思ひますけれども、この点につきましては、先ほど大臣からも申し上げましたように、大小会社の区分等で考えまして、これは御案内のように小商人といふのは、現行法では、「資本金二千元ニ滿タザル商人ニシテ会社ニ非ザル者ヲ謂フ」と、こういうふうになっているわけでございまして。会社とのバランスといふのも、これは法律をつくる者としてはやはりどうしても考えなければならぬわけでございまして、個人商人の場合と会社との場合を整合して考えるといふのは、商法は個人商人についても適用される法律でございまして、会社についても適用される法律でございまして、このバランスを考えないでおよそ商法の改正をするといふことはできないわけでございまして。

そういうことで、いろいろな制約の中で精いっぱい数字を出したというふうに、御理解をお願いしたいわけでございます。

○丸谷金保君 どうも何ぼ聞いても理解できないんですがね。というのは、実態調査したわけがないと。この程度のことは実態調査必要ないんですよ。すぐにどんだん頭に浮かんできます、われわれ、焼き芋屋さんがどうだとか、じゃ退職したばこ屋さんどうだ、これは一体できるかなと。自動販売機、いま農家にも、ピーボなんていうのは、ピーボにまさるピーボはないなんて書いたやつが、農家で自動販売機、そうすると、これは基

礎も要るんですよ。基礎に砂利を入れて、その上に載っけますと、一坪の基礎つくるだけだつて二十万や三十万がかつちやうんです。そして、その上に自動販売機を載つけるんです。そういうふうな、具体的な例は、実態調査なんというのをしなくとも常識ですよ、こんなこと。それを、実態調査しなかつたらどうも疎いなんというふうなことは、いかにもインフレ、物価問題、こういうものを、常識と離れたところで法の作成がなされたという実はきらいが非常に強いわけですよ。

これは大臣、ぜひ修正をするようにお願いしたいと思うんですが、本委員会のこれは審議の過程でこれだけ明らかになった実態にそぐわないものというところで、各委員さんの御理解を深めていただきたいと思ひますけれど、そういう点での理解を深めていただいて、まあこれは私が勝手に言うことでもございせんので、いずれ理事さんや委員長さんたちで御相談いただくことですが、明らかに十倍は違うんです、どういふふうによつてみても。そして全然、二千万を五十万円にしたからといって、かつこうはついたかしらぬけれど、実態としては救われるものはほとんどないという実態に変わりがなくというふうなことをわれわれが審議の過程で明らかにして、不問に付していいだらうかという気がするんです。

もう何としても悪いとは言わない、昨だコンニャクだということでお逃げになるとどうもちょっと、私はもう少しやほりという点で、まあ物価に弱いということをおっしゃつておられるのでやむを得ないと思ひますが、やはりもう少しそういう点は、同じどうも済みませんと言ふんでも、にやにや笑いながらでなくて、本当にもう少し済まなそう願ひして言うくらいは誠意をばくは示していただかないと困ると思ふんです。この問題はちよつと納得できせんけれども、先へ進ませてください。五十万を四百万に直したつて、何のことない、簡単に直ると思ふんです。それでほか合わなきや、ほかをこれから直していけばいいんですよ。

それで次に、大事な問題がたくさんございすが、銀行局おいでになつておりますね。——今度、自己発行株に対する質権の設定ですか、これが認められることになつたんですが、これはいろいろその理由は聞いておりました。しかし、私がすぐびんときたのは、私もかつて銀行にいたことがあるんです。あつ、歩積み両建ての抜け穴ができたというふうな、直観的に私は説明を聞いていて思ひました。歩積み両建ては禁止されても、銀行が小さな業者で、うちの株を買えと、そしてそれはうちに抵当に入れろと言つておけば、相当の担保価値を持って、他の債権者よりも優先的にさつと取れる。しかも、自分の銀行の株ですから、簡単に換金もできるし取ることもできる。

ただ、ここで特に私は気になるのは、自己株の質権としての先取りは違法だという最高裁判所の判例が出ています。今度この法律で違法でなくなりますが、それからチソの株主の問題も、これも違法だという判例が出ています。今度の法律でこれらは整理されます。要するに、法律ができて、判例で違法だという結論が出たら、ある学者は銀行と経団連の圧力によつて改正される商法というふうなことを言つておるんですよ。活字になつていますから間違ひございせん。そうまで批評している学者もいるんですよ。ですから、そういう点に対して、一体大蔵との間ではどういふ話めを行つてこの条項を入れることにしたんですか、法務省の見解を伺いたいと思ひます。

○説明員(稲葉威雄君) 大蔵省との関係では、大蔵省から法制審議会にも委員、幹事に來ていただいておりますし、それから法案作成の段階にも合議をいたしましたわけですが、先生御指摘の点につきましても、歩積み両建てが問題になるのは、むしろそれによつて、拘束預金をするということによつて実質金利が高くなるというところが問題になるのであつて、担保を兼ね、銀行が貸すときに担保を要求するというのは、これはしごく当然のことではないかというふうな思ひわけがございまして、その意味で問題は、それが実質金利が高くなるといふような形で預金者あるいは融資を受ける者にはね返るかどうかという点が問題になるわけがございまして、この場合には銀行の株式を担保に入れたからといってそういう事態が起ることはない。

いづれにしても、株による配当というものは、担保として差し入れた場合であつても、まあ登録質にすれば別でございまして、普通の形の略式質あるいは譲渡担保でございまして、そのまゝ債務者と申しますか、その担保提供者のところへくるわけがございまして、その担保提供の問題ではないか、かように考へておるわけがございします。

○丸谷金保君 そういう問題が起きないという経済感覚、銀行が資金の融資をするときに担保を取らる。それはまあ現在あるもの、土地、建物とか、あるいはおまえのところでもこの株を幾ら持つておられますか、これを差し出さないと、こういう形を想定してございまして、今度うちの株を買ひなさいというところで別に持たせるんですよ。そうして、それを担保に出しなさい。十億貸しましよと。一億は株を持ちなさい。資金は九億しか使えないことになるんですよ。ほかの担保を持つていれば、担保を出して十億使えるんですよ。ですから、おたくの言うようなぐあいにはならない。大蔵省どうですか、その見解をひとつ。

○説明員(足立和基君) 今回のこの商法改正によりまして、自己株式につきましても質権設定が一部できる、こういうことになるわけがございしますが、それによりまして、いま先生は、いままでの歩積み両建てというものにかえて今回は銀行の株を持たせると、こういうことによつて、それを担保に設定し融資が行われるのではないか、こういう御懸念でございします。

今後、銀行がどういふような行動をとるかというのをなかなか確定的には申し上げられませんが、けれども、まず歩積み両建てがどうして行われるのか、私どもはこれを厳に禁止しておるわけがございします。

ざいですが、その背景を考へてみますと、いま参事官からお話がありましたように、一つは、実質金利を高めるといふことが大きな問題ではなからうか。それからまた、銀行預金というものをふくらましつたいというふうな考へ方も銀行側にはあるのではないかと。また、融資に当たりまして預金を取る、歩積み両建てにしておくと、こうになりまして、いざという場合には貸し金と預金との相殺適状になるというふうなことでこの歩積み両建てというものが行われやすいと考へられるわけがございしますが、これを今回の自己株式というもののついでに考へて考へてみますと、いづれもそのような条件というものがや異なるのではないかと。したがうして、銀行がそういうビヘービアをとるといふことは、ちよつと考へにくいのではないかと。いづれに私どもは考へております。

それから、先ほど先生が、たとえば十億を貸すという場合に、自分のところの株式を買ひつけて担保に取る、こういうことを具体的に申されたわけですが、十億銀行が融資をするということになりますと、当然ながら掛け目を掛けた上での担保価値というものが、何らかの担保というものが十億なければならぬ。したがうして、その銀行の株式をその額だけ買ひつたということになりますと、実際に使える金がなくなつてしまつと、こういうこととでございまして、何らかのやはり担保というものが別途なければ銀行というものが融資に應じないだらう。したがうして、その一部を自分の株式を持たせるといふことの銀行側からしたインセンティブというものはどういふものがあるだらうかと考へてみますと、先ほど申しましたような歩積み両建てという場合とはちよつと異なるのではないかと、こういうぐあいに私どもは考へております。

○丸谷金保君 これは懸念でございまして、特に大蔵省は銀行に關しては厳しい監査も行える立場にございします。だから、このことはそういう弊害の起らないように、起こりかねませんから、いいですか、いまはまだ起こつてないわけですよ。

ね。これからの問題として十分御注意いただきたい。そのことを念のため、きょうはここで申し上げておきたいと思ひます。きつと起こりますよ、そのうちに。今度具体的な例を持って出てきたときにはお困りになるんで、いまからひとつそういう点について十分御注意を喚起して、この問題については大蔵省さん、もう結構でございます。特に懸念があることで注意しておきたい、こう思ひましたので、どうぞ……。

それで、こういうことで経済感覚の違い、これらが非常に何かいふ点で実は私問題になってくるんでないかと思ひます。たとえば今回、監査等の特例法の第二条で、いわゆる五億円という本法をそのまま生かして、附則の十億というのを外しましたね。これについては税理士会の方では非常な反対がありますけれど、四元参考人の話だと、基本問題調査会のようなものをつくってこればどうでもないんだというふうな、何かこうあいまいな話がございます。これも私は、五億を十億にするというなら話はわかるんですけど、しかし、十億の附則を——これは附則だからいつかとならぬやうなぬということをお答えになるうと思ひます。しかし、一方では、国の職員の地方への権限委譲というふうな問題は、「当分の間」という附則が三十五年も生きています。これはもう大臣、御存じのとおりだと思ひます。それから、附則だから七年間もはつといたんだからやつたなということは、これは通らない話だ。それなりの別な理由がなきゃならぬわけですよ。

そこで、インフレの問題を考えた場合に、この本法を決めた、五億ということを決めたときの、あるいは附則を決めたときの四十九年、経済企画庁、消費者物価で結構です。特価の上昇率はどれくらいあります。

○説明員(加藤雅君) お答え申し上げます。ただいま資料を持ってまいっております。で、大変申しわけありません。

○九谷金保君 私の方で調査したのは、経済企画庁の資料で、一・五三倍です。大体間違いないと思ひます。

うんですよ、おたくの数字なので後で調べていただければ。大体一・五三倍なんです。

そうしますと、当時の五億というものの貨幣価値は、この七年間にすでに三億何がしかの貨幣価値に上がっているんですよ。だから、十億を五億にしたというふうなことになるんですよ。これを決めたときの五億の貨幣価値というのは、もう三億ちよつとくらいいしかなってないんだ、こういう点はどういふふうな勘案したんですか、そういう物価の問題は。

○政府委員(中島一郎君) この問題は、昭和四十九年あるいはその改正のもとになりました法制審議会の答申が出された昭和四十五年以来、非常にいろいろと複雑な事情があつて今日に至つておる点であるというふうな理解をいたしております。

当初、昭和四十五年に法制審議会から答申がございました。これは、資本金一億円以上の株式会社について監査対象会社にするべきである、こういう内容になっておつたわけでございます。けれども、この点につきましては税理士会等、非常に強い反対があつたわけでありまして、いろいろと検討をいたしました過程において、ある時期には資本金三億円以上の株式会社というふうなことに聞いております。結局、昭和四十八年に法務省といたしましては、資本金五億円以上の会社とすること、法案を作成して提出をいたしましたわけでございますけれども、国会審議の過程におきまして本則は五億円以上の株式会社ということになりましたけれども、附則におきまして、五億円以上、十億円未満の証券取引法非適用会社については暫定的にこれを監査対象会社としないということになったというふうな経過があるわけでございます。

その経過措置が設けられました理由でございますけれども、何せ四十九年に初めて商法上の監査という制度が設けられたものでございますから、この監査の実績というふうなものがどういふものであろうかというふうな点についての見通しは

つきりしなかつたという面もあるかと思ひます。それから会計監査人、すなわち、公認会計士の処理能力として十分なものがあるかどうかどうかというふうなこともあつたのだらうと思ひます。そういうふうなこともありまして、暫定的に五億円以上、十億未満の証券取引法非適用会社については監査対象会社としないということになっておつたわけでありまして、今回、ただいま御質問の中にもございましたように、附則の点を外して五億円以上の全会社について監査対象会社にするという改正を考えたわけでございます。これは先ほど大臣から申し上げたことでもありますけれども、法制審議会の答申におきましては、それに加えてさらに数点の要件を掲げまして、それらの要件に当たる株式会社については監査対象会社にするべきであるというふうな答申をいただいたわけでありまして、私どもは各界の御意見を十分に聞きましての結果、現在のような結論に到達しておるというわけでございます。

それで、いま御質問にございましたインフレ傾向と申しましようか、物価の上昇あるいは貨幣価値の変動というふうな点についても十分に考慮をいたしましたわけでありまして、資本金の額というものは必ずしも物価の上昇に見合うような増加を示しておらないというふうな実態もございまして、それから、会社の資本金によりましていろいろと区分をしております。とりわけ他の法律などにもございまして。たとえば中小企業基本法というふうな法律では、資本金一億円未満の会社をもつて中小企業と呼んでおります。あるいは証券取引所上場会社の基準といたしまして、東京、大阪、名古屋以外の証券取引所、札幌、新潟、京都、広島、福岡等の取引所におきましては、資本金一億円以上の会社をもつて上場の基準というふうなことにしておりますが、その辺のところにつきましても昭和四十九年以来特段の変更もございませぬ。検討をされておるというふうなことは聞いておりますけれども、特段の変更もございませぬ。そういう事情をあれこれ勘案をいた

しまして、五億円以上の会社について適用するという結論を出した次第でございます。

○九谷金保君 大蔵御丁寧に長くおっしゃるんですが、大体前段のことはもう何遍も言っていることだし記録を読んでいますので、簡潔に質問にだけ答えていただければ結構だと思ひます。そのように御協力をお願いしたいと思います。

それで、物価上昇というふうなものを余り考えない、資本金というのはそんな物価が上がったからすぐ上がるものではない、それはお説のとおりです。しかし、少なくとも七年間に相当程度の物価が上がつておれば、改正するときにはやはりその時点ではそうした実態を勘案していくべきでなからうか、これが全くなされてない、そのことがやはり税理士会がこれは最初から反対していることのひとつだと思ひます。ただ、決して税理士会の言っていることが全部が悪いのか悪いのかという問題では私はないと思ひます。それは業界ですら、わが田に水を引くというものがそれだけにありましようから、それだけで私を問題にしたいとは思ひませんが、ただやはり今回これはそういう点で、先ほどの小商人の場合もそうです。現在これだけ値上がりして物価の上昇が激しい中において下げて、実質的にはもう貨幣価値に相当の幅ができつたあるのに、これはまたいまでもきつと、しばらくちよつと私変わらないのじやないかと思ひます。

いや、今度ほど、大臣は見直すと云つていますが、昭和十三年のときでもそう云つていてもなかなか見直さなかつたんですから、法律というものは一過確定したらもう再三、何らかの保証がなければ、私どもは見直すと言つてももう簡単にはいかないだらうという気がするんです。それはもう国会のやることだと思ひます。それと、今度ですが、そこで経済企画庁に、今後の物価情勢の、たとえば五年刻みでもいいです、あるいは六十一年までの計画もあつたのようですから六十一年までの計画、六十五年までの見通し、大体どういふふうな企画庁としては考へておるか、御説明い

た
だ
き
たい。

○説明員（加藤雅君）　お答え申し上げます。

本年一月に公表いたしました新経済社会七カ年計画のフォローアップ、昭和五十五年度報告におきましては、今後五カ年間、六十年代までの消費物価の年平均上昇率でございますが、政策上の目安数値といたしまして年五％程度ということを考えております。

なお、六十年代以降につきましては、現在のところ精算をいたしてございません。

○丸谷金保君 精算して発表して

○説明員(加藤雅君) お答え申し上げます。

物価の見通しにつきましては、輸入物価

物価の見通しにつきましては、輸入物価の動向、経済全体のバランス等を勘案の上決めることになるわけでございますが、現在のところ、今後の物価をめぐる環境については、引き続き厳しいものがあるというふうに考えておりまして、見通しはつくっておられないわけでございますが、ただ、物価の安定につきましては、国民生活安定の基本でございますので、引き続き安定基調を持続するように努力する必要がありますというふうには考えております。

○丸谷金保君 安定成長ということで、安定上昇というふうになっていくというふうに理解してよろしゅうございますね。

○説明員(加藤雅君) 見通しをつくっておらないわけでございますので、非常にお答えしにくいわ

けでございますが、安定基調を持続するように努力する必要がありますというふうに考えております。

○丸谷金保君　その安定基調というのは、五％程度という現在の見通しが基調ということに理解してよろしゅうございますか。

○説明員（加藤雅君） 数字で５％というふうに申し上げるのは、私もまだ検討しておりませんので５％程度というふうには申し上げられないわけ

でございますが、安定基調を維持するというふう
に考えております。

○丸谷金保君　ちよつと禪問答のようなことになつてしまつて、それでばくは局長さんに出てきてもらひたかつたんです。そうすると、もう少し責任ある答弁ができると思うんですがね。私たちが聞いている範囲では、経済の安定成長を図つていかなければならぬし、経済の安定成長に見合う程度の物価の緩やかな上昇はこれはやむを得ないと、急激な悪性インフレは困るけれど、緩やかな安定成長に見合う安定上昇ということはやむを得ないんだと、こういうようなことをしばしば局長からも長官からも聞いたことがあるんですが、そういうことをおたくは聞いたことはございませんか、内部にいて。

○説明員（加藤雅君）
お答へ申し上げます。

ある程度の物価上昇はやむを得ないものであるという点は、御指摘のとおりであると思います。

○丸谷金保君 御承知のように、民事局長さん、ある程度の物価上昇ということはずっとあるんです。まず下がるといふことはないし、六十年までは5%ずつ、それから先へ行っても。そうします

と、いまの五億はもうすでに七年前の三億の値打ちしかない貨幣価値です。そうすると、十億を五億に下げて、これまたどんどん落ちていくわけですから、貨幣価値として。そうすると、資本に対する判断、経済の全体の中における五億円というものの重みも違ってきます。そういう物価上昇という

ふうなものを十分配慮しながら、十億をこの段階

で五億に下げたということがどうもなかなか受け取れないし、またそれが受け取れば、上昇して

いった場合にはさらに今度は逆に上げることを考
えなきゃならぬという答えが出てくるはずなんで

すが、それがないんです、いま見ていると。一体
 そういう物価の上昇傾向、そういうふうなものは
 十億を五億に下げるときは何も考えなかったんで

すか、どうなんです。

○政府委員(中島一郎君) 先ほども申し上げましたように、インフレ傾向ということを考慮しつ

つ、また一面におきましては、今回自主的監視機能の強化ということで、会計監査の充実、あるいはその範囲の拡大というようなことも考慮いたしました、いろいろ勘案をいたしました結果、現在の数字に落ちついておるわけであります。

ただ、今後物価の上昇というものは避けられないことであるということも、私どもも素人考えでありますけれども理解をしておるわけであります。今回の改正を手がけました私どもといたしましては、この改正の結果、どういう実態になるでせうかというようなことが一番関心事と申しましようか、気になる点でございます。今後の動向に絶えず注意をいたしながらこの点は考えてまいりたい。

衆議院ではこの点につきまして、「監査対象会
社の範囲についても十分に検討すること。」とい

う附帯決議もいただいております。これは基準を上げる方向もあり、下げる方向もあり、両方あり得ると思いますけれども、そういう附帯決議もいただいておりますから、私どもとしては今後引き続きこの問題は考えてまいりたいと思っております。

○丸谷金保君 衆議院の附帯決議の中で、経済の動向ということで上げることもあり下げることもありということで、物価上昇というふうなことが要因として取り上げられておりましたか、物価上昇の場合にどう検討するんだというようなことが……。

○政府委員（中島一郎君）私ども考えております

のは、物価の上昇というようなこともあるうと思
いますけれども、やはり資本金額の動向というよ

うなことが重要であらうかと思ひますけれども、
基本には貨幣価値の問題が關係をしてくると思ひ

ますので、そういうものを一切ひっくるめて検討の対象にすることになろうというふうに思います。

○丸谷金保君 実はその点で昨日も、今度十億を五億に下げることによって、六百社ぐらいあるうち、あと三百社ぐらいが該当するだろうというを

うなことで、公認会計士協会の会長さんですが、それくらいなものかふえても、いま正確には六千二百三十三人ですすね、六千人からの会計士が年間二百日働くとすれば、それに会計士補も二千人いるから、百六十万人日の稼働日数がある。現況でそれは七十万日しか稼働していないので、三百社くらいふえても十分対応していけるし、むしろ公認会計士が余っているんだ、こういうふうな表現がございました。それで、私はあそりするのと、五億に下げるとは公認会計士の余っている人たちの吸収かなと、こう思ったんです。これは四元さんが言っています、六百社のうち三百社と、四元さんは。非上場の会社で該当するのは、四元さんが言っています。

しかし、公認会計士さんの方はそういうことで心配ないと、それくらいふえても。ところが一

方、四元氏は、これは書いた物を読んでいたけれど、その中で、ところがこれはこれだけで落さないんだと、これが税理士会に及ぼす影響というのは何万社、三万社と言ったかと思いますが、ちょっとここにメモしておりませんけれど、そういうように非常に大きなわれわれに影響力がある

んだと、こういうことを言っておるんです。それはどういふことかなと考へてみました。それで、大蔵省のおいでになつてゐると思ふんですが、税理士さんの数はいまだぐくらしいあるんですか。

○説明員(西内彬君) お答えをいたします。

税理士会に入会している税理士数は、五十五年

度末におきまして三万六千八百十八人でございます。

○丸谷金保君　それで、公認会計士協会の中瀬会
長さんは、監査の仕事がふえれば税理士の仕事も

ふえるんだ、だから反対するのはおかしいということを書きのうも言っておるんです。確かに税理士の仕事は別、監査の仕事は別ですから、形はそう

なります。これが先ほどからずっと私が一貫して申し上げている実態と、それから皆さんの考えているたてまえとの違いなんです。税理士会がなぜ

反対するかということ、ああそういうことかと、私はきのうの参考人の話を聞いてわかりました。というのは、昨年の税理士法の改正によって、無試験で資格を取る者の数もふえますし、税理士はいまの三万六千人というのとはほとんどふえますわね。大蔵省はどうですか。

○説明員(西内彬君) お答えをします。

今後、税理士がどの程度ふえるかということについてはなかなか算定がむずかしいでございますが、まあこれまでの趨勢では約年間千四百から千五百人ふえております。それに御指摘のように制度改正もございましたし、また、別の面では、やや一般の受験者数の伸びは鈍化しているという両方の要素がございますが、今後とも数年間は年間千四、五百程度でふえていくだろうというふうに考えております。

○丸谷金保君 これはそういう状態の中で、確かに公認会計士さんの仕事の事はふえました。税理士さんの方の仕事もふえると言っておりますけれども、その実態はどうかということになりますと、こういうことなんです。いまやもやもや税理士の資格を持っている専門の税理士で、そこで働いている、勤めている税理士さんの数、これから見ますと、公認会計士の資格を持って税理士事務所で働いている若い税理士さんの数が問題にならぬくらい多いんです。こういう実態を法務省や大蔵省は御存じでございますか。法務省はどうですか。

○政府委員(中島一郎君) 細かい数字はわかりませんが、常識的に考えまして傾向としてはそういうことであろうと考えております。

○説明員(宮本英利君) その事務所に何名勤めておるかという細かい数字までは承知しないのでございますが、五十五年十二月末現在で見まして、公認会計士として登録いたしております者の総数は六千三十六名おります。この時点よりちょっと古くて恐縮なんです、五十五年九月末現在で、これらの公認会計士のうち税理士登録を行っております税理士業務もできるような公認会計士は四千五百一名というふうな状況でございます。

約七割強というふうな状況でございます。

○丸谷金保君 ですから、二枚看板の公認会計士さんが非常に多いんです。しかし、公認会計士として会社の監査をしておられる限りにおいて、その税務事務はできません。しかし、そういう会社が一つでも二社でもふえますと、その系列の会社に今度は自分が行っている税理士の事務所、税理士業務、ここに税理士を雇ってどんどん送り込めるわけです。これは違法だと思いませんか。

○説明員(宮本英利君) 実は、公認会計士あるいは監査法人がみずから監査をしている法人の税務業務はできないという規定があるわけでございますが、そのような利害関係規定と云ってありますが、そういう規定は公認会計士法と証券取引法と両方にあるわけでございます。公認会計士法の方には、監査について、そういう税務業務を行っていると云うふうな利害関係者の監査を排除するための基本的な規定があるわけでございますが、証券取引法の方には証券取引法に基づく監査の独自の観点からの禁止規定があるわけでございます。御承知のように、証券取引法には、子会社でありますとか、それから二〇％以上株式を保有しておるような関連会社でありますとか、そういうものを監査する連結財務諸表制度というのがございまして、公認会計士あるいは監査法人がそういう会社の連結財務諸表をつくっております場合には、その公認会計士あるいはその配偶者あるいは監査法人に属してあります公認会計士等はそういう子会社あるいは関連会社の税務業務はできない、これは証券法の方ではそういうふうに広がった禁止規定をつくっておりますわけでございます。

○丸谷金保君 監査法人は、公認会計士の場合には監査法人という法人格を持っております。しかし、税理士は一身専属権ですね。ですから、別の税務会計事務所をつくって、そこで使っております税理士が資格を持っておりますから、その税理士の資格で行う税理業務は違法ではございませんか。

○説明員(宮本英利君) その法人とは全く別の事務所として働いております税務業務というのは、違法ではないと思っております。

○丸谷金保君 こういう実例がたくさんあるんです。公認会計士の自宅に事務所を置く、これは税理事務所です。ここには税理士さんをたくさん使っています。税理士さん以外の人も使っています。御本人は法人会計の会社に勤めていまして、そしてその方から大会社の監査を行って、一見つながっていないんです。しかし、お調べになれば、そういうのがずっとそういう系列のところへみんな入って行って、税理士業務を個人の資格でやっておるんです。これが昨日、四元参考人が言った、いわゆる三百だけども影響は三万にもなりますという、三万はちょっと大げさかと思えますけれども、いわゆる税理士だけを業としておる者の範囲が狭められている。しかも、いまの三万六千人でも、四層半税理士さんという言葉があるんです。アパートの四層半でこたつ抱えて、自立していると言っても、本当に困っているというふうな人がたくさん出てきているんです。そういう熟語ができたくらいですから、非常に一方で余ってきている。しかし、特定のところでは系列的に、まさに税理士業務の系列化がこういうことによつてさらに進む。私は、税理士業界が反対している一番根っこには、それがあつたのだと思っております。

そうすると、税理士の身分あるいは資格を決め、この業界を指導していかなくてはならない大蔵省としては、一体こういうことの実態を踏まえた上で、法務省に何か物を言いましたか、あるいはまた、この商法改正案ができて、そういうことがさらに進むというところについて相談を受けておりますか。いま、分野調整の問題も出ていますけれども、これは分野調整できないんです。ね、中小企業の分野調整の話をしておりましたけれど、いかがですか。大蔵省はどう考えますか、これを。

○説明員(西内彬君) 今回の商法改正の問題は、先ほど大蔵省の企業財務課長から答弁ございましたように、制度上はいわば監査業務と税務業務と

いうものを分けまして、税理士の職域を直接侵食するものではないというふうに承知をしております。

それで、私も国税庁としては、大蔵省の企業財務課からこの改正問題につきましては十分連絡を受けておる。ただ、事実上、先生御指摘のような問題が出るかどうかということについては、今後十分にその事態を注視していかねばならぬ、というふうな考えをしておるわけでございます。もちろん、大蔵省の方には、そのような国税庁の意見は伝えてございます。

○丸谷金保君 今後出るようなおっしゃいますけれども、もう現実にそういうのはたくさんあるじゃないですか。御存じないですか。どうなんですか。本当に知らないんですか。もういま、今後起きてくるんじゃないんです。もうたくさんそういうのが現実の問題として出てきているんです。いまの十億の線を引いておいてさへも。御存じありませんか、実態を。

○説明員(西内彬君) 公認会計士における勤務税理士が税理士業務をやるといふことについては、十分あり得るといふことは承知をしております。ただ、それは公認会計士としての仕事をしておるのか、あるいは税理士としての仕事をしておるかという判断の問題はあるというふうに思っています。

○丸谷金保君 公認会計士としての仕事をしているか、税理士としての仕事をしているか、判断の問題だと言いますけれど、これはもうはっきりしていますよ。公認会計士としては公認会計士の仕事しかできないんですから、あわせて税理士の税理業務をやる場合には、事務所も別に設けて、そうしてさらにまた若い税理士さんたち、仕事のよくできるのを使つてやっています。ですから、もうはっきり分かれておるんです。クロスはしてないんです。ここは、これがますますふえてくる、こういうところに問題があるということをや、法務省側もひとつ理解していただきたいと思います。が、いかがですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 公認会計士制度を導入

いたしましたのは、言うまでもなく、会社の經理の事態を會計準則に基づいて行つてもらう、そのことを通じて株主を保護する、債権者を保護するといふたてでまゝに立つてゐるのだと、こう思ひます。

公認會計士は公認會計士としての職分を持つておられるし、税理士は税理士としての職分を持つておられますから、お互いに職域を侵さないように国においても配慮することは大切でございますけれども、公認會計士制度を導入する法改正をお願いしましたときに、五億ということで資本金を切つたわけでありましたけれども、まだ公認會計士の制度が充実してないわけだからというようになこともございまして、非上場会社については十億というふうに切り上げた、こう聞いてゐるわけでありまして。自來、相当の年数たつておりますから、公認會計士制度も充実したわけだから、今回、本来の案に戻すということにしたわけでございます。

あわせて法制審議会では、もつと資本金の少ない会社についても公認會計士制度を導入して會計監査をしっかりやらせてもらう、そして債権者、株主保護に徹底を期すべきだと、こういう強い意見があつたわけでありまして。そうしますと、税理士会の方で異論が出てくるわけございまして、法制審議会の意見の中では、資本金一億円から五億円までの間の会社についても、定款の定めるところによつて公認會計士による監査を行つてもらふようにするといふような規定があつたわけでありまして。しかし、税理士会からの強い意見がございまして、これは削除させていただいた。恐らく私は、公認會計士の方々にとりましては大変な不満だつたらうと思ひます。

しかし、私たちとしては、せつかく税理士会からの御意見でございまして、そうであるなら、非上場会社についても資本金十億円を五億円に下げてもやむを得ない、こういうお考えのようでございますから、それじゃ法制審議会がせつかく苦勞して御答申いただいたのに、法務省がそれを取り

上げないといふことはまことに申しわけないことであります。多年にわたつて御検討いただいた結論を私たちが取り上げないわけでございますから、申しわけないわけでございますけれども、せつかく税理士会が熱望されることでございまして、それは削除して、そのかわり非上場の会社についても四十九年の改正の際の五億円に戻さしてもらふといふようなことにしたわけでございます。

私は、やっぱり税理士会は税理士会としての御意見もございまして、公認會計士会は公認會計士会としての御意見はあろうかと思ひますので、いまますけれども、それぞれの意見を一〇〇%取り上げますと法改正はできなくなつちゃうわけございまして、やっぱり私は公認會計士制度を五億円以上の会社については導入していくといふのと、非上場の会社についても大事なことにやないだらうかなと、こう判断してゐるわけございまして、そのかわりお互いに職分を侵さないような規定を、これまた、税理士会の御希望によつて今回商法の中に規定させていただいたわけでございます。その辺の事情をぜひひとつ御理解賜ふように、お願い申し上げておきたいと思ひます。

○丸谷金保君 公認會計士を、できるだけ株主あるいは債権者保護という立場で不正經理をただしていくといふために活用していかなくやならぬと、その趣旨はまさにそのとおりだと思ひます。ただ、問題は、いまの制度で果たしてそれができるだらうか、不正經理、総会屋対策、これは私は不正經理の問題と総会屋対策の問題というのは表と裏の關係だと思ひます。特に、昨日も公認會計士協会の会長さんが微妙な表現をした中で私は再度質問を申し上げましたが、国会答弁の中でも、実は制度的に會計監査人の選任が株主總會にかつて強化されたといふことをきのうはおつしやつていました。だから、制度的にといふところにばかりはアクセントが入つたんで、制度として出されたけれど実質的じゃないといふことをあなと言つてゐるんですかと聞いたら、いやそうでな

いといふふうなことをいろいろ言つておりましたけれど、まさに私は本音だつたと思ひます。といひますのは、貸借対照表あるいは損益計算書ですね、株主總會から取締役会の承認事項に移したと、これは前進だと言つておりますけれども、それは片つ方で株主總會が選任権を持ったからいんだと。しかし、いまの株主總會の日本の実態、よくアメリカの會計士の権限強化だとか、いふようなことを答弁で再三申されておりますけれども、それはアメリカやヨーロッパとまた全然違つて、西ドイツなどは税理士の制度がありますけれども、株式会社は二千三百くらゐです。しかも、上場会社でなければ株式会社でないですから全く違ふんです。そうすると、特異な日本の税理士制度といふのがあります。そういうのと比較してみますと、株主總會といふもの自体もアメリカとは全く違ふ。

これは昨日も東大の竹内教授も言つておられましたけれど、そういうところに選任権が移つたからそれでいいんだといふたてで議論ではこれは実態は通つていかぬ。こんなもの取締役会の一応あれですから、提案してくるわけですから、提案権が会社の執行機関にあつてそれが提案してくる以上、やはり監査人といふのはどうしても、株主總會が選任権を持ったからといふても、株主總會よりはどちらかというと社長さんの顔色を見るといふことになるのはあたりまえのことなんです。

そうしますと、その中で不正經理が果たしてこれによつて大きくわかるように前進するだらうか、私はこれはもう非常に疑問だと思ひます。いや、だから、たとえば総会屋対策としても両方に、出した方にも取つた方にも罰則規定を設けたとおつしやいますけれども、それはもつと先の段階で、不正經理といふふうなものが発見されない状態があるわけですよ、監査で。大体いま世間を騒がしている不正經理の問題を見ますと、そんな三億とか五億といふ会社でないんですね。丸紅の問題にしろ、あるいは全日空の問題にしろ、何十億、何百億といふ会社のあれがわからないんです、い

まの監査制度で、公認會計士で。そして、わからないのは勘弁してくれと言つてゐるんですよ、さきの方の会長さんは。それはとても全部わかるわけがない。そういうところでやつて不正經理や株のあれがなくならんのかかわらず、おれたちの方だけ困らせるのかといふのが、ばくは税理士会の言ひ分だと思ひます。

一体、不正經理あるいは特に総会屋を根底からなくする、こういうことは、冒頭大臣もそれは一歩前進ではあつても完全というわけにこの法律ではいかにないとおつしやつておりますので、実はそのことをもう一回確認したくないんですけれども、もう少しやるんなら、たとえばアメリカのSECのような制度をかつつ入れていかなければ、羊頭を掲げて狗肉を売ると私が冒頭申し上げたところに戻つてくるんじゃないですか、この法律をせつかくつくられても。いかがでしょう。再度、ひとつ大臣に。

○國務大臣(奥野誠亮君) それぞれの企業がそれぞれの責任において活動をしてもらいたい、國家の直接介入によつて不正を防止しようといふような考え方は持つていないわけでございます。私はそれは避けた方がいい、國家公務員を各企業に配置して監視していくといふような仕組みはとるべきではないと、こう思つてゐるわけでありまして。しかし、自主的な監視機能はできる限り強化していきたい。したがつてまた、公認會計士のような獨立性の強い機関に会社の經理を監査してもらふといふような仕組みはやはりできる限り強くしていくべきことが、そういう役割にも即していくのじゃないだらうかなと、こう思つておるわけでありまして。

もとより、おつしやいますように、法律を変えたらそのとおり必ず期待どおりに行われるのだと、こんなことを思つておりません。やはり刑法についてはいろんなことが書かれておりました、きつて罰則も書いてあるわけでございますけれども、それじゃ刑法規定だけで一切不正は行われなかつたといひますと、たくさん不正もあるわけ

ございまして、そういう意味におきまして、私は一切の不正が公認会計士制度導入によってなくなるのだと思っております。しかし、少なくとも公認会計士制度の導入、その監査によりまして、株主あるいは債権者に対して粉飾決算などで誤解を与えるというようなことは、私は相当に防止できるのじゃないかと、こう思っております。わけでございます。

できる限り自主的監視機能を強化する方法をとっていく、そのためには、単に公認会計士制度、公認会計士による監査制度を導入するだけじゃなしに、できる限り独立して監査業務を行えるような仕組みをとっていく必要があるというふうな配慮から、若干の今回改正もいたしておるわけございまして、いろいろ御指摘いただいております点につきましても、将来とも十分留意しながら努力をしていきたいと、こう思っております。

○丸谷金保君 実は、いまの制度の中でもなるたけ自主的監視と、実はきのうも参考人の中で結局は経営者のモラルの問題だと、経営者のモラルの問題からいえば、いまのままでできるんです。いまの法でも、不正経理だとか、あるいは総会屋対策だつてできるんです。おつかないところがなければ、何も総会屋にその金品渡さなきゃならぬことはないし、堂々と論議を尽くして総会もやればいいんです。やはりそれらがいろいろモラルの問題があるから、いまの特に日本の会社の中における、私はこれはもうけることといふことだといふことが同意語に使われるようになったといふの日本社会の一つの悲劇だと思ふんです、非常に残念ながら。何かいいことないですかというのは、何かもうかることありませんかといふことなんです、ね、いま。

これだから、こういう金銭感覚、もうかることがいいことだといふふうなそういうモラル、こういうものがいまの企業の中に充滿しているから、国家権力でそれを抑えるといふことは確かにいいことですが、現状の公認会計士制度の中で、会計士さんにして、税理士さんにして、もう

かることはいいいことなんですから、なかなかいい面があるのではないかと。ただ、その中で私は、昨年度大蔵委員として税理士法改正に携わりました。助言義務、こういうものは私反對しました、おかしいと。そこまで縛りつけなければ正直に仕事ができないといふことは侮辱だと思ひました。しかし、結局はそういうことになりました。ですから、いま税理士業界には、そういう意味では、たとえは第一条に、独立した公正な立場に立つといふふうな項目がありますし、三十七条に、信用失墜行為の禁止といふふうな規定もございす。商法にも三十二条、法人税法の二十二条にも、公正妥当な会計処理といふふうな規定が税理士については要求されております。

そのほか、今度は国税庁によるところの査察もありまして、やったことに対するチェックもされます、税理士は。何だ、おかしいじゃないかと、当然業務上知り得る範囲でありながら、なぜおまえ、こんなことがわからなかったんだといふふうなことに対する罰則も行われております。非常に事後チェックが、税理士業界は、助言義務なんか入れなくても厳しかったんですが、なおさら入れ込んで、ところが、どうも今回、公認会計士の問題を中心にして、十億を五億といふことで入ってみますと、公認会計士の方はそういう事後チェックのシステムがないんです、どうも。

これだから、結局、会長さんが、いやそれは全部わかりませんと、そこまで立ち入っては調べられませんといふふうな問題が起きてきて、公認会計士はいままでもういふんたぐん問題ありましたね、大きな会社。公認会計士がみんなついてるんです、不正が摘発できなかったけれど、会計士自身が処罰されたことはいないんです。今度もうそんなんです。ここら辺にひとつ問題があるんじゃないでしょうか。そういうところをより抜けるうといふふうなところに、この法の体系全体の中における法務省当局の、確かにいろいろな委員会の要望によってつくったんですが、そういうイ

ンフレ条項にしても何にしても、社会の底の方の実態というものをきちんと踏まえないで、条文のたてまえ論だけでやっていこうとするから、しり抜けになるような今回の改正案にしかたないんじゃないかと思ふんですが、法務当局の方は一体いかがですか。

○政府委員(中島一郎君) 商法上の監査は、これは申し上げるまでもなく、昭和四十九年の監査特例法によって設けられた制度でありますけれども、そのきつかけになりましたのは、これもよく御存じのように、昭和四十年前後におきまして、あるいは山陽特殊鋼でありますとか、あるいはサウウェーブでありますとかというふうな大型の倒産がございまして、しかもそれがたまたま粉飾決算であったといふことで、こういうことではいけないので、第三者による会計監査が必要であらうといふことで、いろいろと準備をいたしまして、四十九年にこの制度が導入されたといふことであります。

それ以後の監査の実情というものを聞いてみますと、会計監査人側に向いておる、十分に職責を自覚してやっていたらいいとおる。また、一方、会社の方から聞いてみましても、会計監査という制度は、確かにこれはいい制度であるといふような評価を聞いておるわけでありまして、ただ、細かい点でいろいろと御批判がありまして、たとえは、取締役会が現在では会計監査人を選任するといふ制度になっておりますけれども、監査される側の取締役会が会計監査人を選任するといふことはいかにも不合理ではないかといふようなこともございまして、今回これを株主総会の選任といふふうに変更しました。そして、監査役がこれについて意見を述べることができるといふような制度も設けまして、取締役会の影響が会計監査人になるべく及ばないようといふような手当てをいたしたわけでありまして、こういうように制度上も手当てをいたしました。きのう公認会計士協会の会長が言っておられた制度上の整備といふものは、こういうことを言うのであらうと思ひます。

一方において、会計監査人も次第にこの仕事にも習熟をされます。さらに、公認会計士協会といふような協会も整備されて、いろいろと横のつながりと申しましようか、会員の指導などにも力を入れておられる、会員の自覚も高まってきておるといふことで、私は、法律制度の整備と、それから仕事に当たられる公認会計士の自覚の高まりと、両々相まって、さらにこの会計監査人による監査というものの実効が上がるのではないかと、上がる、こういうふうな期待をしておるわけございまして。

○説明員(宮本英利君) 公認会計士が企業の粉飾決算といふようなものに加担いたしましたときの罰則でございまして、その場合には、証券取引法上にも罰則がございまして、さらに公認会計士法上にも、これは行政処分といふふうな処罰がございまして、過去にも、公認会計士がそういう粉飾に関する虚偽証明を行いましたといふことに関連をいたしまして、刑事上の責任を追及された事例はやはり数件あるわけでございます。ちなみに、その公認会計士……

○丸谷金保君 そんなことを言っているのじゃないの。粉飾決算の片棒を担いだとか、そういうことではないんです。たとえば、税理士法の場合には、当然、これは税理士の資格を持っている者はわからなければならぬといふふうなことに、積極的に加担しなくても助言義務違反といふことになる、そういうあれがいついて。公認会計士法にはそれがありません。出てきたものに誤りがないと信じて誤りなければそれでいいんですから、片棒を担いだ場合のことを私は聞いていたのではない。だから、そういう法体系の違いを、もう少しやはりそういう点ではつきりすべきではないか。それから、いまも、要するに、取締役会が選任するんじゃないくて、制度上株主総会に移した。確かに制度上です。しかし、これはあくまで制度上

で、平均十五分で終わる日本の株主総会で、株主総会に移したからいいんだということには、絶対と言っていいくらい私はならぬと思うんです、実態は。全部しゃんしゃんですよ、そんなものは。その実態と乖離しているじゃないかと、私は冒頭申し上げたのはそれなんです。制度でつくったからいい、むしろ悪くなったんです、それで。

そうして、計算書類を総会に提出しなくてもいいということになりましたね。自分たちの選んだ公認会計士が監査したんだから、その詳しい内容は株主総会に出さなくてもいいというふうな、これは筋としてそのとおりです。しかし、それは、いまの株主総会のあり方の実態、だから制度として外国の例を持ってきたても、それは当てはまらないので、日本の風土の中で自分たち、われわれ自身の知恵の中でどうしたらいいか考えなければならぬ場合に、これは私は逆に、そのことが決してプラスに働かない要因の一つになるんじゃないか。選任権が株主総会にあるから、取締役会はその中で一つ役逃れですよ。おれたちが選んだのじゃない、あなたが選んだんだ、こういうことになりま。

それからまた、そういう点で余りにも下へ下へと落としていくことになりますと、いま日本は資本金よりも借入金が非常に大きい企業が多くて、借入金で操作しているのがいまの経済界の実情です。これはやっぱり安定した経済、あるいは株主保護、債権者保護、いろいろな点から言っても、資本金の比率を借入金に対してふやしていくかなきゃならない状況にあるんです。そういう指導も大蔵の方ではやっておりますね。制度的にも今度のあれで二分の一の資本の繰り入れの問題にしましても、やはり自己資本をふやしていく方向にあるんです。一方でそういう方向にある法律もこの中に入れておきながら、それで今度はふえていくんですよ。だから、五億の資本は少ないといっていますけれど、一億か二億の株式会社でも、みんなたとえ土地一つ持っていれば何十億の資産を持っているんです。それらをだんだんと自己資本

としてきちっと評価をし直していくということ、いろいろなこういう面から実は逆にチェックされるし、特に中小企業なんかについては、いまの税理士法の中で相当監視機能があつてきちっとやっているやつを、それは税理士だけじゃだめだからというふうなことになる、何かぼくはちょっとそこそこやわらないものを感じる。

それと同時に、実際にいろいろな経済の体験をしてきた者の立場で、余りにもたまたまだけで終始した委員会の答弁に対して、非常に残念に思うんです。

最後にひとつ大臣、あるいはどなたでもいいです。これで、できないというのならできないでいいですよ。まあ少しはできるようにするけれど、刑法をつくったって殺人犯がいるんだからやむを得ないというふうなすりかえをしないで、本当にやっぱこれだけで幾らか前進するけれど、もっともっと直していかなきゃならないんだというお気持ちをもちながら御提案しているのかどうか、そのところをひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 昭和四十九年に商法の一部改正を御議決いただいたわけでございます。その際に、国会でもいろいろな附帯決議をちょうだいいたしました。そして、法制審議会では全面改正をやろうというところ、いろいろな審議を続けていただきました。さしあたり株式制度、株式会社の機関、株式会社の計算・公開、この三部門について審議を始めていたわけで、五十四年に一応その三部門についての結論が出ました際に、いろいろな問題がございまして、やはり会社の社会的責任を果たすための改正を急ぐべきだと、こういうことになってまいりましたので、それまでまとまっておりました三つの部門についての結論を中心にして、ことしの一月二十六日に御答申をいたしまして、それに基づいて今回商法の改正案として提案させていただきます。したがって、全面改正を考えながら、途中であることから転換をいたしまして、一部改

正にとどまったわけでございます。その結果、当初に御指摘いただきましたように、小商人についての金額、いかにも物価から考えたら低過ぎるじゃないかという御批判をいただく結果になつておるわけでございます。したがって、大中小会社の区分の問題でございますとか、あるいは企業結合の問題でございますとか、いろいろ残された問題があるわけでございまして、早急にこの後引き続いて法制審議会でも御審議いただくことになつておるわけでございます。

全面改正を急がせていただく、そしてまた、今いろいろな御注意をいただいております問題もあわせて御検討いただきまして、なるだけ早い機会に商法の全面改正を改めて提案させていただきます。など、こう考えておりますので、その間の事情を御理解賜りますよう、お願い申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(鈴木一弘君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

た、基準もなかなか複雑ないろいろなタイプがあるようでありまうけれども、ともかく二五%なり三〇%の率を最低限のものとして守ろうという気持ちがあるようであります。

株式全体の数量が、いまの取引所の規模なり顧客の資金量などと比べて少ないというふうな点もまた考慮しなければいかぬようでありまうが、これについて証券局としてはどういうふうなことを考えておられるのか、また、これに対してはどんな対策を持って臨もうとしておられるのか、この辺をちょっと説明していただきたい。

○政府委員(小山昭蔵君) ただいまの先生の御質問の御趣旨は、わが国の証券市場における上場株式につきまして、個人株主のシェアが逐年低下してきているという現象について、これを私ども証券局においてどのように認識しておるか、また、これに対していかなる施策を考えておるか、という御質問であらうかと思ひわけでございます。

御指摘のとおり、戦後昭和二十年代に上場株式の六一%という高率のものが個人の所有であったわけでございますが、その後、逐年この率は低下してまいっております。昭和五十四年度末には三〇%です。三〇・四%というところまで低下しております。それを裏返した数字、七割弱が法人の所有になっていると、こういうことでございます。

私どもは証券市場の健全な育成という観点から、できるだけ健全な個人投資者が株式を多数所有していただく、多数の健全な個人投資者が株式の今後の発展のために、また、流通市場の健全な運営のために必要なことであるというふうな考えをしております。このよう個人株主の持ち株比率の趨勢的な低下という現象を非常に憂慮しておるというのが、現状に対する認識でございます。

そこで、この問題につきましては、実は証券取引審議会というのが大蔵省にございますが、ここ

午後一時五分開会
○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 わが国の大会社、各証券取引所に上場せられております会社の株主のシェアの問題であります。これは人数はかなり多いのでありまうけれども、持ち株比率が非常に低くなつてきておる、しかも年々低下しておるというところで、証券取引所でもかなりこの点に留意をして一定の基準を定めておるようでありまう。理事長と電話で話したところでも、理事長なども非常にこの点は留意して努力をしておられるようであります。ま

でも取り上げていただきまして、昭和五十一年にこの問題に関する報告をいただいております。「株主構成の変化と資本市場のあり方について」という題で報告をいただいております。その中に、このような現象が生じている非常に大きな原因として、一つは株式に対する投資魅力が減退している、これは現在、配当の利回りが平均いたしまして一・四％台という非常に低いところまで下がってきているということで、なかなか健全な投資者が、採算を考えると自己の金融資産の選択の中で株式投資ということを好まなくなるといいますか、そういう大きな原因になっている。

この点につきましては、さらにその原因を言えば、結局、企業といいますが、発行会社の額面配当主義というものがその原因をなしているわけでごさいます。たとえば時価発行増資を行いましても、それによって得られたプレミアムは配当負担のからない金だといふふうに一般にお考えになりまして、企業としては額面五十円なら五十円という額面に対して、一割なら一割という一定の配当をしてあげれば株主に対して報いたことになる。といったような風潮が一般的になおあるわけでごさいます。これがたまたま申し上げましたような配当利回りの異常な低下ということになり、株式の投資魅力の減退ということになっておるといふふうに認識しております。

もう一つの大きな問題は、昭和四十年代に入りましてから顕著になったわけですが、いわゆる安定株主工作というものが企業間で行われるようになりまして、それとあわせて企業系の系列化とか取引関係、そういったような純投資の動機以外の、ほかの動機による法人間の株式の持ち合いという現象が進んでまいっておるといふことが、もう一つの大きな原因ではないかというふうに考えます。

さらに、私どもの身内のことと申し上げるならば、証券会社の営業姿勢自体にもそういう法人を相手にする営業、あるいは非常に大口の投資家を相手にする営業に比べて、きこ細なといひます

か、一般の個人投資者に対する営業姿勢にいま一つ欠けるものがあつたのではないかと、このようなことが、先ほど申し上げました審議会の報告書の中でも指摘されておるわけでごさいます。私もそのとおりではないかというふうに考えております。

そこで、これに対する対策、改善策でございますが、いま申し上げましたように非常に根が深く、いろいろな原因が重なり合つてそういう現象が生じているわけでごさいますので、これが決めた手だといふような、それだけで非常に大きな効果が期待できるような対策というのをごさいます。また、証券行政なり証券会社なりだけの努力で問題が解決するものでもない、産業界一般の御理解もいただかなければならぬでしようし、いろいろな施策を総合的に組み合わせる対策を講じていかなければならぬといふふうに考えておりますが、先ほど申し上げました投資魅力という点で申しますと、たとえばプレミアムの還元ルールというのを引受証券会社の自主ルールで決めておられますが、そういうものをより強化いたしまして、配当性向といふものを一層重視したプレミアム

の還元のあり方を発行会社に採用していただくというところを、これは昨年の秋、自主ルールの改正を通じて措置いたしておりますし、また、証券会社に対しては、最近も健全性省令の一部改正といふようなことも行いまして、個人株主本位の営業姿勢の徹底を図るよう指導しているところでごさいます。

さらに、今回の商法改正によりまして、これが実現いたしますならば、プレミアムの資本組み入れ割合の引き上げであるとか、法人の相互保有規制の制度の創設であるとかといったような内容が含まれておりました。これらの内容は、ただいま申し上げましたような観点に沿うものとして、私も非常に有意義なものではないかというふうに考えております。

以上、申し上げましたようなことで、なかなか広範な原因、かつ根の深い原因に基づくものでござ

ざいですが、私どもとしては今後とも関係方面の御理解と御協力をいただきながら一層努力してまいりたい、このように考えております。

○寺田龍雄君 これはいつだったか、「エコノミスト」で国債の膨大な発行といひますか、これがいまのいろいろな金融その他の面のひずみの元凶である、国債の膨大な発行量といふものが諸悪の根源であるといふようなことを力説した論文を読んだことがあるけれども、こういうことは、別段この問題とは直接の関連はないですか。

○政府委員(小山昭蔵君) 国債の大量発行及びその円滑な消化という中におきまして、個人がその金融資産の運用の対象といたしまして、漸次国債の所有する割合を高めてまいっているということ、これはいろいろな意味で非常に健全なことであり、国民経済の上からも、また、個人の金融資産の選択の多様化という観点からも、望ましいことであるといふふうに考えております。

しかしながら、いま申し上げましたような個人の持ち株比率の低下といふことが、それと直接つながるような因果関係が生じているといふふうには私は思っていないのでございまして、やはり先ほど申し上げましたような企業の配当政策であるとか、そのほか株式そのものの魅力といふものに一つの大きな原因がある、こういうふうにごさいます。

○寺田龍雄君 株式を関連会社が相互で持ち合うという現象、あるいは金融機関が取引先の会社の株式を持つということ、そういう問題に関しては、ある程度独禁法の規制がありますね。が、今度の商法改正で、たしかあれば持ち株が二五％以上になった場合は議決権の行使ができないようになる。これは議決権を奪うといひますか、そういうふうな点もたしか今度の改正であつたと思ひますが、そういうふうないろんな規制で法人相互間の株の持ち合いといふものがある程度コントロールするといふ法的な規制をしていくということ、は、現行の制度でもありますね。

ただ、そうはいっても、これは非常に一般的で、大会社なり、ある系列の会社でもって経済のある部分を全部支配してしまふ。経済的な支配といふのは政治的な支配に結びつきやすいから、余りそういう現象といふのは好ましくない。ことに私どもが最近会社のOBに聞くといふと、まあ省の名前を言つては何だけれども、局長の退職後のポストをつくるために関係の会社に指令を出して、関係の会社が幾つかで新しい株式会社を設立させる、そこへ退職した局長を送り込むといふようなこともあるんだといふようなことを聞いておるわけ、何にしましても法人相互間の株式の持ち合いといふものは、これはある程度やはり厳しく規制をしていかないとけないといふ感じがするわけですね。この点はどういふふうに考えているんでしょう。

○政府委員(小山昭蔵君) 先ほど来申し上げておりますように、私も証券行政を担当しております立場から申しますならば、資本市場の健全な育成といふ観点に立ちまして、多数の個人投資者が株式を所有するようにすることが望ましいのであつて、そのためには行き過ぎた法人の株式所有といふものは好ましくない、また、資本市場のあり方をさまざまにゆがめるという意味においても二重に好ましくない、こういうふうにごさいます。そのほか、法人の株式保有に関する、これを規制するといふことは、さまざまな政策上の配慮からも出てくるのだからと思ひます。

ただいま先生が御指摘になられましたような独占禁止法といふような法律においては、企業支配といふものの行き過ぎを是正しなければならぬ、防止しなければならぬといふような、また別個の観点からする規制が行われておるといふふうに考えるわけでごさいます。

その点、今回の商法改正、これは直接的には議決権行使の適正を期するといふような視点を踏まえて、二五％超の当該保有している会社の株式を持つていふ場合にその議決権を行使することを認

められてない、こういう制度が導入されるやに聞いているわけですが、何分にも基本法である商法の中で、株式会社制度の本質にかかわる問題として、そういう法人の株式の持ち合いといったようなものが好ましくないという判断が下されるということは、非常に意義の深いものであるというふうに考えております。

○寺田熊雄君 現在、公認会計士制度というのは、証券取引法にも規定がありますが、上場会社は有価証券報告書で大蔵大臣に提出すると、その中に記載のある貸借対照表なり損益計算書というものは公認会計士の監査を受けたものでないか、かぬという規定がある。商法にも、特例会社については公認会計士の監査を受けると、公認会計士の、そうした法制によってもたらされる地位の向上といえますか、役割りの重要性といえますか、そういうものを考えますと、その資質を高めていく。それから、何よりも、裁判官がいろいろ裁判をする場合には公正廉直でなく、いやいけな、強い意思でいろいろな雑音を排除していかなく、強い意思でいろいろな雑音を排除していかなく、やいかぬ。それと同じように、やっぱり監査というものを厳正にするためには、いろいろな利害関係からくる思惑もあるでしょうし、いろいろな雑音を全部排除しなさいかぬ。そういう何というか、使命感というか、任務を重しとするそういう職業的な倫理観といえますか、そういうものはどうして養っていくのか。

裁判官は、裁判所の長い間の伝統があつて、その中へ入っちゃうとおのずからそういう使命感みたいなものが、倫理観みたいなものが自然と養われる点がありますね。公認会計士の場合には、公認会計士の社会というのはやっぱり一人一人独立しているんだけれども、それをばっておいでいのか、それが養われていくのか、そんなふうな考慮がある。あなた方としては、公認会計士の現在の仕事ぶりを見て、はば法の目的が達成せられていないとおられるのか、満足していらつしやるのか。満足していても、なおかつ一定の指導監督を必要とすると考えておられるのか、その点

いかがです。

○政府委員(小山昭蔵君) 先生の御指摘のとおり、公認会計士の行います監査証明といいますが、監査証明の業務というものは、企業内容の開示制度、これの根幹をなす非常に重要な使命を持つ業務である、こういうふうな私どもも認識をいたしておるわけでございます。

そこで、公認会計士あるいは公認会計士の集まりました監査法人というふうなものがこの業務を行うわけでございますが、その業務をそういう企業に対して独立性を保持しながら、信用のある、充実した監査を行うようにいかにして導いていくことができるか、社会一般の信頼を一層高めていくような施策としてどういうことがあるかといふことでございしますが、私どももいたしまして、この公認会計士法の規定に基づきまして、公認会計士の自治的な団体ではございしますが、同時に、その法律に基づきまして公認会計士の監査業務に対する指導監督を行うための組織ということ、公認会計士協会という組織がございします。

そこで、私どもはこの協会を通じて、協会に対して種々指導要請等を行ひまして、協会の内部で自主的にさまざまな施策を講じていただいで、これらの公認会計士なり監査法人なりの監査の一層の充実ということを図るよう施策を進めていくところでございまして、最近の一、二の事例を挙げてみましても、この公認会計士協会がとりました施策として、たとえば五十四年六月に、公認会計士の監査の方法と内容について個別的な指導等を行う会長直属の常設機関として監査業務審査会を設置したということもございしますし、五十四年十二月には、協会長名で「不正支出・使途不明金等に係る監査の充実強化について」というような通達を出したしております。さらに最近では、各公認会計士なり監査事務所が組織的監査を実施するに当たりましての監査手引書の作成のためのガイドラインということで、監査マニュアルというものを協会において作成したしております。こういうようなことで、第一次的には協会

を通じての指導強化ということをしていたしております。

なお、若干つけ加えますと、大蔵省自身といったしましても、公認会計士の行います監査に対する審査等を強化いたしますために、五十五年度から若干名の証券監査官の定員を、併任の形でございしますが増員を認めていただいておりますし、また、データバンク・システムを活用いたしまして財務分析にこれを利用するといふようなことで、大蔵省自身の審査体制も強化を図ってきているといふようなのが現状でございます。

○寺田熊雄君 公認会計士が、従前、新聞紙をにぎわしました、いろいろ会社の倒産であるとか粉飾決算であるとか、そういうような場合に、刑事責任を問われるとか、あるいは懲戒の責任を問われるといふような事例があつたでしょうか。これは裁判官でも最近はそのようなことがあるので、公認会計士でないはずはないと考えますが、いかがですか。こういう事例があつたら説明していただきたい。

○政府委員(小山昭蔵君) 先生のお尋ねは、公認会計士が行いました業務に関連いたしまして民事上あるいは刑事上の責任を追及された事例があるかと、こういうことであらうかと思ひます。

これまでの事例について調査してみますと、これまでに民事上の責任を追及された事例は一件だけございします。これは日本熱学工業という会社が倒産いたしました際に、その監査証明をいたしまして公認会計士が会社の役員と共同被告人となりました。被害を受けたという株主の方から民事上の訴訟を提起された事例がございします。これは、和解により解決したというふう聞いております。

次に、刑事上の責任を追及された事例でございますが、これは現在までに四件ございまして、山陽特殊製鋼、日本熱学工業、東京時計製造、不二サッシ工業及び不二サッシ販売、この四件について、これに關与した公認会計士がいずれも刑事上の責任を問われております。

以上でございます。

○寺田熊雄君 これは懲戒はちょっと私もいま法制をはっきりしてないんですが、弁護士会などは弁護士士の自治で自分でやると。この公認会計士の懲戒は大蔵大臣の権限だったから、そして懲戒も同時になされたか。

○政府委員(小山昭蔵君) 公認会計士に対する懲戒は、公認会計士法に規定がございまして、大蔵大臣が行うこととなります。公認会計士審査会に諮りました上で大蔵大臣が行うと、こういうことになっております。

先ほど申し上げました事例については、いずれも業務停止ないしは登録抹消といった行政処分をいたしております。

○寺田熊雄君 この商法の特別監査というのは、公認会計士個人が監査人になつてもいいし、監査会社が監査人になつてもいいわけですね、法人です。ですから簡単に言うと、外国法人でもいゝわけでしょう、外国法人でも。日本に上陸して外国法人としての登記を経ておる、そしてつばら日本で営業する会社と、外国において主要な営業を営むが日本においても営業を営むという二つあります。それで、外国でもつばら営業を営んでおる非常に大規模な監査法人が日本に上陸して外国会社として営業する、その外国法人であつて、やはりこの特例法による監査はこれではできないわけでしょう。まず、これは民事局長にお尋ねして、それから今度はあなたにお聞きします。

○政府委員(小山昭蔵君) 公認会計士制度のことでございますが、私の方から先にお答えさせていただきますが、わが国の公認会計士法による認可を受けた法人でない監査証明をすることはできないわけでございます。実情を申し上げますと、これまでのところ、わが国の公認会計士法による認可を受けた外国の監査法人はまだないというのが実情でございます。

○寺田熊雄君 そうすると、衆議院の法務委員会で附帯決議がなされておつて、大いにわが国の監査法人に国際的な競争力をつけろという趣旨にと

られる一項目があるけれども、わが国においてまだ公認会計士法上の認可を受けた外国法人はない、監査法人はないということになると、特例会社以外の会社について営業の分野を求めようとする外国の監査法人についての配慮をしたということなんだろうか。その点。

○政府委員(小山昭蔵君) 私の御説明が若干不足らずだったかと思いますが、いま申し上げましたように、外国の監査法人自身が自己の名において監査証明を行うことは、現在までのところ認可を受けていないのでございまして、わが国の監査法人がたとえわが国に事務所を設けておられますが、その事務所が所屬している個人でございまして、この個人が、これは国籍は日本の国籍の者もおりますし外国の国籍の者もおられるようございまして、この個人が、そのわが国の公認会計士法上の公認会計士としての資格をお持ちになっていて、その個人の名において外国の公認会計士事務所所屬している監査人が監査証明を行う、こういう事例は間々あるわけにございまして。

○寺田熊雄君 そういうあれですか、かなりな規模の外国の監査法人が上陸して、日本の公認会計士法上の資格を持つ公認会計士を抱えておいて、そして営業をしておるといふそういう会社は大体どのくらいあるんです。

○政府委員(小山昭蔵君) 正確なところはいま手元に資料ございませんが、アメリカにビッグエイトという名前と呼ばれております世界的な規模で活動しておる非常にスケールの大きな八つの監査法人がございまして、これはいずれもわが国に事務所を設置しております。

○寺田熊雄君 そしてどうですか、あなた方が証券行政の立場から見られて、日本の公認会計士の業務分野というものをかなり侵食しておりますか。

○政府委員(小山昭蔵君) 現状では、わが国の公認会計士の行っております業務の領域にまだそれほど大規模に入り込んできているというふうな実

情には至っていないと、こういうふうに理解しております。

○寺田熊雄君 これは何か監査の基準なんというものはユニバーサルなもので、日本特殊のものではないということ、外国法人のその組織力をもつてすれば、容易に日本の公認会計士の営業分野というものを奪ってしまふことも決してむずかしいことではないかということをおっしゃるんですが、将来、やはりかなりの範囲で日本の公認会計士の営業分野を侵食していくというおそれがありますか。

○政府委員(小山昭蔵君) これは経済全体の趨勢といたしまして、資本の国際間の交流が今後一層目覚ましく進んでいくであろうということが予測されるわけにございまして、たとえば外国の企業で東京の証券取引所に上場する企業もふえてくることも考えられますし、逆にまた、本邦企業がアメリカなりヨーロッパなりでADRとかEDRといったような形の増資を行う、それに伴って有価証券報告書のようなものを向こうに提出しなければならぬ。

【委員長退席、理事藤原房雄君着席】
こういって国際間にまたがる業務の領域というのが、現在に比べて今後ますますふえてくるだろうということが考えられるわけにございまして、そういう業務の領域におきましては、これは先ほど申し上げましたアメリカのたとえビッグエイトといったようなところは、非常に大きな力を持つておるといふことは率直に認められるところだと思ひます。

ただし、わが国の監査法人につきましても、その種の国際間にまたがるような業務につきましても、徐々に力をつけるというふうな実績を積み重ねてきていくというのが実情にございまして。
○寺田熊雄君 わが国の監査法人というのは、幾つぐらいできておるのか。そして、その規模はどのくらいであるのか。何か、あなたのおっしゃったビッグエイトの中には、従業員が九千人を超え、る巨大な監査法人もあるというふうなことも聞い

ていますが、日本の場合はどんなふうですか。

○政府委員(小山昭蔵君) わが国の監査法人も年々その数をふやし、また、これに所屬する公認会計士その他の使用人の数も増加してまいっておりますが、最近の時点、五十五年十二月末時点で、監査法人数は六十三、社員が一千三十四名、使用人が二千三百九十名というふうな数字にございまして。これは全体の数にございまして。

先生御指摘のように、アメリカのビッグエイトというのは、自分のアメリカ国内における事業所の職員の数だけでも九千人を超えておるといふようなものもございまして、そのビッグエイトのどれ一つをとりますと、わが国の監査法人全部を合わせたものを上回るぐらいの規模であるといふふうに理解しております。

○寺田熊雄君 それでは、どうですか、あなた方が証券行政をやっている立場で見て、日本の公認会計士の国際的な競争力というのか、そういうものをつける必要などを認められますか。まだそこまでは必要ないというお考えですか。その点いかがですか。

○政府委員(小山昭蔵君) 先ほど申し上げましたように、今後とも国際間の資本交流というものが一層進んでいくわけにございまして、
【理事藤原房雄君退席、委員長着席】
たとえば、本邦企業が海外で増資等を行うというような場合は今後ますますふえてくるわけにございまして、公認会計士あるいは監査法人のそういう活動も、国際的な分野にまたがって一層その業務範囲を拡大していくことが望ましいといふふうに考えているわけにございまして。
○寺田熊雄君 なお、あなたの方で、現実、公認会計士とそれから税理士との間の営業範囲の取りっこと言いますか、侵食するといふようなことについて、具体的なトラブルがあるとか、そういう点について何らかの行政的な指導を必要とするのかいような現象、こういうものはあなたの方の職務の範囲内で取り扱ったことがありますか。

は、これまで私も耳にいたしたことはございせん。

○寺田熊雄君 次に、証券取引法の二十四条ですね、有価証券報告書の提出の問題。これは罰則もあるけれども、この規定の遵守というものは一〇〇%的確に行われるわけですか。これに対して、違反事例なんというのはいくつかあったんですか。

○政府委員(小山昭蔵君) 先ほど若干の事例について申し上げましたように、有価証券報告書の記載内容について問題のあるものが提出されたという事例はこれまでもなかったわけにございまして、この二十四条の規定に基づいて提出自体が行われなかったという処分事例は、これまでになかったといふふうに承知しております。

○寺田熊雄君 そして、先ほど審議官が四件ほど例示をせられた過去における粉飾決算の事例、そういうふうな場合には、いずれも有価証券報告書の記載が事実と即座に一致しなかった、それを特別監査人が発見し得なかった、したがって、誤った監査証明をつけたという事例であったわけですね。

○政府委員(小山昭蔵君) 先ほど私が申し上げました四件というのは、いずれも公認会計士自身が刑事上の責任を追及された事例にございまして。これは、当該有価証券報告書の中の重要な部分を占める財務諸表に重大な虚偽の記載があったということがあつたわけにございまして、この重大な虚偽の記載があつたことについて、それを知りながらこれを自己の認識と違つた監査証明を付したといふことにおいて刑事上の責任を問われた、そういう事例にございまして。
○寺田熊雄君 これはあなたの方の領域らしいけれども、上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する規則というのがありますね。これは証券取引委員会規則というのかな。何にしても、証券取引法百九十四条関係といふことが書いてあるから、あなたの方の領域であることには間違いないけれども、ここで委任状を会社が株主に発送をする、そして株主権の行使について委任をしていくということを要求する。

ここに、その第三条を見ると、「勧誘者が被勧誘者に対して提供する委任状の用紙は、株主総会の目的たる事項の各項目について被勧誘者が賛否を明記することができるようなものではない」という規定があります。だから、株主総会の議決事項はこれこれであるということ、それもやっぱり株主に報告をして、そして委任状用紙をつけて賛否の意見がつけられるようにしてある。

実際は個人株主の場合は、賛否なんかつけずに白紙のまま送り返したり、あるいは委任状なんかを送り返さぬでそのままにしてしまう株主が多いんでしょけれども、しかし、こういうことよりも、今度の改正商法で、書面による株主権の行使という制度を今度設けましたね。書面による株主権の行使——これは今度の改正特例法の二十一条の三というのがある。書面による議決権の行使と、こういう制度がある。こういう制度ができますと、個人株主をできるだけふやした方がいいという根本の考え方があります。そして、個人株主にできるだけの株式会社についての認識を深めて、株が値上がりしたらすぐ売っちゃうというやうなそういうキャピタルゲインを目的の株主じゃなくて、本当に株をじっと持って、その会社の経営に自分で参画しようとする個人株主の存在というのはいまお望ましいわけでしょう。

だから、そういう書面による株主権の行使という制度を認めた以上は、もう委任状制度よりもこの制度に全面的に切りかえた方がいいのじゃないかと私は考えるんだけど、あなたは どうですか。

○政府委員(小山昭蔵君) 先生御指摘のとおり、監査特例法に、今回、書面による議決権の行使に関する規定が整備されることになったわけでございます。この監査特例法の適用対象になります会社の範囲は、先ほど先生のおっしゃいました、証券取引法の規定に基づく議決権行使の勧誘に関する規則の対象となる会社、これは上場会社だけでございますから、その対象となる会社の範囲

も若干違っておりますが、この証券取引法の制度の適用を従来から受けている上場会社につきましても、かなりの程度まで従前の代理行使の勧誘に関する慣習がかなりの会社について定着しているところもあるわけでございますので、そういった実情を勘案していただきまして、投資者保護という観点からすべての株主に対して、全員に対して代理行使の勧誘を行う場合には、特に書面による議決権行使を行わなくてもいいと、こういうような特例措置が設けられたというふうに理解しております。

○寺田熊雄君 それはこちらにもよくわかっておるんですがね。どちらがよりよく、たとえば個人株主の場合に、会社とその株主との間の実質的な結びつきというものを深めていくか。で、よりよく株主権の行使というその目的に沿うかということを考えてみると、委任状で任せ切りのよりは、むしろから賛否を明らかにして議決権を行使するということが望ましいことは明らかだから、むしろ委任状を株主に送るといふ手間をあえていとおないという会社であるならば、一歩を進めて、これについてあなたの書面による株主権を行使してほしいということの方を勧誘した方がより望ましいのではないかと、こう言ってお尋ねしているわけでは。

○政府委員(小山昭蔵君) 証券取引法の制度について若干申し上げますと、この制度は、もちろん一般的な形としては会社の経営者が株主に對してそういった勧誘を行うわけでございますが、制度の立て方といたしましては「何人も」ということになっておりまして、ほかの株主の方であるとか第三者であるとか、そういう人がそういう代理行使を勧誘するということも観念的にはあり得るわけでございますが、そういうものについても規制を加えておるといふことで、これをやめてしまうというのには投資者保護の観点からいかなるであろうかということが一点ございます。

では、そういうことで証券局の方で所掌しております行政事務ということでございますので、その勧誘の用紙につきましては財務局において一応個別にチェックするというものを現に行っているわけでございます。それなりに存在の意義はあるというふうに理解しております。

○寺田熊雄君 それはわかる、それなりの存在意義があることはわかるけれども、結局、株主の場合何となく、委任して第三者に代理させることはできるわけですね。株主の場合、株主権の行使を第三者に委任することができ。だから、この委任状があるわけで、それはよくわかるんだけれども、今度の改正商法が一定の会社については直接書面による株主権の行使という制度を新たに認めたから、その方が株主の会社の経営、運営に関する直接的な参加を意味するものだから、委任状よりはより望ましいんじゃないかと、こう言っているわけでは。

だから、委任状を、もちろんそれは全廃しろとは言わないけれども、なるべくそっちの方に切りかえていった方がいいんじゃないかと、こういう質問です。

○政府委員(小山昭蔵君) まあそれは、今後の新しい制度の定着の過程において、無理のない形で漸次より望ましい形に収斂していくということが期待されておるのだと思いますが、先ほど申し上げましたように、証券取引法の制度の方は「何人も」ということでございまして、会社の経営者以外の者、たとえば大株主が自己に議決権行使を代理させるように他の株主に勧誘するという行為についてもあわせて規制しているというその点でございますので、この制度をいま直ちにやめてしまおうというところまではまいらないということをお申し上げたわけでございます。

○寺田熊雄君 この点は、多少法務省の方の答弁とあなたの方の答弁とはニュアンスの差がある。だからよく検討してください。それはよろしいか、将来。

○政府委員(小山昭蔵君) 相互に非常に関係の深い

類似の制度でございますので、引き続き検討させていただきたいと思っております。

○寺田熊雄君 それでは、あなたの方はもう結構ですから。御苦労さま。

国税庁の方、いらっしゃっていますか。——これは、株式会社が年々三万ないし四万ふえていくという現象があるようですね。これは経済上の必要もさることながら、それよりもむしろ株式会社の形にして営業する方が個人名義で営業するよりもはるかに税制上有利であるということから、株式会社に切りかえるのが非常に多いんだという意見も聞いたことがあります。また一面、ドイツでは逆に株式会社にすると税制上はかえって不利なんだ、だからドイツでは株式会社の数が非常に少ないんだというような説明も聞いたことがある。この点はあなたの方はどういうふうに認識しておられるのか、その制度の功罪はどうと考えておられるのか、その点をちょっと説明していただきたい。

○政府委員(梅澤節男君) ただいま委員が御指摘になりましたように、国税庁で毎年会社標準調査というのを実施しておりますけれども、五十四年度が一番最近の数字でございますが、法人の実数が百四十万二千社でございます。これは前の年と比べてまして、およそ五万三千社ほどふえておるわけでございます。これは年によりまして違いますけれども、大体これぐらいの規模で毎年ふえている傾向にあることは、御指摘のとおりでございます。ただ、これが経済事情を背景にして法人形態の企業がふえるのか、あるいはいま御指摘になりましたように、個人でやっておるよりも法人の形で事業をやった方が税負担が有利であるからであるかという問題なのでございまして、実は個人でやった場合と法人でやった場合の税負担を比較いたしますと、これはいまさら委員に申すまでもないわけでございますけれども、税制上、所得税につきましては所得がふえるに従いまして累進税率になっているわけでございます。わが国の場合は最低税率が一〇%、最高税率が七五%と

ということに努力をしておるわけでございますが、会社の方のいろいろな都合によりましてどうしてもその使途を明らかにできないというふうな場合には、私どもの税務調査というものもこれまた境界もございまして、どうしても明らかにされないものというものにつきましてはこれはいたし方ございせんので、私どももいたしまして、その会社の損金として見るわけにはいかないというところで、それを利益として課税をすると、こういうことに相なっておりますというのが実情でございます。

○寺田熊雄君 どうもありがとうございます。

○藤原房雄君 過日米、商法等関係二法案につきまして質疑を重ねてまいりましたが、株式制度のことや株主総会、こういう問題についてお伺いをしてまいりました。細部にわたりましていろいろお聞きしておかなければならない問題もあるのをごさいます。きょうはそういういろいろな問題の中から何点かお話しを申し上げ、総括的にまた御質問をしたいと思います。こう思うわけでございます。

その第一点は、監査役、この監査役制度というのは四十九年の法改正でいろいろ処置をしたわけでありまして、さらにまた、このたびもこの監査役の監査権限の充実強化ということについては配慮をしておるわけですが、これをずっと見ますと、四十九年の法改正というのは、四十五年の三月法制審議会の答申、また四十六年、これらを受けて四十八年に法案をつくり四十九年に成立をしたという、こういう経過をたどったわけですね。これをずっと見ますと、四十五年の法制審議会の答申に盛り込まれておりました監査役の監査権限の充実強化という項目の中のある部分が抜けておりまして、四十九年の法案のときにはこれが入らなかつた。しかしながら、このたびの改正案の中には入っております。たとえば監査役の取締役会の招集請求権、監査役の報酬とか監査費用等の改正項目ですね、これは四十九年には入らなかつたんですが、このたびは入っております。しかし、このたびも株主総会招集請求権というのは入っておりませ

んでですね。

私も現在、これは四十九年には入らなくてもこのたびに入りましたから、それはそれなりのいろいろな検討経過の結果だと思ふんですが、こういう取締役会の招集請求権とか監査役の報酬とか、こういうこのたび入りました項目ですね。これは四十九年のときにはどうして入らなかつたのかというところ、このたびもまた入りませんでした。株主総会招集請求権というようなものについては、これはどういう検討の結果、審議会とか、また法案をつくる段階でいろいろな検討の中でどう御議論があつてこういう結果になったのか、その辺のいきさつをちょっとお伺いしたいと思ひます。

○説明員(元木伸君) お答え申し上げます。

まず、先生先ほど御指摘の監査役のとえは取締役会招集請求権等が昭和四十九年の改正では取り入れられなかつたという問題でございますけれども、御承知のように、四十九年の改正におきましては、従来、監査役には会計監査の権限しかなかつたものを業務監査の権限まで入れるという問題もございまして、それから会計監査人制度と、商法上こういう制度を取り入れたのも初めてでございます。そのために、言ってみますれば暗中模索と申しますか、果たしてどの程度のことかという、いままでは従来のもに非常に新しいものをたくさん取り入れるということから、かなり疑心暗鬼と申しますか、暗中模索のようところがあつたわけでございます。

そのために、ある面から言いますと、憶病と申しますか、できるだけ余り急激な変更というものは避けたい方ではないかという議論が、法案の作成段階においていろいろ起こつてまいりました。そのために法制審議会におきまして出された答申のうちの幾つか削つたというふうなところになったわけでございます。

その後、昭和四十九年以降今日に至るまで、監査役あるいは会計監査人というものの存在につき

ましていろいろ御批判はございますけれども、実際にいろいろ状況から見えてまいりますと、かなりこういう制度が効果を上げてきている。少なくとも昭和四十九年改正以前、特に昭和四十九年の倒産事件に見られましたような、非常に経理がずさんなために倒産が起きてしまつたというふうな事態は避けられてきているという、言つてみればその効果があらわれてきたということ、すでに前の制度が会社の中に定着してきておりますので、さらに新しいものを入れてもそれほど混乱がないのではないかとこのことから、ただいま先生から御指摘いただきましたような取締役会の招集請求というふうなものも、今度取り入れてもよろしいのではないかとこのことになったわけでございます。

ただ、四十五年答申にございました監査役の総会招集請求というものを今回も見送つたわけでございます。これは実は、今回の改正審議会におきましても当然問題にされたのでございすけれども、これに對しましては、まず第一に、こういう監査役の総会招集請求権を認めるに足る会社というところになってまいりますと、これは大会社というところになるわけでございます。ところが、実際問題といたしまして、もし監査役に総会招集請求を認めまして、たとえば年に二回、三回総会招集をやるといふようなことになりました場合に、これは大会社の場合、大変な手間と費用がかかるわけでございます。そのような大変な手間と費用をかける反面、そうして総会招集をやつてそれだけのメリットがあるだろうかという問題がございす。むしろ、この場合には、現行法でも同じでございます。むしろ、この場合には、現行法でも同じでございます。

今度改正法律案では二百三十条ノ二で、なつておりますけれども、「総会ハ本法又ハ定款ニ定ムル事項ニ限リ決議ヲ為スコトヲ得」ということで、総会の決議権限と申しますのは、法律または定款に定める事項に限られていふということでございます。したがしまして、よしんば監査役に総会招集請求

求権を認めたといひまして、果たしてそれが監査役の望むような決議が得られるかどうかという問題でございます。さしあつて、もし監査役が総会招集請求をいたしまして、そうしてかける議題ということになってまいりますと、恐らく取締役の解任請求というふうなことになるのではないかとこのことでございます。もしそれであるならば、むしろ現行法にもございすけれども、二百七十五条ノ四におきまして、取締役、会社間の訴えにつきましては監査役が代表するといふことになっていふわけでございます。この取締役に対して直接訴えを提起するといふようなことと、むしろ訴訟という方法で取締役の責任を追及するといふ方が、より直截なのではないかとこのような問題があるわけでございます。

したがしまして、今回は、今回はと申しますよりも、むしろ監査役が総会招集請求権を有するといふことにそれほどのメリットは認められないといふことで、今回これを採用しなかつたといふこととでございます。

○藤原房雄君 いろいろその辺のことについては議論ありますが、次に進みますが、現行法では監査役員数の数ですね、これは定められていないわけですが、このたびは大会社については特例法の十八条で監査役を二人以上置かなければならないこととなるわけでありまして、それに伴ひまして、その二人のうち一人は常勤の監査役ということになります。

この常勤という意味について二、三お伺ひしたいんですが、常勤というところになると非常勤という立場も出てくるわけですが、常勤の定義と申しますか、これは公務員ですと、ちゃんと勤務時間というのを決まっていますね。会社法でそんなことを定めるわけにはいかないかもしませんが、常勤という範疇といふことが、概念といふんです、当局としましては常勤といふものに対してはどのようにお考えになつていらっしゃるのか、定義づけるのか。この点、ちょっと説明いただきたいと思ひますが。

○説明員(元木伸君) 常勤の意味でございすけれども、実はこの常勤監査役制度と申しますのをつくりました今回の直接の動機は、むしろ、監査役の勤務体制の問題もございすけれども、それよりも重視いたしましたのは、会社の方の受け入れ体制ということでございす。つまり、会社といたしましては監査役がその会社の本社なら本社というところで監査業務を行うということについては、少なくともその営業時間中は監査役が常時勤務できるように体制をとらなければいけないというところに重点を置いたわけでございす。つまり、たとえ監査役が使用人に対して報告を求めるといっても、それは常勤監査役の場合でございまして常時にそれが行えるようにしていただくか、執務の場所というふうなものも常時勤務できるように用意しておくとか、そういうことを考えたわけでございす。

したがって、その反面といたしまして、当然常勤監査役の場合の常勤という意味は、その監査役が常時勤務する場所におきまして少なくとも営業時間中は執務を行うということにならうかと存じます。

○藤原房雄君 いまお話がありました受け入れ側の方の考え方というのを強く反映しておるようでありますが、これはなぜこういうことを聞くかという、現在、日本監査役協会、このお調べになりました「一九八〇年における監査役制度の運用実態」、こういうものなんか見ますと、実際これを、常勤監査役というのは上場会社では九八%ですか、ほとんど置いておるといふことですね。

ですが、今度商法では、この監査役とそれから兼任の問題があるわけですね。常勤ということになりますと、その職場を離れるわけにいかないということになると、兼任という問題については当然制約を受けるという、こういうことになるだろうと思ひます。今度の商法改正におきまして、商法でも二百七十六条ですか、その会社の取締役や使用人の職務はできないということになっておりますけれども、さらにまた、子会社の取締役や使用人等も兼務できない。そういうことで、しからばそれ以外の者はできるのかということになるわけですが、この常勤監査役という制度ができませんと、それはいろんな制約がいまのお話からしますと出てくるんだらうと思ひます。

しかし、現状としましては、子会社とか関連会社の職務というのには非常に多いわけですね。こういうことから、この兼務という点については、今度の法改正によりまして状況も大分変わってくるんじゃないかと思ひますけれども、その間のひとつ関連性といひますか、諸問題についてお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(元木伸君) 確かに先生御指摘のように、常勤監査役制度を設けるということになりますと、これはかなり兼務の問題が苦しくなると申しますか、むしろかくなるのではなからうかと存じます。もちろん、たとえば二つの会社が同じ場所に併存する、あるというふうなことでございすすと、あるいは二つの会社についての常勤監査役を兼ねるといふようなこともできるかと存じますけれども、少なくともこの常勤監査役を置きました趣旨は、常時会社に詰めていて、そうしてそこから監査に関するいろいろな情報を得るということとございすすので、もし常時会社に詰めていけば得られた情報を、いなかっただけに得られなかつたというふうになりますれば、これは相当な注意を払わなかつたということになるわけで、責任追及のもとになる、根拠になるということになるわけでございます。

したがって、その点から考えまして、幾つもの会社の常勤監査役を兼ねる、あるいは常勤監査役を兼ねながらまた全然関係のない他の会社の常時勤務する使用人になるとか、あるいは常時勤務する取締役になるというふうなことになるれば、これはそのこと自体が直ちに違法だということになるかどうかはまた問題があると存じますけれども、結果として、十分な監査ができないことから責任の追及を受けるということにもならうかと存じます。

○藤原房雄君 それから今度の、現在の現行法でもそうだけれども、このたびの改正案では、監査役というのには相当厳しい責任が課せられることになるわけですね。そういう中で、常勤の監査役と非常勤の監査役との間に責任の程度の度合いといひますか、当然同じ責任を負わされるのか、また違いがあるのか。常勤、非常勤ということについて、当然こういう問題も出てくると思うのであります。これはどうでしょう。

○政府委員(中島一郎君) 常勤にいたしましても非常勤にいたしましても、監査役の職務、責任というものは違いがあるわけではございせん。その間、一般論、抽象的に責任に軽重の差があるということにはならないと考へます。

しかしながら、ただいま御説明を申し上げましたように、常勤の監査役と非常勤の監査役では職務の実態が違ふわけでありまして、常勤にいたれば気がつくはずであつた、当然その辺までは注意を払わなければならなかつたという事柄であつたとしても、非常勤であつたがために、気がつかないかつたのもやむを得ないというふうな事例も起こり得るわけでありまして、実際上の問題として責任の、何といひましようか、範囲といひましようか、責任を負うべき事柄の範囲に差が出てくるという可能性はあるというふうに考へます。

○藤原房雄君 今回の改正案で、監査役はいつでも会社の使用人に対して営業の報告を求めることができるようになっておりますね、二百七十四条の二項ですか。会計監査人についても同様の改正がなされておるわけですが、使用人に対する報告請求権、この問題についてちょっとお尋ねをしたいと思ひます。

会社のことです。それから今度の、現在の現行法でもありますが、悪くは考へたくないんですけれども、監査人が使用人に対して報告を求め、それに対して、最近の社会をにぎわしているような問題もございすから、そういうことで取締役等が妨害といひますか、それを拒否するよう

な行動に出る場合もないとは言えないだらうと思ひますが、こういうことが起きたときには、これはどういふことになるでしょう。この法改正に伴ひまして罰則といひますか、こういう事態が起きたときにはどういふことになるのかということも、ひとつお伺ひしておきたいと思ひますのであります。

○政府委員(中島一郎君) 二百七十四条の二項は、監査役の情報収集能力の強化ということであるという規定を設けたわけでございすけれども、実は現行法の解釈としてもこういうことが言えるのではないかと、むしろ言えるのだというふうに考へるわけでございす。

監査役といたしましては、監査をする必要があれば、当然に支配人その他の取締役及び支配人その他の使用人に対して報告を求め、あるいは調査をすることができ。それでなければ十分な監査ができないというふうになるわけでありまして、ただ、こういう規定を設けましたために、この解釈といふことが問題になるわけでありまして、これも、使用人としてはこれに逆ざざるを得ないことになるといふふうにと考へます。もし使用人がこれに逆ざなければ、監査役としては取締役と話をして、監査役の報告の求めに逆ざせることを命じてもらふということができようといふふうにと考へます。それでもだめである、あるいは取締役自身使用人と一緒に監査役の調査を妨げるというふうなこともあらうかと思ひますけれども、その場合には、使用人にとっては服務規律の違反の問題が起つてくる、このように考へます。

それから、取締役にとりましては、商法の四百九十八条といふような過料の制裁、あるいは二百八十一条ノ三の二項九号といふような、監査報告書に記載をするといふようなことが考へられるわけでありまして、使用人といひましては、取締役から仮にそういうものに逆ざるといふことを命ぜられたといひましたとしても、これは違法な命令でありますか

ら、従わなくてもよいというふうに考えます。もし取締役の命令に従わなかったために処分を受けるといふようなことがありまして、それは違法な処分といふようなことになりまして、効力を争うことができるというふうに私は考えております。

○藤原房雄君 いまお話がありました四百九十八条ですね、これは「本編三定ムル検査又ハ調査ヲ妨ゲタルトキ」、調査を妨げるときという事です、これは報告を妨害するといふか、そういうふうな読みかえらるゝといふか、そういうことではないかと思ひますが、いまお話がござりましたから、そういうことで十分対処できるんだという、このような御説明といふか、お話だと思ひます。

次は、これはいまは取締役がといふことであります。今度、今度は監査役または会計監査人が使用人に対して求めたところが、この使用人が拒否をするといふような、こういう場合もあるわけですね、この取締役の手前の話といふことになるのかもしれませんけれども、こういう使用人が拒否をしたといふ場合については、先ほどのお話でわかるのかもしれませんけれども、お聞きをいたしておきたいと思ひます。

○説明員(元木伸君) ただいま局長からお答え申し上げましたように、まず監査役が使用人に対して報告を求める。その場合に使用人が拒絶いたしました場合には、これは監査役といひましては直接業務執行権限はございせんので、使用人に対してそのことを命令するとか、あるいは拒否したことが直ちに職務規律違反になるというところまでは言えないかと存じますけれども、そういった場合には、今度は監査役が取締役に対して、その使用人に対してこういう返答をしるゝといふことを言うことができるのじゃないか。もし取締役がこれに應じませんでしたならば、これは現行の二百七十四条にもございます調査要求を妨げたといふことになるわけでございます。

も使用人がなおこれに應じなかったといふことでございしましたならば、職務規律違反になるという事でございします。そして、使用人も言うことを聞かない、それから取締役も言うことを聞かないといふことになりましたならば、これは先ほど局長からも申しましたように、二百八十一条ノ三の二項の九号で監査のために必要な調査をなすことができなかったといふことを、その理由を付して報告書に書くといふことにならうかと思ひます。

ただ、このように監査役に対する報告請求権でございしますけれども、これは実は現行法のもとでもこのような請求権はあるといふのが一般の解釈でございします。つまり、これは現行法の二百七十四条の二項の「監査役ハ何時ニテモ取締役ニ対シ營業ノ報告ヲ求メ又ハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得」といふことでございまして、取締役に対し營業の報告を求める場合には、当然その手前でございします使用人を通じてそういうようなものが求められるといふことも考えられますし、また後段の、「又ハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査」の中に、使用人に対して報告を求めるといふことも入るといふのが一般の解釈であらうかと存じます。

ただ、今回の改正案におきましてこのような文言を、つまり使用人に対して直接報告を求めることができるという文言を入れましたのは、これは実際に監査をしております監査役の人たちからの強い要望がございまして、会社の監査の実務の現場ではやはりこういう法律上の規定がございしますと、非常に障害がなく使用人に対して直接報告を求めることができるという声に應じて、こういう規定を入れたわけでございます。

○藤原房雄君 それに伴うといふか、大会社と子会社、それから国内問題だけではなくて、海外の子会社に対しての監査といふことも最近いろいろ議論になっているわけですが、大会社が子会社に対しては「正当ノ理由アルトキ」といふことになっているわけですが、国内的な問題とそれか

ら海外に対する監査の問題、これも最近いろいろ議論になっておるわけです。

また、昨日も監査役協会の方のいろいろなお話がございしましたが、正当な理由といふことでありまされども、職務を行うために必要なときにはいふまでもできるようなことが望ましいといふような意味の話もあつたかと思ひますが、こういうことでの監査のあり方等については内部的なものと、それから国内と海外の子会社、国内の大きい会社が子会社に対して監査をするといふような、こういうことについていろいろな規約があるわけですが、これも、そういう監査をさらに明確化するといふことについての最近のいろいろな動きがあるわけですから、このことにつきましまして法務当局としては現在どういふ分析をして、今後についての対処、こういう問題についてはどうお考えになつていらつしやるのか、この辺をちょっとひとつ伺ひをしてみたいと思ひます。

○説明員(元木伸君) 先生御指摘の問題は、二百七十四条ノ三の三項に、「親会社ノ監査役ハ第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ求メタル場合ニ於テ子会社ガ遲滞ナク報告ヲ為サザルトキ又ハ其ノ報告ノ真否ヲ確ムル為必要アルトキハ報告ヲ求メタル事項ニ関シ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得」といふ問題に關連してであらうと拝察するわけでございますけれども、これはやはり子会社といふことも子会社独自のいろいろな問題があるといふことでございまして、そのまゝ親会社の監査役が直ちに子会社の業務及び財産の状況を調査することができるといふところまでいきますためには、やはりその前提をいたしまして、たとえば連結決算制度等の問題、これを解決していかなければいけないのではなからうかと思ひます。

したがいまして、今回の改正におきましては、連結決算制度についてはもちろん採用することが全くこれは問題にならないのだといふことではございせん、いろいろ検討されたのでございしますけれども、少なくとも現在のわが国の会計実務の状況からは時期尚早であるといふことで見送ら

れたわけでございます。したがいまして、将来においては、いずれこの連結決算制度も検討されるだらうと思ひますので、その際には、この子会社調査権といふものはやはり同様に問題にされるのではなからうかと思ひます。

その次に先生御指摘の、つまり海外子会社に対する監査でございしますけれども、これはやはり問題が二つに分かれるのではないかと思ひます。つまり、まず第一は、現行の二百七十四条ノ三の規定から、海外子会社に対して監査役が調査権限を行使することができるといふ問題でございしますが、少なくとも二百七十四条ノ三はわが国における子会社といふことは規定しておりませんので、一応外国に子会社をつくつた場合もそれが当てはまるということにならうかと思ひますけれども、ただ外国の法制上、この二百七十四条ノ三の一項に規定してありますような株式会社あるいは有限会社といふものが外国にあるかどうか、つまりそのまゝの制度が外国にあるかどうかといふことが、まず問題になつてこようかと思ひます。

多少これを拡張して解釈いたしましたして、有限責任会社——出資者の責任が制限される会社といふふうに理解するといふことになつてまいりますと、一応海外の子会社に対しても調査権があるといふことになるわけでございますけれども、ところがその次の問題といたしまして、その海外子会社が監査役の監査に対して、調査に対して任意に應ずるといふことであるならば全く問題ないわけでございますが、たとえばこれを拒絶するといふような場合に、強行する手段があるかどうかといふ問題でございまして、これは外国に対するわが国の法律がどの程度効力を及ぼすかといふような問題等々、国際関係の問題になつてくるのではないかと思ひます。

もちろん、その子会社が設立された国におきまして、監査役の監査を受けられるような規定があるといふことになれば、それに従つて行くことにもならうかと存じます。

○藤原房雄君 今後の大きな課題であらうと思ひ

ますし、また、これは今回奥深くその問題について云々するつもりもないんですが、一応お伺いをしておいたわけですが、その問題についてはまた後からちょっと触れたいと思います。

次に、取締役とかそれから監査役の資格の問題です。これは今回もまた変わっておりまして、一、二点ちょっとお伺いしておきたいと思うのでありますが、営利を目的とする、しかも株主總會というところから取締役とか監査役というものが決まるわけでありまして、それに対して資格事由というものが挙げられておるわけですね。それも法制審議会の答申では未成年者、これが挙げられておりましたが、法案の段階では落ちましたですね。その理由といたしまして、どういふ議論があつてそのようになったのかということをお伺いしたいんですが、まずそれをお聞きをしておきます。

○説明員(元木伸君) 先生御指摘の取締役及び監査役の資格事由につきましては、実は監査役の資格自由につきましては、現行法下では何ら規定がないわけでございます。これに對しまして、取締役の資格事由でございますが、これは実は刑法施行法に、法人を管理する権が一定の者は資格が剝奪されるという規定がございます。

その刑法施行法の規定でございますけれども、これはさらに旧刑法の例に従うということになつてゐるわけでございます。そういたしますと、旧刑法といへば非常に古い法律でございますが、そういう法律が果たして現在適用がされるのかどうかということ、これはいろいろ争いがございまして、しかも、旧刑法の場合でございますと、一応、たとへば現行法のもとではいわゆる有期懲役なんかには処せられますと、これは資格事由になつてしまふというやうな問題もあるわけでございます。そのために、大正十四年の大審院判例では、刑法施行法のいわゆる資格事由というものは会社に適用があるのだという判例になつてゐるわけでございますけれども、その後、下級審の判例では、これは適用がないとしたやうな判例もござい

ます。また、これに對しては學者から手厳しい批判が出るというやうなことで、実際には非常に適用の場で混乱を生じているということになつてゐるわけでございます。

したがって、今回の改正においては、少なくとも明文の規定を置いて、この混乱を解消しなさいといふことになつてゐるわけでございます。そのために、試案では、一応資格事由として考えられるものを幾つかずつと列挙したわけでございます。これ、これは今回の改正法律案の二百五十四条ノ二に列挙されてゐるものよりはかなり多くなつております。

ただいま先生御指摘の未成年者の問題でございますけれども、これは未成年者をなせ資格者にするかとこのことでございまして、まず第一は、この会社の財産を管理する者が自分の財産の管理について無能力者である、つまり未成年者は無能力者でございますから、自分の財産を管理するに於いては無能力であるのに会社の財産を管理する能力はある、権限はあるといふのはいかにもおかしいではないかという問題と、それから、大体未成年者の場合、資産はそれほどないではないか。そういたしますと、今回のように取締役の責任を強化するといふことになつてまいりますと、その損害賠償義務といふものにもたえられないのではないかとこのことで、このやうに挙げたわけでございます。

しかし、その後の問題といたしまして、まず第一に、未成年者といへどもこれは營業の許可を得ましたならば財産管理能力がその点について生ずるというやうな民法の規定もございまして、その点から見て、未成年者が会社と取締役になるための契約をするといふときには、当然そこで親権者の同意が要るわけでございます。その点から考えると、あなたが未成年者を直ちに排除してしまうといふこともどうなんだろうか。また、未成年者だから直ちに無資力者だといふことも言えないのじゃないかという問題と、もう一つは、これは非常に、いわゆる小会社と申しますか、零細企業の場合に、

問題でございまして、たとえば八百屋が株式會社になつてゐる場合に、父親が死んじやつた。それで十八歳の息子がいるのだけれども、これが跡を継ぐのに実は社長になれないといふやうなものもおかしいのじゃないか。そこは将来大小会社の区分の問題として考えるといふことで、今回はとにかく未成年者は資格者としてないということにしたわけでございます。

○藤原房雄君 それから、改正試案では、刑法の詐欺とか背任及び横領罪、まあ非常に商法に近い法律として破産法とか和議法、会社更生法及び証券取引法違反の罪がこの資格事由とされておりましたけれども、法制審議会の答申でこれが落ちましたですね。そして二百五十四条ノ二「前号ニ定ムル罪以外ノ罪ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其ノ執行ニ云々」とありまして、禁錮以上ノ刑に上といふことになりまして、道路交通法なんかでも最近では非常に厳しくなりましたですね。こういうことで、いま非常にいろんな角度から小さい会社のことなんか考へての論議があつたといふこととありますが、そういうことであるならば、この禁錮以上といふことについても、零細企業等においては非常に困ることがやっぱり起きるんじゃないかといふやうな、こういう感じもするんですけれども、法制審議會でこれらの答申では落ちた理由。

それから、いま申し上げた道交法が非常に厳しくなつたといふこと等もあわせまして、資格事由といふものについてそういうことがどういふやうな議論があつて今回のこの定めとなつたのかといふ、その間の経緯をちょっと御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(元木伸君) いま先生まず御指摘の、詐欺のような罪を犯した者が資格者にならなくなつてゐる、試案ではございまして、それが今回の法律案ではなくなつてゐるという理由でございまして、実は試案で詐欺あるいは横領といふやうな罪によつて刑に処せられた者を資格者としたしたのは、これは御承知のやうに、詐欺

あるいは横領といふやうなものは、人から信頼されてゐるのにそれを裏切つて犯罪を行うといふこととございまして、およそ会社の財産を管理するといふやうなことになるならば、他人の信頼を裏切つて自己の利益、自己なり第三者なりのために利益のある行為をするといふやうなことは、そういう人については会社管理はしては困るのではないかとこのことで、資格者にしたわけでございます。

ところが、実は、一概に詐欺とか、あるいは横領とか申しますけれども、たとえば詐欺でございまして、現在まあ刑事の實務では無銭飲食なんか詐欺といふことになるわけでございます。おおよそ詐欺罪といふものが、すべからず人の信頼を裏切るという行為のパターンと申しますか、そういうものではないといふ問題が生じたわけでございます。あるいは証券取引法の違反の罪なんかにおきまして、必ずしもこれは証券取引そのものに関しての行為そのものに関する罪であるといふことは言えないわけでございます。たとえば証券取引の際を利用してばくち行為をする、賭博行為をするといふやうなものも入つてゐるわけでございます。

そういうことになつてきますと、ここにさういふ、言つてみれば会社管理とは関係のない行為をも含む罪を入れておくといふことはいかげんのかといふことで、本来ならばその詐欺のうちで信頼を裏切るもの、横領の中で信頼を裏切るもの、あるいは証券取引の中で証券取引そのものに関するものといふやうなことを全部拾ひ出せばよろしいのかもしれないけれども、それは余りにも繁雜でございまして、かえつて實務的ではないのじゃないかといふことから、今回はこれを全部除いてしまつたわけでございます。そして要するに、商法と監査特例等と有限会社法という、いわゆる商法プロパーと申しますか、そういう本来の範囲内、まあ会社に関する法律に定める罪を犯した者だけを資格の対象にするということにしたわけでございます。

その次に、四号でございすけれども、四号は、要するにこれは実刑に処せられた者はすべて欠格者だということにしているわけにございす。およそ取締役の場合は、これは代表取締役なんかに限りました場合は、業務の執行をしなればならないわけにございす。恐らく常時会社に出勤して適切な処置をとらなければいけないというところになるかと思ひますし、あるいはその他の取締役でございすけれども、取締役会の構成員でございすから、取締役会には出席して、意見を交わし決議に加わらなさいかぬということになるわけにございすけれども、実際に実刑に科せられまして刑務所に入っていることになりまして、このような義務は果たせられないということにございまして、そういう点から考えましても、少なくともそういうことが全くできない状況にある人、これはやはり欠格者とせざるを得ないのじやないかというところで入れたわけにございす。

○藤原房雄君 まあ細々しく考えますといういろいろなことが出てくるわけですが、刑に服しているというときは仕事はできないじやないかということにございすけれども、これは先ほど未成年者のときにお話ありましたけれども、そうしますと、会社はそれがということになりますと、いろいろそこにはまた問題も出てくるようなんですが、私は時間がないのでそのことだけやっているわけにいきませんから、また後日何かの機会にということに、次に進めさせていただきます。

法人が取締役になれるかどうかというのは、これはまたいろいろ議論があるようですけれども、いま通説的には、もちろん法人ではなくて個人という、個人の能力に着目してその責任を負うというような考え方が中心になっているんだらうと思ひますけれども、この「左ノ者ハ取締役タルコトヲ得ズ」というこの中に法人という言葉がなければならぬのかという反対の考え方もあるわけに、これは改正草案の中には、法人は取締役にはなれないというふうにあったけれども、答申と法案にはこの点が触れられていないという、こういうこと

も考え合わせて、これはやはり相当審議会の中でも、また法務省の中でも議論なされたことなんだらうと思ひますが、そしてまた、法人が取締役になるということについてメリットとかデメリットとか、いろいろなことについても議論があつたんだらうと思ひますけれども、これはどういふ審議の経過で今日の法文となされたのか、その間のことについてお伺いをしておきたいと思ひます。

○説明員(元木伸君) 先生御指摘のように、改正草案におきましては、取締役の欠格事由と申しますか、法人は取締役になることができないということに明らかなにしているわけにございす。

それで、草案でそのように書きました理由でございすけれども、これは取締役を選任されるというところは、つまり取締役になる個人の経験とか力量とか、あるいは識見というふうなもの、つまり経営能力というものを見た上で選任されるということになってまいりますと、もし法人を取締役に選任するということになりましたらば、実際にたとえば取締役会に出席するなり、あるいは代表取締役となつて会社に出てくる、業務執行するといふ人はその法人の中の代表取締役あるいはその代理人というふうなことになるのだらうと思ひますけれども、そうしますと、必ずしも特定の個人に限定されないという問題があるわけにございす。

そうしますと、これはやはり明らかに取締役としての本来のその会社の責任にたえ得ない人も出てくるおそれがあるのじやないかということに、法人は取締役になれないということにしているわけにございす。また、現に、これは実務上の問題でございすけれども、実際に法人が取締役になつていくという例はないわけにございす。

しかし、反面、今回の改正論議の中では次のような議論がありました。つまり、いわゆる合併会社でございすけれども、合併会社で、たとえば甲という会社と乙という会社の二つの会社だけで一つの新しい会社をつくるというふうな場合でございす、そういう場合に、もし個人を取締役

なんかにしておきまして、そのうちの代表、特に代表取締役が死亡してしまうというふうな場合には、もう一度株主総会を招集して、そして取締役を選任しなければいけないという問題が出てくるというわけにございす。

ところが、もしこの場合に法人を取締役にしておけば、代表取締役の一人が死亡しても、それに對しては直ちに合併会社の構成員たる会社の代表取締役、他の代表取締役が合併会社の代表取締役になることができるということに非常な便利である、したがって、法人は取締役になれるようにしようという議論もあつたわけにございす。

これに對してはさらに反論がございまして、それはいつても、たつた二つの会社で成立している合併会社ならば株主総会を開くのは簡単ではないか、だからわざわざ法人を取締役に選任するまでの必要はないというふうな反論もあつたわけにございまして、いろいろ賛成論、反対論が次々と出たわけにございまして、今回の改正審議においてはその結論を得るに至らなかつたわけにございす。

特に、現行法のもとにおきましても、法人は取締役になれる、あるいはなれないというふうないろいろな問題がございすので、この点についてはさらに実務の問題、それから今後の解釈の動向等を見きわめた上で結論を出そうということに、今回の改正案には法人は載つてなかつたわけにございまして、このことが直ちに法人は取締役となれるという結論を出したわけでも、また、なれないという結論を出したわけでもございせん、今後の検討にまづということにございす。

○藤原房雄君 次に進みますが、商業登記法の八十一条ですか、「取締役等の変更の登記」、これは、取締役は登記事項となつておりますから当然登記しなければならぬわけに、それから、二十四条の十号では、申請の却下、これは「登記すべき事項につき無効又は取消しの原因がある」とき、先ほど取締役についていろいろお話ございましたが、今度はいろいろな欠格事由というのが明

確といひますか、いろいろございまして、書類をつくりまして窓口へ持つてまいる、それで登記官がこれを見まして、この中に当てはまるか当てはまらぬかというのはなかなかこれは時間の要ることでもありましようし、また、登記官の判断というのには非常にむづかしいことになるんじゃないかと思ひます。

この欠格事由に該当しているかどうかというのは、今度は窓口ではどういふふうにするようにお考えになつていらっしゃるのか。もちろん、これは事務的なことなのかもしれませんが、この間のことについてはどのようにお考えになつていらっしゃるのか、お伺いをしておきたいと思ひます。

○説明員(元木伸君) 実は、ただいま商業登記の実務におきましては、法人は取締役として申請がございまして受付け付いていないわけにございす。

○藤原房雄君 法人じゃなくて……。

○説明員(元木伸君) 失礼しました。欠格事由のあるものにつきましては、これは今後当然登記を受け付けないということになるわけにございまして、これはもちろんこういう今回の改正法が法律として成立いたしました場合には、当然これは周知徹底を図るべきものと存じます。

○藤原房雄君 話が次へ進んで申しわけないんですが、確かに周知徹底するとか、それなりの対処をなさるんでしやうけれども、これだけ法改正がございまして、また欠格事由というものがこんなにたくさんありますと、数多くの会社がございまして、小さい会社が多々ございす。そういう中で、やっぱり登記を受け付ける登記官、お役人さんがそれなりにきちんとチェックするものがないと、来たものをただ事務的に受け付けるということだけでは、これはいろいろなトラブルが起きるん

じやないでしょうか。

周知徹底ということだけではなくて、窓口としてどういう対処というものを考えていらっしゃるのかということなんですけれども、これは商業登記法という上からの問題で、それに対してこのたびの改正、これを受けて登記官というのは非常に大事なことでございまして、いろいろ御検討なさっていらっしゃるんだらうと思っておりますけれども、その間のことについてお聞きしたい。

○説明員(元本仲君) 先ほどから先生の御質問の趣旨を取り違えていたようでございまして、今回のこの改正案でございまして、禁治産者であるとか、そういう点につきましてはこれは戸籍でわかるわけでございますけれども、特に三号、四号の刑に処せられたということにつきましては、これは実際にはわからないわけでございます。さらに、そのことを一々、たとえば前科調査等を出させる、これは実際問題として不可能でございすけれども、そういうことはたまたまのところ全然考慮していないわけでございます。したがって、これは実際にそういう刑に処せられた者が取締役として登記されるということもあらうかと存じます。

その場合に、もちろんそういう資格者がたとえ登記されましても、その選任自体が無効でございすから、取締役になることはないわけでございます。まして、もし後日わかったということになりましたら、これは無効でございすから、抹消されるということになるかと思っておりますけれども、そうなるという法律関係が不明確になるのではなないかという問題が出てまいりますが、これは現行商法の十二条で、「登記すべき事項ハ登記及公告ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ」ということと、それから十四条の「故意又ハ過失ニ因リ不実ノ事項ヲ登記シタル者ハ其ノ事項ノ不実ナルコトヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ」ということがあるわけでございます。失礼しました。十二条はあれでございす。十四条でございすけれども、そうい

う点から取引の安全という点は、これで担保されるのではなからうかと思っております。

○藤原房雄君 これを窓口で一々チェックをするというところは大変なことだらうと思っておりますが、そこあたりも一つの問題だらうと思っております。

次に進みますが、取締役の資格事由と監査役で、これは取締役に準ずるということですが、すね、これは取締役に準ずるということですが、同じということになるわけですね。そうしますと、冒頭にお話ございました未成年者も監査役は資格があるという、資格事由に当てはまらないということになるわけですが、取締役のときには先ほどお話をしたことでいろいろなことがありますが、それなりなことについては議論の結論という点については理解できるんですが、監査役は、これは何未成年者云々だけではないんですけれども、そのことも一つはありますが、厳しがるべきだという感じがするんですが、これも当然いろいろな議論があったんだらうと思っておりますけれども、どうなんでしょうか、監査役について。

○説明員(元本仲君) 御指摘のように、監査役についての資格事由としても未成年者が挙げられていないわけでございます。もちろん、今回の立法審議の過程におきましては、監査役に未成年者がなるのは適当ではないかという意見が強くあつたわけでございます。したがって、監査役には資格事由として未成年者を入れるかというところが相当議論されたのでございすけれども、もし監査役に未成年者を資格事由として入れるということになって取締役には入れないということになってまいりますと、解釈が決定的に、監査役については未成年者は資格事由になる。それに対して、取締役にについては未成年者はなれるのだということになるわけでございます。

このところは、あくまで今後とも解釈の問題として少し置いておいた方がいいんじゃないか。むしろ先ほども申しましたように、大小会社の区分とか今後の問題としてさらに考えていった方がよろしいのではないかと、この点も

ちろん取締役については未成年者はなれるのだという含みでございすけれども、そのところもやはり解釈に任せているわけでございます。

○藤原房雄君 取締役その他の問題については、以上で終わります。

次に、今度株主総会で大きな改正になります問題、これも単位株制度等については過日いろいろ御質疑申し上げたわけでありまして、書面投票制度がございすね。これは先ほどちょっと同僚委員からお話あったんですが、今度の改正案では、株主数が千人以上の大会社については、総会に出席できない株主については意思表示する機会を与えようということで書面投票制度というものが設けられるわけですが、委任状勧誘制度と書面投票制度というのは、具体的にはどういう相違があるんでしょうか。

○説明員(元本仲君) まず、書面投票制度でございすけれども、これは今回の改正案でも明らかになっておりますように、つまり会社の方から書面投票用紙を送る、そういったしまして、それを受け取った株主が書面投票用紙に必要な事項を記載いたしましたして会社に送り返しましたら、それが直ちに株主総会において投票用紙となつて用いられるということでございます。つまり、投票した、決議に参加した結果になる。つまり、株主が記載した事項がそのまま株主総会の決議に反映するということでございます。

これに対して委任状の場合には、株主が必要事項を記載して会社に返送いたしましたならば、通常は会社の方でやるわけでございますけれども、これは何も法律的に必ずそうかどうかということではございませんが、通常、会社の方で代理人を選任しまして、つまり受任者を選びまして、そしてその受任者が議決権を行使するということになるわけでございます。

まず、書面投票のメリットと申しますか、それはどういうところにあるかと申しますと、これは会社側に書面を送り返したならば、そのまま間に人が介在しないで直ちに投票するという結果が生ずるということで、株主の意思が確実に総会に反映するというところになるわけでございます。

これに対して委任状の場合でございす。と、株主が委任状に必要事項を記載して会社へ送付するという行為は委任の申し込みでございすから、もしその委任状に会社の気にならないことが書いてあるということならば、会社の方としては、別にその委任状を、つまり委任の申し込みに対して承諾をする必要はないということと捨ててしまつてもよろしいということでございます。で、株主の意思が必ずしも明確に総会に伝わらないということになるおそれがあるわけでございます。

その反面、書面投票用紙でございす。これは決まった議題あるいは議案というのに対して意思が表示されておりますので、それ以外の事項が総会において動議で提出されるということになつてまいりますと、それに対しては株主の意思は反映しないということになります。

それに対して委任状の場合は、まあこれは授權の範囲にもよりますけれども、通常の場合は甲、乙、丙の事項、その他総会で決議される事項というように委任状に記載されておりますので、原則として株主の代理人として出席した人は、総会で決議される事項のすべてに参加することができるといふことになりまして、たとえ動議が提出されても、それについては決議に参加するということと、言つてみれば株主の参加する範囲が広がるというメリットがあるわけでございます。

○藤原房雄君 いまもお話ございましたように、確かに株主総会が順調に進んでいるときはよろしいんですが、修正動議が出たりなんかという場合もあるでしょうし、いろんなことがあるんだらうと思ひます。そういうときにどうするかということになりますと、いろいろこれはむずかしい問題があるようですが、しかし、これも株主の場合ある程度意思表示ができるということではメリットがあるんだらうと思ひますが、書面投票制度、こ

これは総会の議題についてそれなりの意思表示がなされるわけですね。そうしますと、会社としましては事前にもうどの項目については賛成か反対かというふうなことに決めておきたいということ、こういうこと、これは管理面をしっかりとしないと、悪用されるといいますか、選挙と同じように非常に送られてきたものの管理というのは大事だなあと、こういう感じがするんですね。

それから、経過措置が設けられておりますね。この経過措置についてもあわせてひとつお聞きしますが、まあ大きな、これだけ変えるわけでありまして、経過措置を設けなきゃならぬだろうと思えますけれども、このことについての御説明をいただきたいと思います。

○説明員(元木伸君) まず、書面投票の結果、株主の意思が確実に反映しているかどうか、それを担保する方法でございますけれども、今回新しい制度といたしまして検査役の制度を設けているわけでございます。これは総会前に検査役を選任する。これは少数株主権でございますが、総会前に検査役が選任される、そのことによって送られてきた書面投票用紙が確実に決議の結果に反映しているかどうかということを見るということも、検査役の使命の一つであるわけでございます。

それからその次は、取締役が総会の終結の日から三ヶ月間の書面投票用紙、これは委任状も同じでございますけれども、とにかくこれを本店に備え置かなければいけないということで、この書面投票用紙がちゃんと議決権として行使された結果になっているかどうかということ、あるいは本当にその書面投票用紙が会社に入ってきたかどうかが隠匿するということがないかどうかという点もわかるようにしたいということでございます。

それから、経過措置の問題でございますけれども、つまり当分の間は書面投票制度と委任状勧誘制度を併存するという問題でございますけれども、これは御承知のように、いわゆる委任状勧誘規則でございますが、これが現在、上場会社につ

いては委任状勧誘のための根拠規定になるわけでございますけれども、この委任状勧誘規則は昭和二十三年に施行されて非常に歴史的に古いものでございます。したがって、上場会社におきましてはこの制度に言ってみれば親しんでいるところがあるわけでございまして、その点から、今回商法を改正したからとしまして、いきなり書面投票制度に全部変えてしまおうということになりますと、従来、実務的に親しんできた各会社においては、非常に混乱を生ずるのではないかと問題があるわけでございます。したがって、この点については、もちろん先ほども申しましたように、書面投票制度についてはいろいろすぐれた点もあるわけでございまして、順次、徐々に書面投票制度に移っていくうちに、当分の間はこの両方の制度を置いておくということにしているわけでございます。

○藤原房雄君 その程度にしておきます。次に、いろいろな経過措置とか、または「当分の間」というやつが、今回は複雑多岐にわたる大事件法律ですから、急激なこともできません。それで、省令に、または政令にすることが、またはこの「当分の間」というのがいろいろあるわけですが、今度、法律で子会社による親会社の株式の取得の禁止、この問題を一回だけちょっとお伺いしておきたいと思っておりますが、今度は親会社の株式取得、これはできないことになりすね。二百一十一条二ですか。しかし、これは附則で経過措置がとられているわけですが、相

当の期間ということでありまして、これは現状をどういうふう把握していらっしゃるかと、これはどのぐらいの期間を当局としてはお考えになつていらっしゃるのかということ。もう一つ、一斉に処分するということになりまして、株式市場は大変なことになるのじゃないかというふうな感じもするわけですが、そういうこと等も考え合わせて、これは当分の時期という、こういうことも出てくるんだらうと思いますが、

この辺の、このたびの親会社の株式の取得禁止に伴いましての諸問題、これをちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○説明員(元木伸君) 実は、これは現行法の二百一十条及び二百一十一条にもあるわけでございまして、現行法の二百一十条の規定は、会社が自己の株式を取得することを制限しているわけでございまして、例外的に取得した場合に、二百一十一条で「相当の時期」と処分をしなければならぬということにしているわけでございまして、この場合の「相当の時期」と申しますのは、たとえば会社が合併によって結果的に多数の自己株式を取得する結果となると、先生がたまたま御指摘のようにな市場の混乱が生ずるという問題がございまして、したがって、そういう混乱が生じないように徐々に売却していって、処分していけることを意味しているわけでございます。

これは、子会社が親会社の株式を取得した場合も同じでございます。適法な、たとえば会社の合併等によって子会社が親会社の株式を取得する結果になるといふような場合には、これは市場に混乱を起さないような方法で、特に不利にならないような方法で株式を処分すること、つまり徐々に売却していくということになるわけでございます。

○藤原房雄君 次に、今回の法案で、過日の質疑で途中になっておつたんですけれども、計算の公開ということですね。これは改正試案によりまして、現在の営業報告書に何を記載するかという記載の問題ですが、これは法務省令で営業報告書の記載事項を定めることになっているわけですが、記載事項として会社が無償でした金銭の供与の総額を書かせることを予定しておりますけれども、附属明細書においては会社が無償でした金銭の供与の明細、株主との通例的でない取引の明細を書かせる、このように今回の法案では附則で営業報告書の記載事項、これは法務省令ということで具体的には計算書類、記録ということであるわけですね。

これは、今日までも企業の社会的責任ということに伴いまして、ここらあたり明確にすべきだといふ今日までもいろんな議論があったわけですが、無償供与の額、これを記載事項とするということについては財界からも強い反対があり、今日までいろいろ議論があったことも私も承知をいたしているわけですが、法務省令で定めるといふことになりましたと、その前に商法部会で審議をするという経過をたどることになっておるんですが、これは十分な審議がなされ、どういう結論になるか、どういふことになるかわかりません。

いずれにしても、四十九年、そして今日までの商法の改正の中で議論されました、そして社会的な要求でありますこれらの問題については、省令でやったりきちつと民意の反映されるような無償供与等についての記載、こういうものについてはやっぱり厳格でありたいし、法務省としてもぜひこれらの問題についてはがんばっていただきたいといふことは、これは商法部会での審議、こういうものもあるわけですが、社会の一つの大きな要求であるということ等も考え合わせまして、それらの見通しといふことが、いつごろ結論が出るのか、そしてまた、法務省としてこういう問題についてはどうお考えになつていらっしゃるのか、そこらあたりのことをお伺いしたいと思います。

○政府委員(中島一郎君) 営業報告書の記載事項、記載方法、あるいは附属明細書の記載事項、記載方法ということにつきましては省令で定めるということになりましたために、まだ法制審議会における審議を経ないわけでございます。省令で定める場合に、私どももいたしましては、今回の商法の改正がディスクロージャーの強化ということを大きな柱の一つにしておるということをお考えまして、しかしながら、また一方におきまして企業の秘密というふうなものも考えなざるを得ません。さらには、このディスクロ

「ジャー」をすることによって必要となる経費、コストというものとディスクロージャーによって得られる利益というもののバランスを考えたければならないわけでありまして、そういった点を十分に勘案をして結論を出したいと考えております。

手続的な方法としたしましては、ただいま申し上げましたように法制審議会の審議をまずお願いしたい、その際には、本国会においていろいろ伺いました御意見というものを十分に法制審議会にも伝えまして、そして結論を出していくようにしたいというふうに考えております。

○藤原房雄君 この問題は、これは今日までもいろいろ論議され、また大事なことでございまして、局長からもお話ございましたけれども、大臣からも一言ひとつ決意のほどをお伺いしておきたいと思っております。

○国務大臣(奥野誠亮君) いま民事局長から申しましたとおりでございます、法制審議会でも十分御議論いただきまして、その結論に従って法務省令を定めていきたいと、かように考えております。

○藤原房雄君 もう時間も迫ってまいりましたのであれですが、これは当初申し上げた中にも、やっぱり利害いろいろございまして、日本のこれだけの会社を一つの商法の枠組みの中で考えたいのは非常にむずかしいことだと思っております。これはきのうの参考人のお話では、当初の全面改正ということからしますとこのたびの改正は前編であって、後編というのがあるんだというお話で、なかなかうまくいこうと思っておりました。前編、後編という言葉がいいか悪いかは別にしまして、全面改正という、全面改正に対しての決意といえますか、取り組みといえますか、法務省の真剣さというのか、そういうものは過日の委員会でもいろいろ大臣からお聞きいたしました、その次の段階では当然これは大きな課題として取り組まねばならない大小会社の区分の問題ですね。

きょうもいろいろなお話ございましたけれども、小商人の問題もお話ございましたが、有価証券の最低資本額、昭和二十五年に十萬というところで、または会社の資本金いろいろ見ますと、これは非常に議論のあるところで、時間もございませぬからこれは一つ一つお尋ねし、また述べることでもできないわけでありまして、ただ一点だけ申し上げたいのは、四十九年の参議院の附帯決議ですね。これで「小規模の株式会社については、別個の制度を新設してその業務運営の簡素合理化を図り、」このように当参議院の法務委員会におきまして、衆議院とは異なつてこの点強調しておるわけですが、大小会社の区分、とりわけ小会社の区分とか有価証券を含めての検討、こういうことが議論の中にもいろいろあつたわけでありまして、これは今後の課題ということで、こういう大小会社の区分問題とか有価証券を含めての検討課題というのか、こういう問題について、これもまたぜひひとつ大臣から決意といえますか、認識を御表明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 四十九年の商法の一部改正に對しまして、衆議院でも参議院でも附帯要件いろいろいたしてあるわけでございます。今回提出いたしました商法の一部改正では、全部の御意見にこたえていないわけでございます。それは、全面改正を急遽一部改正として、これまでできておりましたものを提出した結果起こつてきたわけでございます。附帯決議の御意見につきましましては、それなりに全面的におこたえをしなきゃならないという責任は強く感じておるわけでありまして、

したがいまして、法制審議会でもこの後引き続きして全面改正の審議を行つていくという気持ちでおつていただいているわけでございますので、今回一部改正が成立いたしますと、引き続きして全面改正について御審議を願つていきたい、そしてこれまでにいたしております御意見におこたえをしていかなければならない、さように考えておるわけでございます。

○藤原房雄君 今回の改正では、新株引受権付社債ですね、こういうことで、国際的に日本の商法というものが一歩踏み出したというふうな感じがするわけでありまして、これはもうきのうの参考人にもいろいろ申し上げて、竹内参考人からお話ありました、日本の商法というものは日本の枠組みの中で考えているということではならない時代に来ております。国際経済の大きな変動の中で日本だけでというわけにはいかないのは当然でありまして、また、そういうことに對してもいろいろ意を注いでいられしやることだらうと思ひます。

今回のこの計算・公開、ディスクロージャーの徹底とか、それから投資家の保護とか、会社の運営とか、こういうものについては、外国人にもわかりやすい形でこういうものがつくられなきゃならいせんし、今回の商法の改正は、確かに会社の自主的な監視機能の強化という、こういう点はあつて非常に重点が置かれて、そういう面を意を注いでおると感じはするわけですが、それとも、国際化に對する体制づくりというものの、商法ではもう当然考えられなきゃならいだろうと思ひます。当然、四十九年の審議の段階ではそういう問題は余り大きな視点にはなつてなかつたのでありますけれども、今後の課題としてこういう問題についてもひとつ大きな柱として考えていくべきときになった、こう思ひますが、どうでしょう、大臣。

○国務大臣(奥野誠亮君) ごもつともなお考えだと思つております。いまおっしゃいましたように、新株引受権付社債を発行できるようにいたしましたのも、企業が国際的に活動している、その結果、必要性を痛感しておつたわけでございますので、すでにあります転換社債も海外で発行していただくわけでございますけれども、転換されてしまいますと債務がなくなつてしまふものでございまして、せっかく為替リスクをヘッジしようと思ひましてそれができないというふうなことでございまして、現在の経済情勢に即応して改正する事項としてこの問題を取り上げさせていた

たわけでございます。今後もおつしやいますような課題での検討もしていただけるものと、かように考えております。

○藤原房雄君 ところで、ヨーロッパ共同体——ECですね、ECで域内の各国の法制とは独立した制度で、統一的な形態を有するヨーロッパ会社というふうなものを創設しようという声が高まり、検討を進めた結果、いわゆるヨーロッパ会社法案ですか、こういうものがECの評議會で採択された。こういう動きがもう高まつてきて現実的な問題となつていふことを私も聞くに及び、ますますその感を深くするわけでありまして、そのために日本の国内的な体制というものがやっぱりいち早くこれは整備しなきゃならぬ。足元も固めずして遠くの方を見ているようなことではならぬのは当然でありますけれども、しかし、国際的なこういう観点からも、本当にこれは並行して見なければならぬことだらうと思ひます。

ヨーロッパ会社法案、この問題についていろいろ御調査をしたり、または翻訳とか、いろんなことで元木参事官は携つていらつしたようでありまして、こういうヨーロッパ等における動き、こういうものを考えるにつぎまして、先ほど大臣から概念的なお話はあつたのでありますけれども、具体的にこういうことが動いていふことの中で、それを直接お感じになつていらつした参事官の立場から、こういう問題については特に深いお考えがあるかと思ひますけれども、その間のことについてお伺いをしておきたいと思ひます。

○説明員(元木伸君) 先生御指摘のとおり、ヨーロッパ共同体の評議會で、これは一九七五年でございまして、一番新しいヨーロッパ会社法案というのを提出しているわけでございます。ちょうどこれに對抗するかのごとく、一九七五年に同じくアメリカのカリフォルニアで新しい会社法がつくられております。

ヨーロッパとアメリカでは非常に会社法制が違つたわけでございます、それに対してまた日

本の会社法制というの違ふと、いわば三角形それその頂点にあるような形で三つの法制が存在しているということになるかと存じます。それと同時に、カリフォルニアの会社法の場合は実際にもうすでに施行されておりました、いわば実務上利用されるという点から、そういう適用の混乱を避けるという点から、かなり思い切った改正はいたしておりますけれども、また、ある面におきましては、これは現実に合わせているという点があるわけでございます。それに対してヨロップ会社法案の方は、これは実際にまだ施行されていない法律でございますので、EC加盟各国の学者、実務家が集まりまして、言ってみれば、非常に理想的な法律をつくったということができただけでございます。

したがって、もちろん今回の改正案におきましても、こういうカリフォルニアの会社法なり、あるいはECの会社法というものは十分参考にさせていただきます、たとえば今回の相互持ち合い、相互保有の制限等、あるいは自己株式の問題、親子会社の株式の保有というような問題につきましても、ヨロップ会社法案というものをかなり参考にいたしましたし、また、ディスクロージャーの面につきましてもカリフォルニアの会社法をかなり参考にいたしましたこととございまして、これは私もいたしまして、こういう仕事に携わる者として、今後ともこういう世界各國の法律の動向について見守っていきたいと思っております。

○藤原房雄君 四日間にわたりまして、いろんな角度からいろいろお尋ねを申し上げたわけでありますが、私も公明党、このたびの法案はそれなりに前進であり、きのうの竹内先生のお話ではございせんが、前編、後編というお話でございせんが、全面改正ということの中からはもつとしなければならぬことがあったんだらうと思ひますが、時代の推移の中でやむを得ない面もございせん。

今回のこの改正案、いろいろなさるにまた課題

があるわけでございまして、また、その点も何か指摘をさせていただいたわけでありますが、現状とともに今後の大きな課題、これをひとつ乗り越えるために、まずは現状に即した面で運用していただく、今後の課題につきましては積極的のひとつまた取り組んでいただく、こういうことでこの商法改正、私いような点を質問させていただきましたが、これで質疑を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○近藤忠孝君 この前の委員会の際には、主に各企業が置かれていた経済的実態の中の問題点というものを指摘いたしましたけれども、きょうは主として今回の改正案の法文の解釈の問題に観点を變えて質問したいと思ひます。

まず最初に、営業報告書については、大会社の場合に株主総会の承認事項から報告事項に変わったわけですが、総会というものは、ある意味ではディスクロージャーの基本的な場であると思ひます。そこからは外した意味、これについてはいろいろ説明されておりますけれども、株主がそういう細かなものでも十分に理解をする力がないという、その辺が一つの理由のように見られておるんですね。私は、これはやっぱり株主を愚民視する一つの考えであつて、私がずっと一貫して言ってきたような、いわば株主並びに株主総会の権限を縮小していく、そしていわば個人株主を減らしていく方向に力がかかるものではないかと、こう思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(中島一郎君) 株主の能力というように、現在の株主総会の実態というものを考えた場合に、それは損益計算書であるとか、あるいは貸借対照表であるというふうな計算書類の適否というものを審議するにふさわしい機関、ふさわしい場として考えられるであらうかというふうなことで申し上げたわけでありまして、そういうことを考へてみますと、事務のと申しましようか、会社にはそれぞれの機関があるわけであります。株主総会があり、取締役会があり、代表取締役があり、監査役があり、会計監査人があるということでありまして、その機関の間で合理的な業務の配分というものを考えるべきではないかと。そういうふうなことを考へてまいりますと、むしろ今回、株主総会の決議事項としてつけ加えることになりました会計監査人の選任事項というふうなものの方が争点も簡単でございまして、この人を会計監査人として選任すべきであるか、すべきでないかというふうな問題の方こそ株主総会の審議事項、決議事項としてふさわしいのではないかと、いうことを申し上げたつもりでございます。

○近藤忠孝君 監査人を選任し、かつその報告を受けて、これを承認するということで、これはやっぱり万全になるわけですね。やっぱり一番大事な承認というところを削ってしまったということからは、私は本当に残念だと思ひます。しかし、報告の対象事項であるわけですよ。すると、承認の場合と報告の場合とで中身が変わってくるんですね。

○説明員(元木伸君) 株主に送付いたします書類等につきましては、これは報告事項であつても承認事項であつても同じでございます。したがって、これは報告と申しますのも当然総会の議題でございまして、これについて株主は質問をすることができるといふことになるわけでございまして、

○近藤忠孝君 そうしますと、議論するんですよ。するからには、そいつを理解しないで議論するわけにはいかない。先ほどの説明ですと、議論する場所によさわしくない、こういうわけでしょう。説明自体、これは矛盾じゃないでしようか。

○政府委員(中島一郎君) あつては表現が適切を欠いたかと思ひますけれども、審議をして決議をするということになれば、この決議機関は株主総会ということになるわけでありまして、その責任は株主総会が負わなければならないということになるわけでありまして、ところが、現在の株主総会の審議の実態というものは、それはど充実したものであるとは私も考へられない。これはこのまま放置しておいてよいとは考へておりませんので、改善のことを考へなきゃなりませんけれども、直ちにこれを著しく改善するということも、現実の問題として困難ではなからうか。

○説明員(元木伸君) これは、今回承認の対象から外された個々の書類について具体的に申し上げますと、たとえば貸借対照表でございまして、この場合には貸借対照表には数十項目の

数字が挙げられているわけでございます。このそれだけの数字と申しますのは、つまり、まず第一に具体的な例で申しますと、不動産なら不動産の場合に減価償却は一定率法でやったか定額法でやったか、そして定率法でやった結果が、その数字が正しいかどうかというのを一つ一つの項目についてこれを精査した上でないと、本当にこれを承認するとか、あるいはしないとかということはできないわけでございます。したがって、何十万人という株主が出てくるのが原則になっております株主総会において、一つ一つの項目について、つまりその採用された方法が正しいかどうか、その方法に基づいて出てきた数字が正しいかどうかということ、一項目一項目について審査した上で承認をするということは、実際問題として不可能でございます。したがって、結果としては全体としてこれを承認するとかしないとかいうことになってしまふわけでございます。

そうした場合に、結果といたしましては、これを作成した取締役、あるいはこれを監査した監査役といたしましては、自分たちの判断はファイナルではないのだ、最終ではないのだと。つまり、これは株主総会が承認してくれたのだから、だから自分たちにはもう責任がないのだという、そういう言ってみれば隠れみのになるわけでございます。現に制度上も現行法の二百八十四条というのがございます。これで、取締役、監査役の責任の解除は、これは株主総会の決議が前提になっているわけでございます。そういうことで、結局言ってみれば、なるほど一見会社の所有者たる株主が承認している、最高決定機関である株主が承認したということで、制度上も一見整合性があるようにございませうけれども、実際には隠れみのになるし、制度上もそういうふうになつていたというふうな問題があるわけでございます。したがって、今度はむしろそれならば、本来責任を負うべき人の判断が最終になるというところで、制度的にもそういうふうにした方がよろしい

のではないかと問題でございます。

それから、その次の営業報告書の問題でございますけれども、これも今回株主総会の承認から外したわけでございます。先ほど先生ちょっと御指摘がございましたけれども、これについても営業報告書というのは、これは数字であらわすものでございませう。つまり、事実を記載するわけでございます。事実を記載するということになりますと、一体株主総会の場合にその承認の対象は何なのであるかということでございます。もし、事実であるか否かということであるならば、これは実際に監査の権限を持っておりまして、しかも会社の内部事情に詳しい監査役、あるいは会計の専門家である会計監査人という人が、それが事実であるかどうかということ判断した方がよろしいわけでございます。それで、むしろそういう事実については、これはそういう専門家に任せまして、そしてそこで、その出てきた結果の上でそれが真実であるということ担保した上で総会で議論していただいた方がよろしいんじゃないかというところでございます。

○近藤忠孝君 私立法技術と申したことは、この二百八十四条、むしろこの方をいじるべきであつて、だからそのことによつて決して責任は免れるものではないという、こういう規定をしたところで、決して商法の原則を踏み外すことはないと思うんです。むしろ技術点はそこなんです。

たとえば、国会と内閣の関係で言えば、内閣が決定しますね、国会に承認を求めます。だからといって、国会が承認したからといって、内閣の責任が消えるわけはないでしょう。そういう問題はたくさんありますよ。そういう場合に、主にこれは政治的責任の問題でもあると思うんですけれども、だから私はこの取締役の責任がそれだけでなく、また株主総会の承認権を削ってしまうというのは、まさに逆立ちしているんじゃないか、こう思うんです。どうですか。

○説明員(元木伸君) あるいは現行法の二百八十四条でございますけれども、これはもう今回の改正案では削つてしまつていくわけでございます。したがって、むしろ逆立ちとおっしゃるわけでございますけれども、本来、その隠れみのにされているものについては、これはむしろ、つまり一見、外見上には非常にいいものがある、しかし、実はそれが隠れみのになっているのだというところになるならば、多少そこで問題というのか、外見が悪くても申しますか、悪くてもそういう隠れみのを取り扱った方がはるかに結果としてはいいんじゃないかということ、こういうことにしたわけでございます。

○近藤忠孝君 余りこの問題だけ議論するわけにいきませんけれども、隠れみののしななきやいわけ、そして、その隠れみのの名のもとに株主の一番大事なものを削つてしまふという点、大変問題だらうということを私は指摘をしたと思います。

そこで、次の問題は、この問題で株主総会の承認を要しないとしますと、計算書類の確定の時期がこれは問題になると思うんですが、これはどうなりますか。

○説明員(元木伸君) 今回の改正法律案では、大会社につきましては貸借対照表及び損益計算書につきましては、会計監査人及び監査役の適法意見と、それから取締役会の決議、承認でございますけれども、この両方があつたときに確定するということになるかと思ひます。あるいはそういうふうにしたとしますと、取締役会決議も、それから会計監査人、あるいは監査役の意見も内部的なものではないか、そのために外部的に明確にならないんじゃないか、いつ確定したか外部に明らかじゃないんじゃないかという問題があるわけでございます。現行法におきましては、総会の承認のときに計算書類が確定するわけでございますが、そのメトリックといたしましては二百八十四条の規定がございまして、つまり総会決議後二年以内に別段の決議がないときには取締役、監査役の責任は解除されるということでございますけれども、今後はこの二百八十四条は削除されてしまふ

ますので、その点ではずうっと取締役の責任が残るといふ問題がございますので、その点では特に確定の時期というものを問題にしないでよろしいんじゃないかということでございます。

○近藤忠孝君 この営業報告書の内容の問題、先ほど藤原委員からも指摘がありました。法務省令で定めるところですが、もうすでに、改正試案の中ではこれは注ぎますが、具体的に業務報告書の記載事項は次のように定めることはどうかというので、(a)、(b)、(c)、(d)で(a)から(i)まで具体的に書いてあります。ということは、私は議論が相当煮詰まつて、法務省なりに一定の考えをお持ちじゃないかと、こう思うんですね。今後法制審議会の問題はありますけれども、これだけは最低入れるべきだと、こういう御意見はいますか。

○政府委員(中島一郎君) ただいま御指摘の試案は、これはあくまで法務省民事局参事官室でつくりました試案でございます。今回答申をいただくに当たって他の事項について申し上げますならば、この試案をたたき台にしよう一度法制審議会において御議論をいただいて、そしてその結果が答申という形で出されておるわけでございます。

この法務省令にゆだねられました営業報告書の記載事項につきましては、まだ実はその段階を経たおりませんので、他の項目と同様な意味における法制審議会の考え方、したがつてまた、私どもの考え方というものはまだ固まつておらないわけでございます。特に、この営業報告書の記載事項につきましては、試案そのものではございませうが、試案の注記として、注として書いたものでございまして、言つてみればたたき台のまたそのたたき台というふうな意味でございまして、今後はこれをたたき台にして議論をしていくと、こういうことにならうかと思ひます。

○近藤忠孝君 たたき台でそれは結構ですけれども、しかし、法務省としてもずうっと検討してきた結果の一つのそれは結論、まあ中途のでしうけれども、これを見ますと、たとえば「貸借対照

表及び損益計算書の作成につき採用した重要な会計方針」とか、「子会社の数」云々ですね。子会社に関する問題点。それからずうっときまして、これは先ほども指摘されました「会社が無償でした金銭、物品、その他の財産上の利益の供与の総額」と、こういう問題が指摘されておるわけですね。というところは、私はずうっと長い間の企業の運営の状況、それに対する法務省の調査、検討というところから見ましてこういうものは必要だと、こういうお考えはあると思うんですね。これから法制審議会で議論をするにしても、やっぱり法務省側の意見もこれはしっかりしていることが必要だと思ふんですよ。そういう点では、いま触れた問題等についてはこれはぜひ必要であると、こういうお考えなんですか。

○政府委員(中島一郎君) この改正試案といいますが、法務省民事局参事官室の意見というわけではございませんで、法制審議会において一応御議論をいただきました際に、こういう意見も出た、ああいう意見も出た、それを参事官室で取りまとめたものが試案ということでございます。でありますから、試案でございますから今後本格的な審議をしていただくというこの参考になるであらうと思われような事項につきましては、こういう御意見があったという意味においてここに取上げておる、その御意見が一部であった、あるいは少数であった、多数であったということに余り関係なしに取り上げておると、こういうことでございます。

○近藤忠孝君 そういう段階であればそれで結構ですが、しかし、先ほどから触れられておる会社が無償でした金銭、物品、その他の利益供与の総額というこの問題ですね、これは大変要望も強いわけでありまして、ひとつぜひとも今後も生かしてほしいと、こう思います。

それからもう一つ、技術的な問題としては、貸借対照表及び損益計算書の公告は要旨でよいことになっておるんですが、要旨というのはどの程度

か。

○説明員(稲葉威雄君) これは、大会社と小会社とで違ふと私も考えております。その場合に、やはり会社の財産状況を明らかにするために必要な事項という、抽象的にはそれによって必ずしも会社の貸借対照表をそのまま現物のとおり細大漏らさず記載するということではなしに、その会社の財産の状況、貸借対照表については財産の状況、それから損益計算書についてはその営業年度の損益の状況でございますが、そういうものがある程度わかる。ですから、枝葉末節と申しますか、細かい内訳というものは記載しないで、大枠がわかるようなものにしたというふうに考えております。

そこで、具体的には私もまだはっきりした結論を出していませんけれども、現実の小会社の貸借対照表というようなものかなりラフな内容のようでございますので、それに沿って小会社については考えたい。それから、大会社についてはその社会的責任あるいは債権者、株主に与える影響等も考えまして、それよりは詳しいものにした、かように考えております。

○近藤忠孝君 これは、結局、ディスクロージャーの問題との関係で大事だと思ふんですね。ですから、大会社の場合にディスクロージャーの後退ということがないように、ひとつやっつけてほしいというのを要望いたします。

それから次に、株主総会における取締役の側の説明義務が規定されたわけですが、これはそれで一つの前進ではあるかと思ふんですが、やはり株主総会を強めていくというその一つと理解してよろしいですか。

○説明員(元木伸君) これは説明義務でございますけれども、現行法においても、これは会議体である限りにおきましては、その構成員が議題あるいは議案につきまして質問をするという権利は当然あるということでございます。株主総会においても同様に株主は質問権があるということが考えられるわけでございます。

質問権ということなぞ説明義務としたかという問題でございますけれども、一つは、質問権というところで余り表に出すということについては、かえって利用のおそれがあるのじゃないかという問題がございます。その点から、むしろこれを取締役あるいは監査役の説明義務、つまり質問権は当然あるのだということを前提といたしまして、こういう説明義務ということに規定の仕方を変えたわけでございます。

それと同時に、言ってみれば一石二鳥をねらったわけでございますけれども、このような形で書きますと、現在必ずしも明文上明らかでございますせん総会への取締役及び監査役の出席義務が出てくるのではないかと、このようにしたわけでございます。

○近藤忠孝君 これも私は、また立法技術上の問題として両方書いてもいいと思ふんですね。たとえば、これは国会では、よく国会の例を出しますけれども、大休国会というのは議論の場はいわば集約されたもので、いろいろ批判はあるけれども、議論をしていく場合の一つの法則を、いわば法則からこれを提示したものですからそれなりの合理性はあると思ふんですが、これも議員の側の質問権と大臣の側のそれに対する答える義務とまた権利、両方があるということは、前にも法務委員会でも議論をした問題ですが、それを質問権という言葉を置かないで説明義務だけにした理由、その理由が質問権と書くのと利用されるというんです、が、どんな利用が予定されるのかという問題、それから質問権と説明義務とのこの範囲は同じものなのかどうか。どうですか。

○説明員(元木伸君) まず、後の方の御質問からお答え申し上げますと、これは、質問権の範囲と説明義務と申しますのは当然同じであらうと思われまます。つまり、正当な質問に対しては当然これは取締役、監査役としてはちゃんと答えなければいけないということになるかと思ひます。

それから、利用という問題でございますけれども、御承知のように、現在、一番株主総会で何が

問題になっているかと申しますと、総会屋の跳梁でございます。とかく質問権というのが、総会屋の武器に使われるという問題でございます。つまり、長々と質問をやつて総会を混乱に陥れてしまふ。そのために、会社としては――余り会社の肩を持つわけではございませんけれども、防衛上、総会屋へ金品をやつて質問してもらわなくするといふようなことが一般の傾向でございますので、そういう点から、むしろ現在の株主権としての質問権が悪用されているという面の方がより多く目立つわけでございます。その点も配慮したわけでございます。

○近藤忠孝君 その場合に、一株運動というのがありますが、それもやはり頭に置いておるんですか。

○説明員(元木伸君) 一株運動と申します定義、いろいろむずかしい問題があるかと思ひますけれども、少なくとも私もこの法律案で考えておりますところは、正当な株主権の行使に関してはこれはできるだけ行使してもらふという立場で考えているわけでございます。したがって、質問権ということが乱用されることを配慮して説明義務として書いたのだと申し上げましたけれども、そのことによって質問権の範囲が狭まるといふようなことではないわけでございます。これは、いわゆるためにする質問というものは、つまり総会屋のような質問というものは、これはできるだけ封殺して正常な総会運営をしないけませんし、反面、そういう株主としての権利、正当な権利を行使するための質問というものは、これはできるだけしてもらうというこのために、こういう説明義務と質問権を置いたわけでございます。

○近藤忠孝君 両者の範囲が同じであれば、どちらを書いてもいいと思ふんですね。

それから、権利乱用というけれども、乱用はこれは権利の行使じゃないわけですから、これは当然チェックできるわけですね。要するに、説明義務が終ったところから質問権が始まるというのは、これは論理的な考え方ですね。また、国会の

例を出しますけれども、まず趣旨説明がありますよ、そして質問をする、こういう順序なんです。それに対してまた今度説明する、答弁する義務が出てくる。まさにそういう順序なのに、論理的には要するに説明義務の方だけしか書いてないということ、質問権に対する一つのおそれがやっぱあるんじゃないか。それが先ほど乱用という言葉で出てきたんですけれども、それはそれなりの規制、それは法文上も書いてもいいと思うんです、こういう場合には行使が制限されるといふ。それは当然合理的な制約があつてこれはしかるべきですから、それは幾らでも立法論的に解決できるんです。

ところが、せっかく試案にあるものを書かなかつた。やはりそこに、株主の権利を抑えていきたいという気持ちがあるんじゃないか。まあ近代法というのは、大体主に権利を中心に書いてあるわけでしょう。そうしましたら、国会の議論でも、最近の教科書は権利ばかり書いて義務は書いてないというふうなことをやっただけでも、あれは全く見当外れの議論でして、近代法というものはやっぱり権利から成り立つものだから、その権利を全く抜いてしまつて義務の方だけやるといふのは、どうもそこに何か制約したいという、こういう気持ちが働いていて、こう見ざるを得ないんです、そういうお気持ちはないんですか。

○説明員(元木伸君) 大体いまの商法の全体をこらんだと明らかなように、これはかなり古い形で書いてあるわけでございます。したがって、当然あるような権利というものは、たとえば提案権なんかでございまして、たとえ法では規定はしてありません。規定してないから、これは、じゃもう行使することが制限されているのか、あるいは行使することができないのか、という、そういうわけではないわけでございます。質問権も同じでございまして、およそ商法では規定はしてないのだというふうに解釈するわけでございます。

したがって、そういうあたりまえ、ほかのところでも書いていないことをここで事新しく、特に質問権だけ書くということよりは、むしろそういうものがあるということ前提にいたしまして、そして、これに対する取締役、監査役の応答義務ということを書いて規定しておいた方が、より手続としてもスムーズにいくのじゃないかというところもあるわけでございます。

○近藤忠孝君 じゃ、いまの議論でありますが、要するに説明義務と質問権の範囲は全く同じだということ、ひとつはつきりとさせたいと思うんです。

そこで、今度は説明義務自体についての免除の規定が幾つかあります。たとえば「会議ノ目的タル事項ニ関セザルトキ」といふのは、これは広くも狭くも解するわけです。これは大体どんな程度のものでございましょうか。

○説明員(元木伸君) これは、いわゆる議題と称するものでございまして。一般に、現行法でございまして二百三十二条の二項にございまして「前項ノ通知ニハ会議ノ目的タル事項ヲ記載スルコトヲ要ス」といふ、いわゆる議題でございまして。通常は議題は決議の対象となる事項ということになるかと思ひますけれども、そのほかにも報告事項も入るわけでございます。たとえば今回の改正案でございまして、営業報告書は総会において報告しなければいけないことになりまして、これも報告事項ということになるわけでございます。

○近藤忠孝君 「会議ノ目的」としたところに、私はやっぱり限定的なものを感ずるんですね。株主の立場から見ますと、議題になっている問題の前提たる事項、会社の基本的な方針とか、あるいは会社がやっている反社会的な行為に対する求釈明とか、いろいろあるわけですね。

そこで、これも具体的に幾つもの問題になってきましたけれども、公害問題とか、あるいは欠陥商品についてのことが問題になった株主総会におい

て、それを発言する。そうすると、いや、それは全然議題対象外だと、こう言つて排除される可能性が出てくるんですが、そういうことはありませんか。

○説明員(元木伸君) 公害あるいは欠陥商品等も、これが少なくとも営業の問題として論じられるということであるならば、当然これは説明義務の対象にならうかと存じます。つまり、営業報告書には会社の営業に関する事項を記載しなければいけないわけでございます。これも報告事項でございまして。そういったしますと、その中において、たとえばこれ商品の出した、これについて欠陥の問題が出てきているということであるならば、それは当然説明義務の対象にならうかと考えます。

○近藤忠孝君 公害の問題も同じでしょうね。

○説明員(元木伸君) 公害の問題でも、たとえば国の公害行政一般についてであるとか、あるいは一般の企業の公害をどう考えるかというふうな、その会社の営業とおよそ関係のないような公害でございまして、これはやはり説明義務の対象にならないと思ひますけれども、少なくともその会社の営業に関するものである限りは、これは説明義務の対象にならうかと思ひます。

○近藤忠孝君 この問題は、問題を指摘する側の表現能力と申しますか、要するにその会社の目的をその会議の目的とどう結びつけて発言できる人と、そうでなくて、怒りが先に走つて、そのことを追及することばかり先に走つてしまつて、そういう場合もあるんですね。そうすると、そういう場合にはだめというぐあい切つてしまったのでは、これはやっぱりいかぬと思うんですね。だから、この会議の目的ということをはかり広く解していくということが必要であらうと思ひます。

それからもう一つは、「説明ヲ為スコトニ因リ株主共同ノ利益ヲ著シク害スルトキ」には説明義務は免除されるというんですが、「株主共同ノ利益」というのは、どういうことを考へておりますか。

○説明員(元木伸君) これは端的に申しますと、企業秘密の漏洩ということにならうかと思ひます。したがって、説明をなしたために大きな企業秘密が漏洩するということになりますと、本来この説明義務あるいは質問権というのは、株主の利益のための権利でございまして、その結果、重大な企業秘密が漏洩いたしました会社は、営業がうまくいかなくなる。そういったしますれば、それは結果として株主に損害を与えるということになりますので、そういう場合にはこの説明を拒否することができるといふことでございます。

ただ、もちろんこれはあくまで相関関係にございまして、小さな企業秘密、余りそう重視しなくてもよいようなものが漏れるということを理由にして、非常に重大な質問に答えないということ、これは認められない。あくまでこれは相関関係の問題であらうと思ひます。

○近藤忠孝君 いまの元木さんの答弁にあつたように、かなりその範囲というのは流動的、動くものなんです。また、そのときどきによつて何が秘密であるか、何が株主共同の利益を害するかというのは、見方によつてずいぶん違うものです。ちょっと観点を變へますと、がらつと變つちやうものがあるんですね。

これも一株運動などと関係して公害問題がよく問題になるんですが、私自身が関与した事件でも、三井金属に対してイタイイタイ病裁判を起こしたんですね。それに対して、最初は企業とすれば、もう断固、徹底抗戦の立場だったんです。これが恐らくその当時には、ある意味では共通した株主共同の利益だったと思ひますね、秘密とは直接関係ないけれども。ところが、第一審、第二審に負けて、そして本社交渉の結果、立入調査まで認め、全損害を補償するということで、完敗したわけですね。その少し後の社内報には、先手必勝、後手完敗と。いまでも後手後手で来たけれども、そのことによつてかえつて企業イメージがマイナスになつてしまつたと。裁判に負けて、初めて気がついたんでしょね。だから、裁判を起こした

最初の段階では、恐らく三井金属については、これはもう株主共同の利益ということで断固闘うというのが大方針で、それに反する立場から幾つかの質問や秘密にわたることを聞いても、これは全然答弁の対象にならない。しかし、時期が変わって、裁判に負けて気がついたらそれは逆だったと。社内報に書くくらいだから、そういうこととす。

となりますと、何が株主共同の利益かというのは、動くものです。これは、この後に質問する議長の問題とも関係しますけれども、まさにそういう流動的なものだという前提に立たぬといけなと思うんですが、そのことはどうですか。法務省の立場としては、はっきりしておるんですか。

○説明員(元木伸吉) これは、何が株主共同の利益を著しく害するかということは、その場その場の事情によってまた違ってくるのじゃないかと思われま。

もちろん、先生が御指摘のように、ことさらに何にも言わない、説明を拒絶するということによって企業イメージがダウンして、その結果、会社が損害をこうむるということになるならば、結果としては株主自体に損害を及ぼすということになるわけでございます。それはそういうふうな諸般の、そういうその会社が置かれた社会的な状況と申しますか、あるいは時代的な環境と申しますか、そういうものも当然勘案されるということにならうかと存じます。

○近藤忠孝君 勘案されるとなると、私が言った例で、前の段階で説明を求めても説明しない。それは、この場合によると合法的になる。しかし、後で考えたら、かえってそのことがマイナスだったというところになって、結果的には発言しているのが正しかったんだけれども、こういう場合どうなるんですか、この規定との関係では。

○説明員(元木伸吉) やはりそれは、この説明を拒否したときに、そのときの社会的状況と申しますか、そのときに判断される限りにおいて、これ

は拒否が正当であるかどうかということは判断されるべきものであらうと思われま。したがって、これは、後日見てみれば確かにまずかったというふうなこともあらうかと思ひますけれども、しかし、やはりそれは、言ってみれば歴史を後日判断するようなものでございまして、そのときの状況から見てそれが正当かどうかということにならうかと存じます。

○近藤忠孝君 いまの話を聞いてみると、戦前の共産党のようなものですね。あの当時、戦争反対と言つてつかまつて、ひどい目に遭つたんです。奥野さんも恐らくそれに関与されておるわけですね。しかし、戦争に負けてみたら、反対が正しかったということになる。そういうことでいいんではないか。

○説明員(元木伸吉) これは、そういう思想の問題と申しますか、そういう思想の流れというふうな問題とは多少違ひまして、これはあくまで株主の利益を守るということでございます。したがって、非常に近い時点においてその株主の利益が害されてしまった、見込みが違ったということでございます。つまり、それはやはりその社会的環境というものの、この判断の誤りということがあつたということにならうかと思われま。しかし、その判断をするために、あるいは相当期間後にいつてそれが誤つていたかどうかということまで判断するということになってまいりますと、むしろこのようにその場でとにかく説明を拒絶すべきものかどうか、あるいは説明をすべきものかどうかと判断する事項につきまして、余りにも長期にわたつた判断の結果によって評価するということとは、難きを強いることになるのじゃないかと存じます。

○近藤忠孝君 この問題は、その秘密を明らかにすることによってマイナスになる一定の不利を、それからもっと大きな不利益を免れるためと、こう確信して発言した人が、その主張が認められないという結果になる一つの事例を私は示したんですが、いまの答弁だと、それでもよろしい

ということになってしまつと、これは、やっぱり本当に真剣に考える株主の権利をむしろ侵害するんじゃないか。このあたりに私は、権利と表現するの、あるいは説明義務と表現するのにかよつてニアンスの違いが出てくるんじゃないかと思ふんですが、どうですか。

○説明員(元木伸吉) これは、質問権というものが前提になりまして説明義務があるわけでございます。その点、先ほどから申し上げておりますように、質問権の範囲と説明義務の範囲は同じであるということでございます。その点で特に差異が出てくることはなからうと存じます。

○近藤忠孝君 その答弁納得できませんし、私が指摘した問題は、これはこれから企業がいろいろ問題に直面して、また、社会の批判などを浴びる問題などに関係してかなり大きな問題だと思ひますし、いま言つたようなことで処理されると、私はやっぱりますます個人株主が逃げてしまふことになるんじゃないかと、こう思ひますので、ひとつ今後の検討課題として問題を提起しておきたいと思ひます。

それから、もう一つの問題は、「説明ヲ為スニ付調査ヲ要スルトキ」にはやはり説明義務は免れますが、これはたとえ突然質問がその場であつたときに、調査できないからということで断る場合、これはあり得ましようね。ところが事前に通告して、調査も可能なような場合も、それでも拒否すると、それはやっぱりいかぬでしようね。

○説明員(元木伸吉) これは、今回新設されました二百三十七条ノ三の二項でございまして、つまり「相当ノ期間」これは質問の内容によつて調査を必要とする「相当ノ期間前」でございまして、けれども、その前に書面をもつて通知すれば、これは調査が必要だということを理由として説明を拒むことはできないということでございます。

○近藤忠孝君 以上、幾つか説明義務に関係して問題点を指摘しましたが、そういうことに違反して説明義務を尽くさなかつた場合、その場合にはこれは総会決議の効力にかかわるんでしうか。

○説明員(元木伸吉) その説明にわたる事項が決議の対象となつておりますときには、これは当然決議取り消しの訴えの対象になるわけでございます。

○近藤忠孝君 じゃあ次に、株主の提案権であります。株主の提案権は、現状ではかなり提案されておるんですか。

○説明員(元木伸吉) 実際の株主総会の実務におきましても、その場で動議というものはかなり出されてるようでございます。

○近藤忠孝君 そうなりますと、今回の場合に、二百三十二条ノ二で、現にある提案権を株式数でかなり限定しましたね。そうすると、これまた、私がいつも指摘している株主権の権利縮小、そしてまた、個人株主が減つていくと、こういう原因をみずからつくつておるのと同じでございますか。

○説明員(元木伸吉) 今回、二百三十二条ノ二を新設いたしました。提案権の規定を置いたわけでございますけれども、この趣旨は、つまりこういう手続を踏むならば提案した事項が総会の招集通知に記載してもらへるということに意味があるわけでございます。したがって、この規定を置いたからと申しまして、現行法のもとで認められております提案権、つまり総会議場における動議というものを否定したわけではございませぬ。総会議場における動議は依然としてできるわけでございます。それに加えてこういう提案ができるということでございます。

○近藤忠孝君 次は、二百三十七条ノ四の議長の退場命令の問題です。これを設けた趣旨はどういうところにあるんですか。

○説明員(元木伸吉) これは、およそ会議体である限りにおきましては、その議長が会場の秩序を維持するための権限は当然持たなければいけないということでございます。ことに御承知のように、現在、日本の株主総会においては総会屋、ことに野党総会屋がなぐり込みをかけるというふうな場合になりました。非常に混乱をするというところで、まともな審議ができないというふうな事

態が起るわけでございます。したがって、そういう点から見まして、議長に秩序維持の権限があるのだということを明確にしたわけでございませう。

○近藤忠孝君 それ自身は当然のことだと思ふんですが、ただ私は、幾つかの法律理論的な問題でちょっと疑問があると思ふんですが、この場合に退去命令を出しますね、その退去命令の適否、よかつたか悪かつたか、退去命令もいろいろ方法があります。排除の仕方によつても、一つは従業員で排除するのか、警官導入するのか、あるいは暴力団を雇うのか、いろいろあると思ふんですね。その処置の妥当性の責任とか、いろいろあると思ふんです。こういう点で、まずかつた場合、その判断、要するに、退去命令を出すべきでないにもかかわらず出してしまった場合とか、その排除の仕方が暴力団を雇つてきてやつてしまったとか、こういうようなことの責任はだれが負うんでしょうか。

○説明員(元木伸君) これは、もちろん会社の機関の問題でございますので、まず総会、そういう不当な退去命令が出されてしまった結果、決議がされたということであれば、それはその決議自体の手続の瑕疵ということで、決議取消しの訴えの対象になるかと思ひます。それから、不当に退去させられた結果、これは議決権を行使することができなかつたという株主がいました場合には、これは議長自身がその株主権を不当に行使させなかつたということでございますから、それについて民事上の責任を負うということになるかと思ひます。

○近藤忠孝君 そうしますと、この問題についてはチソの事件で、一方の株主を排除したまま決議されて、それが無効だとされてますが、大体この判例の立場に沿つて処理されると、こう見えてよろしいですか。

○説明員(元木伸君) チソの場合は、これは議長の責任云々ということではございませんで、総会決議取消しの訴えの問題でございますので、

総会決議の取消しの問題に関しては、まさに判決の言つたとおりであらうと思ひます。

○近藤忠孝君 それからもう一つは、命令が出たけれど退去しない場合、その場合には刑法百三十条の不退去罪になるかと思ひますね。そうでしょうか。

○説明員(元木伸君) そのとおりでございます。

○近藤忠孝君 そうしますと、その場で不退去状況がありますから、まさに現行犯ですね。そうすると、どんな引張つていく、逮捕するということがあるわけですね。しかし、一方では、その退去命令の適否の問題がある。もし誤つておつた場合には、違つた人を現行犯逮捕させちゃうと、その場の会場をおさめるというようなことが出てくるんですが、その辺の心配はありませんか。

○説明員(元木伸君) これは御承知のように、現在むしろ、議長が会場の秩序維持の権限を余りにも行使しな過ぎると申しますか、放置し過ぎているということからこういう規定を置いたわけでございます。実際に議長がこの権限を乱用いたしまして、そうして不当な事例が出るという問題よりは、むしろ使わな過ぎるという方に問題があるのじゃないかという認識でございます。

○近藤忠孝君 ですから、現在でもできることを規定したまでということなんでしょうかね。

○説明員(元木伸君) さうでございます。

○近藤忠孝君 それでこの問題については、また一株運動との関係が出てきますが、こういうものを不当に排除するということはその対象になつていない、こう理解していいんですか。

○説明員(元木伸君) これは、いかなる株主でございまして、とにかく意図的に、その目的がどうであるかは別といたしまして、意図的に会場を混乱させて議事を進行できなくしてしまうということであるならば、その目的が何であれ、これは問題であるかと思ひます。しかしその反面、正当な株主権の行使を抑制するということではないわけでございます。

○近藤忠孝君 以上、幾つかの問題を指摘してききましたけれども、やはりこの株主、特にこの場合に主に少数株主の権利行使にわたつてかなり制約的な規定が私はやっぱりあるということを指摘せざるを得ないんです。いまの説明を聞いて、ある意味ではすっきりした面もありますけれども、そういうない分野、その規定そのものが制約しているという分野があるわけですね。その基礎には、やっぱり特に少数株主の場合には、配当を受けることが主な中身ではないかということで、共益権がどんどん削られてくる、これは単位株式の問題からずつといふまで指摘してきた問題が大体それに該当すると思ふんですね。

私は、これは奥野さんの御答弁をいただきたいんですが、基本には、株主ですから数で決まる問題だと思ふんです。国会もまさに数が支配する場所ですが、ただ違つてところは、株式会社の場合の数の論理とそれから国会の場合とは違つ点があるんですね。どこが違うかというところ、これも何回も何回も繰り返している個人株主が少くない点、法人株主の傾向ですね。結果的にはかなりいい発言をし提案をしても、むしろそれが株の数の消されてしまふという、こういう傾向があるんじゃないか。国会の場合にはそれぞれみんな人間ですから、みんな自然な人だから、その発言に対して聞く側もそれなりの対応があると思ふんです。私と奥野さんなどは、いづいぶんの意見の違ひの方が多いけれども、しかし、たまには意見が一致して認めてもらふ場合もありますし、渡辺大蔵大臣にも提案すればそれを受け入れてくれると、こういう面がある。それは、やっぱり人間が支配している状況ですね。

ところが、いままでたくさん指摘されている株式会社の問題点というのは、それが余り通らないで、そして総会屋などがばつこりする条件という、まさにそういう個人株主が減つて法人の株所有が、そうして持ち合いが支配しているところに一つの原因があるんじゃないか、私はこう思ふんですが、その点についての大臣の御認識はどうですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 個人株主が減っているというのは、個人の持つていた株式総数が全体の構成で見た場合に減つていっているという御趣旨だろうと思ふのです。私は、あるいは株主の人数だけで言いますと、株を持つ方が私は絶対数がふえてきているのじゃないかなと、こう思ひます。

株式会社でありますから、やはり持ち寄つた資本の額において責任を分担していくわけでございますので、自然株数ということが基本にならざるを得ない。たまたま一株の金額が昔のままで低いものでございまして、市場における取引単位も千株単位で行われているというところから今単位株式制度をとつた、したがって端株の持ち主は共益権を持たない、そこを大変近藤さんは気にしておられるわけでございます。私は、進んで端株を持つとする人は余りないのじゃないだろうかと思ふのです。

特定の意図を持つて行われる一株株主といううなものがありますけれども、それはまた特定の意図を持つておられるのであつて、本来の株主たろうとする者は、その株式投資によって資金を有利に活用しよう。利回りで考えられる人もございまして、先の値上がりで考えられる人もあつたと思ふのでございまして、その場合には、やっぱり市場の取引単位が五十円株であります千株でありますので、やっぱり千株を単位にしか持てないわけでありまして、たまたま売買の過程で端株が生じてきたという方が多いのじゃないだろうか。ことに無償交付などございまして、千株単位で持つておつても無償交付の分だけが端株になつてきたりもするわけでございます。

したがって、今度のように経済の実態にあわせて合理化を図つていこうという場合に、株式数は〇・八%が端株になつてしまつて共益権を行使できないということになるわけでございますけれども、これはやはりだんだんとそういう端株は千株単位にまとめてもらうという方向への御努力をお願いする。経過的には〇・八%の株式だけ

が共益権を行使できない、こういうことになるわけでありませうけれども、これは私は時間的な問題としてがまんしていただくよりしょうがないのじやないだろうか、やがてそれは買い取り請求権の行使でありますとか、あるいは千株単位にまとめるとかいうようなことで、株主自身が御努力いただける事柄ではなからうかなと、こう思っておるわけでありませう。

○近藤忠孝君 ちよっと私の質問の趣旨が正確に伝わっていないかたようですが、私が言いたかったのはこういうことなんですね。商法の論理から言いますと、ずっと局長や参事官の説明してきたことで通るんですよ。そんなに問題が起きないはずだけれども、しかし、この株式会社の実態というの、商法の論理でなくて実際に動いている企業の論理が先行してしまつて、そうしてこれも私がずっと指摘してきたように、商法はむしろそれに後追いしている。

だから、これは大きく言えば昭和二十五年の改正の経営と所有の分離、株主の権限が弱まる、最初で、取締役がずっと強くなつてきた。その傾向に今回また拍車をかけたというの、これは商法の論理がだんだん崩れて、むしろ企業の論理で、企業の論理というのはやっぱり株の数で決まるとしてやがてそれがだんだん空洞化してしまつていくのも、これは行き着く先なんです、そういう点で、商法の論理だけから言いますと、私は、個人の意見が正しければ、これはかなり受け入れてもらえる要素があると思うんだけど、それが、企業の論理が優先してしまうためにそうでなくなつていくというんです。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先日来問題になっておりますように、株式会社といつても、規模によって非常に運営のあり方が違つていくのじやないだろうか、こう思います。したがって、大小会社の区分からそれぞれの会社に適用する規定も変えていきますと、あるいは近藤さんと私の考え方がびつたり一緒になるのじやないかと、こう思つておるわけでございます。

現実の大会社の実態を見ておきますと、株主が即管理者ではないと思つておられます。むしろ株主は、株式の運営を通じて利益を得るべきものであつて、運営自体に突っ込んで、自分の意見を反映させるといふのは、まあ外少なくなつていくのじやないかなと、こう思います。もちろん、管理主体であつても何がしかの株主かと思つておられるけれども、欧米の社会のように階級社会でございまして、オーナーはオーナーだ、ブルーカラーはブルーカラーだといふように分かれておられるわけじやないかと思つておられます。従業員がだんだんと成長していつて取締役になつていく、これはむしろ私は日本の実態になつてきているのじやないかと、こう思つておられます。

でございまして、大企業の実態から言いますと、私は、いまのように株主権の行使につきましても、総会というよりむしろ総会を荒らしている、それを防ぐといふようなところに着目しながら規定が行われていく点がありまして、これはやむを得ないことじやないだろうか、こう思つておるわけでございます。

○近藤忠孝君 時間の関係で先へ進みます。次は、いまずっと申し上げてきた株主の権限を弱めることの反映として取締役会の権限強化、これは簡単に申しますと、二百六十条、二百六十四条、二百六十五条、二百六十六条、三などあります。中身は問題にしません、私は、特に一つの特徴は取締役会の権限強化で、そしてワンマン社長などをチェックする、それが株主の主にガンだ、こういふのが一つの特色だと、こう理解するのです。しかし、実態と株主の側から見ると、果たしてそれでうまくいくのだからかといふ問題、要するに、いわば執行部、執行部といふのは、株主やあるいは外から見ますと一体なんですよ。

そこが、一人とあるいは集団との関係が、いわばかなり厳格に規定されたからといつてうまく効果を發揮するかどうか。こういう問題はどうか。○説明員(元木伸君) 御指摘のように、今回の改正案におきましては、取締役会の権限強化ということが図られておられるわけでございます。その典型的なものが二百六十条の一項及び二項といふことにならうかと思つておられます。

今回の改正におきましては、ただ単に取締役会の権限強化といふことだけではございせん、たとえば二百六十六条以下に見られますように、むしろ取締役の責任の強化といふことを図つておられるわけでございます。したがって、むしろこの面からの効果といふものが大いに期待されるのではなからうか。

つまり、従来でございまして、よく言われておりますように、取締役会ではイエスマンであるといふようなことが言われたわけでございますけれども、もし取締役会においてイエスマンで過ごしたならば、その後ではむしろその結果、代表取締役が独断専行して損害が生ずるというところになつてきますと、その損害は取締役個人が負わなければいけないといふことになるわけでございます。その点から、取締役としてはその結果を十分知れば、これは自分の権限の行使といふことについて慎重にならざるを得ないわけでございます。その点からの効果を期待しておられるわけでございます。

○近藤忠孝君 その点では私は、いままででも取締役の責任といふのはある程度あつたわけですから、それをさらに強化をするという点は、それはその点で前進だと思つておられますが、それだけ大丈夫かといふ問題が一つあると思つておられます。具体的には、二、三日前新聞記事に出ておつたのですが、たとえばアメリカなどでは取締役の出席状況まで報告されるようですね。この改正によつて取締役の個々の行為に対する監視とか、その対処の仕方、そういう

うものは前進すると期待していいんですか。○説明員(元木伸君) アメリカとの比較というのは制度が違つておられます。むしろ社外取締役もかなりおります。アメリカにおきましては、一つの例がカリフォルニアの会社法では、取締役会は現実に出席しなくても電話等でもよろしいといふような規定を置くくらいでございます。出席自体についてはいろいろ問題があるのではなからうかと想像されるわけでございます。それに対して日本の場合には、むしろ社内取締役が非常に多いから、その点ではかえつて取締役会等の出席率はいいと考へた方がよろしいのじやないかと思つておられます。

それと同時に、先ほど来申し上げておりますように、責任の問題で従来、取締役といふものはとにかく従業員としては最終コースであるといふことで、言つてみればステータスシンボルといふような点が大きかつたわけでございますけれども、少なくとも今回の改正におきましては、取締役の責任が相当強化されたのだといふことがこれはもちろん規定の上から明らかでございます。さらには事前の試案等の各界への送付とか、あるいは法制審議会の審議状況等が各界にいろいろ漏れていくといふような点から、これは今回の改正においては取締役の責任はかなり重くなる、あるいはまた、監査役も同じでございますけれども、かなり重くなるぞといふ点の、うわさとして申しますか、そういう口伝はかなり広がつておられるわけでございます。その点からも取締役が軽々にそういう自分の権利を行使するといふことは、かなり改善されるのじやないかと思つておられます。

○近藤忠孝君 この取締役会の問題については、いままでには閲覧できなかったわけですが、それが今回裁判所の許可が必要になつたわけですね。これもやはり株主の権限の縮小になつてくる一つですけれども、どうして裁判所の許可が必要なのか。

○説明員(元木伸君) 結果として見ました場合に、果たして株主の権利が制限されているかとい

問題でございます。確かに手続をいたしましては、裁判所の許可を得なければいけないというところで、その手続が煩瑣であるという点から、あるいは権利が制限されたというふうに見られるかとも存じますが、まず第一は現状でございます。

現状では株主、債権者、いつでも取締役会議事録を見ることができるということになっているわけでございます。ところが、実際に取締役会におきましては業務執行についての決定がされるわけでございますから、当然企業秘密にわたることが論じられるわけでございます。そういったしますと、取締役会議事録にそのまゝその結果を、あるいは議事を書くということになりますと、そこに企業秘密にわたる事項があるもので、会社としては非常に見られたくないという問題がございます。

このために、まず、これは総会屋の最も一般的なやり方でございますけれども、株式を持ちました場合に会社にあいさつに行く。そこで金一封をくれない場合には、その次に行つて、取締役会議事録を見せてほしいと言う。そういったしますと、会社といたしましては見られたくないということと、そこで金一封を渡して帰す。あるいは逆に、と悪いのは、総会屋にも見せるかわりに、取締役会議事録には企業秘密にわたる事項は書かないというふうなことになるわけでございます。いずれにしても、非常に好ましくない結果が現在生じているわけでございます。

したがって、その取締役会議事録を自由に見せるということは、たゞまゝとしては非常によろしいのでございませうけれども、実際はかえつて逆の効果が生じているというところがございます。そうかといつて、これを全面的に閲覧あるいは謄写を禁止してしまうということになりますと、これはやはり株主なり債権者なりが権利を行使する上に困るのじゃないかという問題がございます。したがって、閲覧をさせるといいますか、閲覧を認める場合は、株主なり債権者がその正当な

権利を行使する場合にだけ見られるようにすればよろしいのじゃないかということでございます。

そういったしますと、そこで正当なる権利を行使するということをチェックするのはどうかということになってくると、やはり裁判所ならばよろしいのじゃないかということ、裁判所の許可を要するということにしたいわけでございます。

○近藤忠孝君 この問題はもうすでに何度も他の委員からも指摘されておる問題ですが、大体見られてぐあい悪いというのは、取締役の側にやっぱり不正や何かがあるのではなからうか、こういう問題が一つあるのと、それから秘密の問題に関しては、まあ一定以上の企業だったから、私は大体秘密というのはむしろないと思ふべきじゃないか。というのは、生産手段がもう大きくなって社会化してきておるわけですから、そういう場合に、しかも大ぜいの人から株式によって資金を集めると、こういう仕組みになっておるんですから、むしろこれは私は社会的なものであつて、秘密という考えはかなり厳格に解釈すべきだろうと、こう思ふんです。

〔委員長退席、理事藤原房雄君着席〕

それはそれとして、問題は、いま参事官が言われた議事録への記載事項ですね。これは一番問題だと思ふんですよ。どんな規定にしても、中身がどうでもよいことを個条書きにしか書いてなかつたら見ても仕方がないわけで、この記載はこれはどうするんですか、記載に対する規制は。

○説明員(元木伸君) これは現行法にもございませうとおり、この取締役会議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載することになっております。したがって、その程度には記載しなければいけないわけでございます。これに対しては罰則もございませう。

○近藤忠孝君 問題は、これはやっぱりディスクロージャーとの関係が出てくるわけですが、いままでの規定をこれは特に改善するという、そういうお気持ちはないんですか。

○説明員(元木伸君) 少なくともいまのところは

議事の経過の要領及びその結果ということで、これは十分取締役会でのような討議がされ決議がされたということは明らかにするだろうと思われまうので、これで足るのではなからうかと考えております。

○近藤忠孝君 それからもう一つは、会社債権者の閲覧の問題ですが、取締役の責任追及の場合という限定がありますね。この場合の取締役の責任というのはどういうことか。要するに法律違反の場合のみなのか、もっと一般的な責任なのか、その点はどうか。

○説明員(元木伸君) これは債権者、つまり会社以外の第三者でございますが、これが取締役に対して責任を追及するという根拠は二百六十六条ノ三になるわけでございます。これは取締役が其ノ職務ヲ行フニ付悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキ」ということでございませう。つまり、取締役が第三者に対する直接の加害行為ということではなくて、会社の職務を行うについて、悪意または重大な過失があつたと。その結果、債権者に損害を及ぼしたという場合に、取締役の責任が生ずるといふことでございませう。

○近藤忠孝君 それでは、あと残された時間、今回の改正の中小企業に及ぼす影響について若干指摘をしたいと思ふんです。

大企業に対する規制としてはこれは不十分だし、むしろ株主権の制約などマイナス面があるという指摘をしてまいりましたけれども、逆に今度は中小企業にとっては過重な負担をもちます。これはないかと、こういう指摘がされております。これも各委員から御指摘があつたように、取締役会に対する三カ月ごとの中間報告の問題、それから監査対象会社の範囲拡大等々、こういう問題があります。

その中で特に指摘をしたいのは、自己株式の質受け問題です。この点は前回の答弁では、むしろ中小企業のためになるのではないかと、利益になるのではないかと、こういう指摘があつたけれども、実際そうでしょうか。

○説明員(元木伸君) これはケース・バイ・ケースによるわけでございますから、すべての場合に中小企業のプラスになるということはどうかと思ひますけれども、少なくとも一般的に考えました場合に、およそ担保を取る場合に、これは株式というのには有価証券でございますけれども、これは非常に簡単に取れますし、それから手数料も要らないわけでございます。手数料が非常に簡単である。つまり、担保としてのコストが安いということとを言えるわけでございます。通常、担保化するためのコストというのは全部債務者の負担でございます。そうした場合には、これは債務者の負担がそれだけ軽減されるということとを言えると思ひます。

○近藤忠孝君 自己株式の取得の問題については、もうはつきりと規定されておつて、そして判例もかなり厳格な解釈をしてきたわけですから、ところが、今回、二十分の一を超えない質受けについてはよろしいというところで、これはかなり判例上も確立された点を崩すという問題、資本充実の原則をかなりこれは破ることになるんですが、そういう点の問題があるのと、もう一つは、要するに大会社が取引先の中小企業に自分の会社の株を買わせませう。そして、それを今度質受けしてしまふと。これは力関係からいって、どうしても出さざるを得ないようにされてしまふ。

そうなりますと、普通ですと、その株を担保にほかで借りられるのが、今度そういう上下関係で質に取られてしまふとそれを運用できない。その辺がこれは中小企業にとってはマイナスじゃないか、こういう指摘があるわけですよ。それは事実だと思ふんです。それに対してはこれを抑制するための措置は考えられないかどうか。

○説明員(元木伸君) まず最初に、なぜ自己株式の質受けの制限を緩和したかという問題でございますけれども、自己株式の質受けが現行法上制限されている理由でございますけれども、これはいわゆる脱法行為に、つまり自己株式の取得の脱法行為として質受けが利用されやすいというおそれ

でございます。

それともう一つは、これは副次的な理由でございますけれども、自己株式を質受けたにいたしておりまして、もし自分の会社の財務条件が悪くなりまして、自分の会社の株式自体も価値が下がるといふことでございます。そうすると、自分が取っている株式の担保価値も下がってしまうというところで、いわば会社の財産に対して二重の危険があると、そういうふうな副次的な目的が挙げられているわけでございます。

〔理事藤原房雄君退席、委員長着席〕

ところが、まず脱法行為でございますけれども、これは何も質受を制限するというようなことでは、立法論的にはそんな必要がないのじゃないか。つまり、およそ自己株式の取得禁止というのは、会社の計算において自己株式を取得するということが禁止される、これが一般的な解釈でございます。現行法罰則も「何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ会社ノ計算ニ於テ」とございまして、したがって当然名義が何であろうと、とにかく会社の計算において自己株式を取得することは禁止されるという解釈、まあ立法的にもそうなっているわけでございますので、したがって、あえて質受だけを制限するという理由はかなり乏しいのじゃないかという問題もございまして。

それから、ただいま申しました二重の危険でございますけれども、これもとにかく、特に大会社の場合でございますが、まず、会社側の財務状況が悪くなると担保株式の価値が下がるというようなこともほとんどないわけでございます。そう考えてまいりますと、どうも自己株式の質受という質取りと申しますか、これを禁止する根拠といふのはかなり薄くなってきたんじゃないかというところがございます。全面的に質取りについては撤廃しろという議論もあったわけでございますけれども、とにかくそれはいいとしても、いろいろ一遍に制限を外してしまうというところは、かえってまた混乱を起すともなるというところから、とりあえず今回は二十分の一に限って、そういう二十分

の程度ならば、先ほど申しました弊害と申しますか、それと比較的少ないであろうということから、今回はとにかく二十分の一に限って緩和したというところでございまして。

それから、大企業が小企業いじめに使わないかというところでございましてけれども、たとえば大企業が下請に対して担保を要求するということは、これは債権保全のためでございます。したがって、もし株式について担保権を設定しない、あるいは設定できないという状況であるならば、当然他の担保の差し入れを要求するわけでございます。全く無担保で下請関係をずっと続けていくというところは、とうてい考えられないわけでございます。したがって、もし株式がなければその他の担保が取られてしまうということでございます。すなわち、結果的には同じになってしまうのじゃないかというところで、特に質受を認めたから小企業が悪しい立場に立たされるということはないのではなかろうかと、こう思います。

○近藤忠孝君　そこだけ考えると、そういう理屈になるんですよ。だけれども、まず株を買わせ金を出させるんですよ。これもまず無理やりですね。その次、またそいつを取り上げるのも無理やりということになると、二重のやっぱ抑圧になる、その辺、見過ごしているんじゃないでしょうか。

○説明員(元木伸君)　株を買うと申しますのは、これはもちろん自分の元請会社と申しますか、そういうものの株を買うというところは、そういう判断の上、つまりさらに下請関係を続けてほしいというところもあると思えますけれども、それと同時に、担保化できるような財産を取得するというところは、これは企業がたとえ小さくありましても、そのこと自体は財務状況として決して悪いことではないわけでございます。それは他から借金をして買うとか何とか、そういうところの問題になつてきますとまたこれは話は別でございますけれども、少なくとも株式を取得し、それをさらに担保に入れるということ自体については、特に問題

はないのではなかろうかと思われまして。

○近藤忠孝君　もう時間が来てしまったので、最後に大蔵省、大変お待たせをいたしましたけれども、会計監査制度ですね、それが今回の、その強化が特色ですが、ただ依然として重要な問題は、これも指摘されてきたとおり、たとえば公認会計士の選任についてもやはり会社が雇うと、こういう力関係もやはり変わらないんですね。やっぱり雇う側、そして競争関係で雇ってもらう、そういう関係がある以上は、かなり今回の厳格な規制もなかなか効果を発揮しないんじゃないか。

そこで問題は、要するに公認会計士の独立性の確保の問題です。簡単にこちらで問題点を言ってしまうと、やはり一つは、独立性の実現のためには私は相当思い切った特別の措置が必要だと思ふんです。その一つは、国との関係では監督権あるいは懲戒権、これは大蔵省にありますけれども、そここのところの改善が必要ではないか。やっぱり公認会計士協会にそれを移していくと、弁護士の場合には、戦前は検事に懲戒権があったわけですね。だから、なかなか検事と対等にやり切れなかったけれども、戦後は弁護士自治の原則で、そのことが国民の権利を守る大きな力になっていると思ひますし、また逆に、そのことが弁護士の自覚になって、自分たちの品位や力を強めていくということにつながっておると思ふんです。が、私は公認会計士についてもそれが必要じゃないか。

もう一つ、一番大事な、企業との関係では雇われるという、いわば売り込むという、その状況をなくすためには、公認会計士協会で一定の名簿をつくってその中から選任させるとか、あるいは公認会計士に対する不当な仕打ちがあった企業に対する会としての一定の関与を認めるとか、そういうかなり思い切ったことが必要ではなかろうかと、こう思ふんです。これは私は税理士にも言えることで、税理士も大蔵省の監督下ですが、やはり自治を認めて、そして自主的な自律的な対応で、税務署の下請機関化していくことをむしろ抑

えていくという全体の流れの中で私はそういう対処をすべきじゃないかと、こう思ふんですが、それに対する答弁をいただいて、質問を終わります。

○説明員(宮本英利君)　確かに公認会計士法の三十条におきまして、個人の公認会計士が虚偽または不当の証明を行った場合の懲戒の規定がございます。三十一條には一般懲戒の規定、さらに監査法人が不当証明を行いました場合におきましては、三十四條の二十一にやはり懲戒処分の規定がある。さらに申し上げますと、四十六條の十二におきましては、公認会計士協会というものの対する大蔵大臣の報告及び検査権、さらには総会の決議の取り消し、こういうふうなものがあるわけでございます。

実は、この公認会計士協会が四十一年に特殊法人化されたわけでございますが、そのときにもこの懲戒権の問題、それから監督権の問題というものは、公認会計士審査会という大蔵省の附属機関としてございまして、その審査会でも相当議論されてまいりました。したがって、特に、たとえば懲戒権に関して申し上げますと、やはり懲戒権の権限を協会に委譲すべきではないかという意見が確かにそのときも出されておりました。相当議論がなされたのでございまして、やはり種々議論の結果、現状維持という結論が出されておるわけでございます。その議論の中には、やはり懲戒権の行使というものが個人の権利に重大な影響を及ぼすというふうなこともございまして、さらにまた、公認会計士の監査の中で商法監査、証券監査と両方あるわけでございますが、証券監査では大蔵省の証券監査官というのがある程度の事後監査をやっております。

そういうふうな関係もございまして、有価証券報告書の提出会社に対する責任の追及との兼ね合いにおきましても、懲戒権というのは大蔵大臣に残しておいた方がいいのではないかと、こういう議論があったこと、さらには諸外国、特にアメリカ、西ドイツの立法例におきましても、懲戒処分

権というのはやはり行政官庁、主務大臣が留保しておるといふような状況にあるような事実も考慮いたしまして、さらにこの特殊法人の会員に對しまするそういう独立性の保持といふか、規律の保持といふか、協会の内部規約による會員権の停止処分あるいは会則の遵守義務、さらには大蔵大臣に對する懲戒処分の請求権の制度、こういったものの運用によつてそれが十分効果を期待し得るのではないかと、こういうふうなことがその審査会における最終的な結論ともなりまして、現状維持という形で大蔵大臣に留保をされておるわけでございます。

実は、先生お尋ねのこの質問は、先般、四月二十八日の衆議院の法務委員会でも稲葉先生から同趣旨の御質問がありまして、私もそれに、御答弁いたしておりますのは、やはり公認会計士と申しますのは、いわば弁護士とや機械能が違つておりました、わが国の資本市場の育成という観点からの投資家保護でございますか、こういうこと、さらには株式会社制度における株主権あるいは債権者保護といったいわばきわめて公共的な申しますか、わが国経済のよつて立つ制度全般の維持に係る業務であるといふふうなところから、そういう諸外国の事例、他の類似法人、税理士会会しかり、弁理士会会しかりでございますが、こういった類似の団体の例も参考にしながら、このような公権が、つまり大蔵大臣の懲戒処分権が主務大臣に留保されるというふうな形になったのだというふうに理解しておるわけでございます。

それからさらに、公認会計士についての独立性というお話でございますが、これは先ほどのいろいろな商法、商法監督特例法、証取法、公認会計士法等にございまして、逆な意味で独立性を保持するといふ役割もまた果たしておると思つたのでございまして、公認会計士協会におかれましては、非常に自主的な考えで公認会計士の交代に関するルールというふうな規則をつくつておられまして、公認会計士が企業の方の不当な圧

力によつて不当に交代することのないように、會員相互間でそういうことをチェックするシステムをお持ちでございます。

これにつきまして、協会の中で、苦情処理委員会でございまして、そういう契約が不当であればそれを正すような審査会、こういったものを設けて事実運用しておられる、こういう状況にあるわけでございます。その協会のようなところが公認会計士の選任をつかさどつてはどうかというふうな御提案があつたわけでございますけれども、この御提案は、実は言うはやすくしてなかなかその運営のむずかしいものではないかと、私もこのように問題について考えたことがあるものでございまして、たとえば特定の会社に派遣する監査人をどのようにして選任するか、それが適当であるか、あるいは仮に一部そういう者を選び得たとしても、だれをその責任者として、あるいはだれを補助者としてそういうランクをつけるかというふうな問題は監査団の編成、こういった非常にむずかしい問題がやはり存在するわけでございます。

さらに、こういう監査というものは、いわば被監査会社と監査人とのいわゆる真の意味での信頼関係というものがなければならぬ。つまり、そこが敵対関係にあると、どうしても摘発型の監査になつて十分な情報が会社からとれないというふうな事情に、状況になるおそれがございますし、さらに監査が非常に形式的なものになつてしまふ。やはりそういう意味におきましては、契約に基づきまして監査人と会社のそういう契約による選任といふことがいいのではないかと。

いずれにいたしましても、さらにその監査人の選任機関と当該監査人との間の責任分担という問題、こういったものにつきましても、非常にむずかしい問題が種々あるかと思つたのでございまして、先生の御提案というものを實現するにつぎましては相当考える必要があるといひますか、

なかなか安易に実施に移せるというふうには私も考えておらないわけでございます。

○中山千夏君 衆院からこの参院までずいぶん審議が続けられて、その中でほとんどいろいろな方向から問題が洗い出されて、新たに付け加えることというのはないわけなんですけれども、私なりに確認しておきたい点、それからもう少し詳しく知りたい点などがありますので、お伺いします。

この法律案の提案理由の中にもきちんと文章で「いわゆる総会屋の排除を図るため」というのが出てきますけれども、今度のこの法改正、一部改正というのは、総会屋を排除するということが大変重要な点になつていふと思ふんですね。きのう参考人の竹内教授が、この改正案をもつて総会屋を排除することができなかった場合には、これは企業の側にやる気がないからであるという非常に印象的な発言をなされたんですけれども、これは多分法律としてできるだけのことはすべて手打つてある、ただ、その先は人がそれをきちんと使つていかなければ本場に効力を發揮することはできない。この総会屋の問題で言えば、この改正商法を後盾として、そして企業の人たちが積極的に対処していかなかったらだめなんだというところを、ああいう言い方でおっしゃつたと思ふんですけれども、その点については同じ御意見でしょうか。

○政府委員(中島一郎君) 従来、総会屋というものは非常に長い歴史を持つてだんだんにその活動の分野を広げてきたというのが実態であります。Aの会社もやつておる、Bの会社も総会屋を使つておるから自分の会社でも総会屋を使おうということ、その総会屋を使つておる会社に、極端に言えば罪悪感がないと申しましょうか、罪悪感が非常に薄いというふうな実態もあつたと思ふわけでありまして。

私、これはもう数年前に、何か新聞でありましたか雑誌かで見ただけでありますけれども、総会の時期になりますと総会屋が企業の総務課ですか、

秘書課ですかの窓口にならりと行列をする、そして次々にその係員から封筒に入つた金一封をもらつて去つていくというようなことが、非常に大っぴらに行われているというふうな実態もあつたといふことを聞いてびっくりをしたわけでありまして。

最近になりまして、警察庁などが非常に努力をされて、企業を指導をして総会屋と絶縁をさせるといふような努力をしておられるわけでありまして。企業の中にはそういう絶縁を宣言するといふようなものも出てきて、その効果がかなり上がつてきているといふふうに思ふわけでありましてけれども、一方においては、やはり総会屋といふのは必要悪であるといふような考え方もないわけではございません。そこで私も、今回、二百九十四条ノ二という規定を置きまして、財産上の利益の供与を禁止した、そして、民事上の手当てと四百九十七条というところで罰則規定も設けた。私は、これが会社の側にとってはやはり大きな影響があるのだらうと思ひます。

でありますから、普通の経営者であるならば、この規定を生かして総会屋の排除に努めていただけたらと思ひますけれども、やはり何となく法を運用するのは人の問題でありますから、やはりその人の決意と申しましょうか、器量と申しましょうか、そういうものに期待する面も全くないわけではないという意味で、一部竹内先生の御意見にも賛成と、こういうことにならうかと思ひます。

○中山千夏君 その企業側の努力という点で、前の調査のときに自主防衛組織ですか、というものが非常に効果を上げていふことをお伺いしたんですけれども、この組織のできた経緯ですか、それからまた組織のあり方ですか、どの程度の大きな企業がそこに加わつていふのか、あるいは今後どんなふうにもつと発展していく見込みがあるのかといふようなことを、警察庁の方からちよつと伺ひたいんですが。

○説明員(森岡英治君) 狭い意味の総会屋を含め

まして、企業に寄生をいたしましていろいろな意味の財産上の利益を得ているというものを警視庁では特殊暴力という形でとらえて、特殊暴力を防止する協議会をつくらうではないかというところで、初めは署単位に結成をいきまして、徐々に輪を広げていきまして、都下全体というぐあいにやってみようというわけでありました。

これがある程度功を奏したということで、この動きが全国に広がってまいりまして、全国では必ずしも同じ名前を使いませんで、企業暴力防止協議会というような名前になっておりますが、やっている中身は同じであります。企業側の総会担当の担当者がある合を持って、お互いが入手した情報を交換をし合って、その中で企業に寄生するいろいろな連中に関する動向情報などを交換して、今後はそういうことにならないようにしようではないか、そういう申し合わせをしつつ対処をされてきて、そういう輪が徐々に広がってつづいてきて、先般申し上げましたように、現在ではたしか三十五県だったと思いますが、できつつあるというところであります。

私どもとしては、この組織をさらに全国的に広げてまいって、そういう企業側の自主的な努力によって、総会屋を含めて企業に寄生する者たちを追放していきたいというふうに考えております。

○中山千夏君 参加している組織や企業の大きさといいますが、どの程度の規模の会社が多いでしょうか。

○説明員(漆間英治君) 正確に申し上げますと、三十五都道府県七十八団体ということであります。二千七百三十一の企業が参加いたしておりますが、そのうち一部上場企業が千六百七十四、それから二部上場企業が一千五十七、そういう実態でございます。

○中山千夏君 それから、総会屋という人々の数をこの間伺いましたんですけれども、昭和五十五年の末で五千八百人、うち暴力団員が千八百人ということなんです。それから、五十三年の推定利益というやつが総会屋一人当たり年収が一万万

で、合わせると五百八十億になるというふうな数字だったと思うんですけれども、これは間違いなんでしょうか。

○説明員(漆間英治君) 前半の総会屋の総数は五千八百で、そのうち暴力団員が千八百というのは間違いございません。

それから、後段の部分の五十三年当時に五百八十億というようにいまお聞きしましたが、そうではございませんで、五十三年当時に推計をいたしたことがございまして、その当時、総会屋一人に流れると見られる年収が一万万である、したがって、それが現在も同じであると仮定しますと、五千八百人いるわけですから、今日時点では大体五百八十億ということになります。今日時点では申し上げたわけではございません。

○中山千夏君 そうやって暴力団に非常にお金が行き渡っているあたりは、よく言われますし、流れていくけれども、暴力団に入つたお金がどこへ流れていくかというふうなことがちょっとわからぬのはわかりにくいんですけれども、その辺はどういうふうにかんがえていらっしゃいますか。

○説明員(漆間英治君) これはもうさまざまであります。一概にはなかなか申し上げにくいと思っております。それぞれの団体によって使い道がございまして、それによります。

ただ、御参考までに暴力団とそれから総会屋とのつながりをあらわす一つの数字として、先般、警視庁で大物総会屋が検挙された折に、関係企業にアンケートを回しましてどのくらいの収入があるかという調査をいたしましたところ、おおよそ十七億、三年間で行っているということになっておりましたが、そのうちの約半分にあたる八億が暴力団に流れておるといふことでありまして、やはり暴力団がいかに総会屋に寄生しているかという実態をよくあらわしておりますので、総会屋を通じて流れたそれらの資金が、やはり彼らの組の活動を支えていることは間違いないと見て、そういう意味から、今後とも適切に対処してまいりたいというふうに考えておるわけでは

います。

○中山千夏君 いままでいわゆる総会屋という人の手口ですね、それから取り締まり状況から、何か具体的な事例などございましたら、少し教えてください。いただきたいんですが。

○説明員(漆間英治君) 総会屋の手口というのはいろいろあるわけでありまして、細かく分ければいろいろあるわけですが、大きく分けると四つあります。まず一つは、顔を売る活動と申します。雑誌等をまず発行しまして、それに会社のスキャンダル等を載せるようなことをほめかして、まず顔を売って総会屋担当者につづくということが一つの形であります。

二つ目は、株を取得をしまして株主総会に出席をして、会社側の提案した議事に絡んでいろんな事柄を攻撃する、いわゆる攻撃屋と言っています。そういう攻撃する側に回るといふ手口が二つ目でございます。

それから三つ目は、いわゆるこれは今度は逆にこれを防衛する側に回る、守り屋の方であります。守り屋に回って会社側から金をもらって、そういう手口でございます。

四つ目になりますと、その種の活動はしません。名前をかすだけで、いわゆる会社から賛助金を取るという非常に高級な手口になるわけでございます。そういう形がございまして、大きく分けますと、いろいろな手口がございまして、大きく分けますと、その四つの態様のどれかに当てはまる形で会社に寄生しているというのが実態であると思っております。

○中山千夏君 法務省にちょっと伺いますけれども、いまの四つの大体大きな手口というものがあつたんですけれども、今度の商法改正でもって、この四つは全部何とか取り締まれるものなんでしょうか。

○説明員(元木伸君) 今回、総会屋退治と申します。締め出しの問題でございまして、商法の立場といたしましては、あくまで会社の機関としての株主総会の正常な運営という点について

関心といふか焦点があるわけではございます。したがって、一般に広い意味での総会屋と言われているといふゆるブラックジャーナリズムであるとか、つまり株主権の行使に関しない、純然たるそれ以外の場から金品を強要するといふようなものは、これは組織の問題ではなくて、たとえば恐喝であるとか、あるいは実際に会社のために必要のないのに、何かそれらしいことを言つて金品を持っていくというものであれば詐欺であるとか、そういうことの対象になることではないかと、商法といたしましては、あくまで株主の権利の行使に金品を供与するということを対象にしているわけではございません。

ただ、株主の権利の行使に際してと申しますと、現在株主になっておるものももちろんでございます。これからは株主になる、つまり株主にならないことを条件にして金品を持っていくというところでございまして、これはやはり株主権の行使に関する範囲に入りますので、当然対象になるというところでございまして、

○中山千夏君 事件になりました。総会屋の活動が、そして検挙をするなり警察がかかるといふ場合に、企業の側から警察に知らせが来るというふうなことは多いんでしょうか、それとも何か総会屋を恐れて余り積極的に知らせないという、むしろ企業の側ではないようなところから知らせが来て、警察が動きになるというところの方が多いんでしょうか。

○説明員(漆間英治君) それは両様であります。企業の側からの通告で検挙したものもあれば、ほかの事件で検挙して、それに関連して余罪として判明したというものもございまして、

私どもとしては、できるだけ企業の方からそういう行為があつたときに通報していただくように、先ほど申し上げました組織を通じて働きかけているというところでございまして、

○中山千夏君 そうすると、いまの件に関してはどちらが多いとは言いがたいということですか。

○説明員(漆間英治君) そういう観点で調べたこ

とはございせんので、数字としては持つておりません。

○中山千夏君 それからこの間も、もうそろそろ総会屋が職業を変えよう、この法改正ができるとやりにくくなるからというような動きが出ていたというお話だったんですけれども、その改正後、締め出された総会屋の人たちというのは、大体どこへ流れていくというふうに見ていらつしやいますか。

○説明員(漆間英治君) これはこの間も、今後の動向を注視する必要があると申し上げましたように、簡単に予測がつかないわけでありまして、けれども、すでにはかの業態に転向した者もおりますし、それから私も一番恐れておりますのは、やはりブラックジャーナル化するといひますか、当初の原始的な形態である雑誌ゴロに再び戻つて、やはり雑誌を発行してそれに何らかの記事を載せることを背景として会社側から賛助金を得るという形のものが増えたとはいへないか、あるいは政治団体を偽装して政治資金名下に金を取るというふうな形のものに移行していくのではないかと、そういうような予想をいたしておりました、現実にもそういう動きも出つつございまして、

したが、いまして、そういう動きをよく見ながら、先ほど言いましたように、何と申しましてこの種の問題は会社側の担当者の決意、トップを含めてですけれども、それが何と申しても問題の帰趨を決めますので、会社側に強い姿勢で対決していただくように働きかけていきたいと考えております。

○中山千夏君 どうもありがとうございます。それから、ずっとこの審議を伺ってまいりました。ごく不思議な感じがしたのは、質問がいろいろ出る、そちらの方の御意見などを伺っていますと、手ぬるい、余り大した進歩ではないではないか、もつとこやらないやだ、ああやらないやだめだ、という指摘がとてたなくさんあるんですね。でも、政府委員の方たちのお話を伺っています

と、本当に努力された、物すごく一生懸命精いっぱいやられたという感じがまたしてくるんですね。どうしてそんなにギヤップがあるのかというあたりが、不思議なんです。

それは、言うはやすく行はかたしということなのかもしれませんけれども、その辺で、行はかたしだとすれば、どういうあたりが一番思い切ったといひますか、皆さんから見ても非常に思い切った改正であるというふうな手を打ちにくいという理由といひますか、状況といひるのはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(中島一郎君) 立法は妥協であるといふことが言われておるわけでありまして、やはりこれだけいろんな利害関係を持った各層の人間が生活をしておるということでありまして、その要求がぶつかり合うというふうなことは、これは避けることのできないものであらうかと思つております。現状を大きく変えようという考え方の人もあれば、できるだけ現状を維持してもらいたいという考え方の人もあるわけでありまして、その間の調整をとりながら、一步一步前進をしていくというのが、私どもの今回の立法に当たつた基本的な姿勢であらうかといふふうに考えるわけでございます。

それが、ある方面から見れば非常に手ぬるいといふような見方になりましようし、また、ある方面から言ふならば、よい変化をすることはないじやないか、こういう御意見にならうかといふふうにも思ふわけでありまして、私どもはそのいろいろな御意見を伺いながら、そしてその中でできるだけ筋を通す、しかし、やっぱり現実の問題といふものも直視をして、そしてその中に細い一本の道をつけてこまどやってきたという点を、ひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○中山千夏君 四十九年の参院の附帯決議、それから衆院の附帯決議、両方とも第一項なんですけれども、「企業の社会的責任を全うすることができよう」といふ文章が参院の方にありまして、それから「会社の社会的責任」云々といふの

が、これは衆院の方にありますね。この企業の社会的責任といふのは大変むずかしい言葉だと思ふんですけれども、趣旨説明の方にはこの言葉は全然出てこないで、何となく不思議な感じがしたんですけれども、それは何か理由があるんですか。

○説明員(元木伸君) 実は、この社会的責任という言葉でございまして、これは言うまでもなく、企業と申しますか、会社も社会的存在でございまして、その存在として当然果たすべき責任といふものはあるわけでございます。したがつて、そういうものを当然自覚した上で企業は行動しなければいけませんし、また、法改正をやるにつきましても、そういうことが基本になるであらう、だから、これは当然のことであらうかと存じます。

しかし、そういう非常に広い意味での社会的責任といふことになるならば、これは大方の意見の一致を見ると思うのでございまして、さて具体的に、じゃその社会的責任といふことで一体何をやるのかといふことになつてまいりますと、これはもう全く千差万別ではなからうかと思われまふ。考え方がいろいろあります、これは株主、債権者の保護といふことから考えますと、企業はどのように利益を上げると、どのような方法によつても利益を上げるといふようなことも一つの社会的責任を果たすといふことになるかもしれませんけれども、反面、そのために社会的な存在としてはいかにかといふこともまた出てくるのじやないかといふことでございまして。

つまり、この社会的責任といふことの持つ概念のあいまいさといひますか、そういうことによつて、むしろ結果的にはそういうものを余りうたい過ぎることによつて、おかしな方向と申しますか、昨日の竹内先生が言つておられましたように、社会的責任といふことが余りにも取締役の裁量範囲を大きくし過ぎてしまつて、そのために結果としてはマイナスの方向に行くといふこともないではないといふ問題でございまして。

企業の社会的責任についてはいろいろ議論がされたわけですが、いふまでもなく、抽象的、一般的に社会的責任といふことよりは、むしろ会社がその社会にあって正當な行動をとるといふためには、たとえば取締役の責任であるとか、監査役の監査であるとか、そういう方面から具体的な規定を置くという方がより妥當な結果が得られるのではないかと、いふことで、今回は抽象的には社会的責任といふ規定も設けておりませんし、また、提案理由説明の中にも社会的責任といふことは置いてないわけでございますけれども、個々の規定の中におきましては、そういう企業が社会的存在として果たすべき役割りはできるだけ果たせるようにといふ制度的な保証は置いたつもりでございまして。

○中山千夏君 そうすると、企業の社会的責任は決して無視したわけではなくて、基本にその理念を持ちながら、特に文章にしていふとその内容の規定などで個々にむずかしい問題が出てくるから、趣旨説明の中には入れなかつたといふことではないんですか。

○説明員(元木伸君) そのとおりでございまして。

○中山千夏君 一応、基本的に社会的責任という理念を持ちながらといふことですので、これはちよつと大臣にお伺いしたいんですけれども、大臣が考えていらつしやる企業の社会的責任といふすと、どのようなことになるんですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 企業も社会の実在として活動しているわけですから、その企業の活動からいろいろ損害を受ける、不当な損害を受ける人が起こらないようにしていかなければならない。そうなりますと、先ほど来、投資家保護といふ言葉が出ておりましたし、あるいは株主とか債権者の保護とかいふ言葉も出ておりましたし、企業が粉飾決算などをしてしまつて多くの人たちに損害をかける、そういうことのないように自主的な監視機能を強化していこう、あるいはまた、監査報告書にいたしましても、あるいは営業報告書にい

たしまして、正当に示してもらうように法務省令でそれを書いていこうというようにした。りしてやるわけでごさいます。考える人によって社会的責任のありかと思ひます。あろうかと思ひますけれども、少なくとも社会的責任としていふ活動をしている。その活動から、不当な損害を受ける者が生じないように努力をしていかなければならないことは当然のことではないかと、こう思ひます。

○中山千夏君 二百六十条ノ四ですか、取締役会の議事録の閲覧というやつですね。その趣旨は、先ほど近藤さんのお話のときにお伺ひしたので結構なんですけれども、その次のところに、「閲覧又ハ謄写ニ因リ会社又ハ其ノ親会社若ハ子会社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アルトキハ」許可しないという条項があるんですけれども、この「会社又ハ其ノ親会社若ハ子会社ニ著シキ損害ヲ」の、「損害」といふのは具体的にどのような場合なんですか。

○説明員(元木伸君) これは端的に申しますと、企業秘密の漏洩でございます。つまり、先ほど来申し上げておりますように、取締役会は業務執行の決定をいたすわけでごさいます。そういったことと、当然その決定をいたす過程においては、議事として企業秘密が論じられるということがございまして、また、決定自体についても、これは企業秘密である場合があるわけでごさいます。

たとえば、一つの例が、町の発明家に秘密で発明をしてもうために継続的に金銭を供給するというような場合でございまして、これはそういう相手先の発明家という者が明らかになつてしまふということになりますと、その会社がどんな製品を開発しようとしているかというふうなこともわかつてしまふわけでごさいます。会社にとつてもしこれが知れるということになりますと、これは大変なマイナスになつてくるということでごさいます。したがって、そういう企業秘密に属するこゝが記載されますので、それが取締役會議事録を見ることによつて漏洩してしまふ。それが結果

的には会社の営業状態を悪くして、株主及び債権者に損害を与えることになるということになるわけでごさいます。

ただ、企業秘密の漏洩と申しましても、これはあくまで相対的な問題でございまして、たとえば小さな秘密を守るために非常に大きな権利の行使ができないというふうなことでございしたら、これはこの著しき損害を生ずるということにはならないわけでごさいます。したがって、これは裁判所の許可の対象になるということになるわけでごさいます。

それから、ここで条文の立て方といたしまして、二百六十条ノ四は、五項で別に別立てにいたしております。つまり、四項で「株主ハ其ノ権利ヲ行使スル為ニ必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ前項ニ掲グル議事録ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得」会社ノ債権者ガ取締役又ハ監査役ノ責任ヲ追及スル為ニ必要アルトキ亦同ジ」ということで、ここに一遍許可の要件を書いておきます。そうした上で、五項で別立てにしておりますのは、たとえば債権者が閲覧請求をするときは、これは取締役または監査役の責任を追及する必要があるのだというところだけを立証すればよろしいということでごさいます。これに対して会社側の方でもし拒絶してもらいたいというところであるならば、それをやれば親会社もしくは子会社に著しい損害が生ずるのだということを、会社の方で立証しなさいかぬということでごさいます。

○中山千夏君 ちょっとこの部分が気になりましたのは、先ほど話に出ましたけれども、一株株主の運動というのがあるけれども、アメリカなんかではかなり個人の権利意識もはっきりしていますので、なかなか効果を上げています。その効果という意味は、先ほど話になりました企業の社会的責任の自覚を促すような方向で、あるいは企業の社会的責任を全うさせるような方向で、非常に企業を刺激するというか、そういう一つの役割りを一株株主運動というのは持っているというふうに私は思っているんですね。日本でもそれをや

つていらつしやる方々がいらつしやるわけですが、そういう運動を考えていますと、総会屋を締め出そうという案がどうも一株株主にとつても痛いところがある。

というところは、結局ここにある企業の損害というものと、それから企業の社会的責任というものが往々にして衝突することがあるのだと思ひます。その一株株主の運動が企業の社会的責任の全うに資する、同時に、ある意味でその企業の損害に結びつく場合もあるのだと思ひます。そうすると、そのときに、もしかしてそういう運動をやっている人なり何なりが、その運動の目的で株主が企業の経営状態を見たいということでご覧を求めます。そのときに、あくまでも秘密漏洩ですか、企業の利益という方に、企業の損害というところに重きを置くか、それとも企業の社会的責任の支柱としての運動の価値といふか、株主の存在の価値みたいなものも考慮していくか、という、その辺の判断でずいぶん用いられ方が変わってくると思ひます。その辺は何かお考えなんでしょうか。

○説明員(稲葉威雄君) 株主権の行使に関するということが、まず第一段にこの要件として掲げられていて、その中でございまして、この株主権の行使というもののの中には、いま中山委員が御指摘になりましたようないろいろなシチュエーションにおける株主の利害関係というものがあつて、かつ、それと企業自体も社会的責任を果たすということ自体もこれは企業の責務でございまして、そういうものを勘案した上で、やはり企業に与える損害というものを考えなければならぬわけでごさいます。

たとえば、公害の問題にいたしまして、欠陥商品の問題にいたしまして、それ自体はやはり企業に損害を与えるものでございまして、そういうことが起こらないようにするという必要はまたこれはあるわけでごさいます。その辺につきましては、その両者のバランスを裁判所において十分

しんじやくされて、可否を決定するということになるかと思ひます。

○中山千夏君 その企業の秘密というものをうんと守つていくということが、さっきの総会屋の活動をもつて悪質に、ゆすりたかりのたぐいを悪質にしていくというふうなことがあるのじゃないかなと思ひます。秘密がなくなつていった方が、ゆすりたかりたりする機会が減つちやうわけです。秘密がふえればふえるほど、ゆすりたかりが悪質になつていくというふうな単純に考えるんですけれども、その辺についてはどういふお考えをお持ちでしょうか。

○説明員(稲葉威雄君) 企業にとつては、守らなければならぬ事項、つまり他人に知られては困る事項というのが秘密でございまして、それがどの範囲で保護されるべきかという問題があるわけでごさいます。その保護されるべきものの範囲があつても保護しなければならぬわけでごさいます。その企業に対する保護と、それからそれをディスクローズすることとのバランスというものが、非常に問題になるわけでごさいます。

そこで、この両者のバランスを考へて、いろいろな立法をしているわけでごさいます。企業の正当に守られなければならない秘密というのは、これは本来他人に漏洩されるはずはないわけでごさいます。総会屋がそういうことを知つたということになると、それは何らかの形で漏洩のしかる手段があるということになるわけでごさいます。ですから、その正当な漏洩の方法というものと違法な漏洩の方法というものを勘案しました場合には、その守らなければならない秘密というもののについて保護の方法を講じていたからといって、違法な漏洩の方法からくるものをチェックするとか、あるいはそれに対して影響を与え、そういうことにはならないのではないかと、かように考へております。

○中山千夏君 きょう日税連の代表の方にいろいろ

る御意見を伺ったんですけれども、基本問題という言い方をたしかされていたと思うんですが、三点でしか、挙げていらっしやいました。あの基本問題については、全く今後検討する必要もない内容であるというふうにお思いなのか、もしくは今回の法改正ではあれだけれども、今後検討していく余地があるものもあるというふうにお考えなのか、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(中島二郎君) 法務省においても、税理士会といろいろ御意見を伺っております段階で、基本問題ということが出てまいりました。税理士会ではそういうものの検討をやつてもいいという御要求があったわけでありまして、けれども、事柄を聞いてみますと、これは法務省の所管の事項ではございませんので、これは私の方へお申し出があつても取り扱いに困る、したがって、それを取り扱うしかるべき方面に持つていってもらいたいということを申し上げたわけでありま

す。その結果、日税連の方といたしましたは、しかるべき方面にその問題をお持ちになったというふうに、私も理解しておるわけでございます。

○中山千夏君 きのうの話では少し法務省に關係のあるようなお話もあつたように思つたんですが、けれども、きょうの御意見では、そうではないわけですか。

○政府委員(中島二郎君) 主として、税理士業務とそれから公認会計士業務との職域の調整の問題ということであります。私どもの方といたしましては、今回、監査特例法の四条におきまして、商法關係として手当てできる部分については若干の手当てをいたしましたけれども、基本問題の検討ということになりますと、これは法務省の所管ではないというふうな理解をしておるわけでございます。

○中山千夏君 これで最後です。

お答えをずっと聞いている中で、ときどきそれは今回の法改正では盛り込めないけれども今後検討していく、あるいはこれで終わりということ

はないのだからまた直していく、状況を見て直していくことがあると言われた点があつたと思うんですが、それではこの法案が終つたら今後また全面改正に向かつて検討するということなんですか、その際に、今回取り上げた部分については一応置いて、そして会社結合の問題でしては、そういう今回取り上げた問題だけについてやるということなのか、それとも、全面改正に向かつて今後検討を加えていく中で、今回取り上げた問題も不十分であるという議論がこゝでなされた点についてはもう一度洗い直してみたいということなのか、それがどちらであるかという点を聞きたいんです。

○政府委員(中島二郎君) ただいまの御質問から申しますれば、その後の方の取り扱いということになろうと思つてます。実際問題といたしましては、やはり順序をつけて検討しなければならぬので、企業結合の問題あるいは大小会社の区分というふうな、従来真つ正面から取り上げてない問題というものを先に取り上げることになろうと思つてますけれども、それとあわせて株式制度あるいは会社の機関の問題、計算・公開の問題につきましても今回取り残した問題があるかどうか、あるとすれば、それをどういうふうに取り扱うかということを検討することになります。

もつとも、これは法制審議会の決定にまつということになるわけで、検討事項、検討順序も法制審議会の決定にまつということになるわけでありますけれども、私どもとしては、ただいま申し上げたようなことを希望しておるわけでござい

ます。○中山千夏君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(鈴木一弘君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(鈴木一弘君) 出入国管理令の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。奥野法務大臣。

○國務大臣(奥野誠亮君) 出入国管理令の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

現行の出入国管理令は、昭和二十六年にいわゆるポツダム政令として制定されたものであります。が、近年におけるわが国の国際的地位の向上、国際交流の活発化、航空機を中心とした国際交通機関の発達に伴い、出入国者が飛躍的に増加するとともに、外国人の入国・在留の目的も多様化しておりますので、このような新しい情勢に対応できるよう現行法制を改める必要があります。また、わが国社会に定住している長期在留外国人の法的地位をその在留実態に見合つた安定したものにする

ことが要請されております。そこで、時代の要請に対応するため、一 観光客の在留資格を短期滞在者の在留資格に改めるとともに、技術研修生の在留資格を新設すること、

二 覚せい剤取締関係法令違反者を上陸拒否の対象となる外国人に加えること、

三 査証を必要としない特例上陸の許可の制度を航空機の乗客についても許可し得るようになるなどの整備をすること、

四 いかなる在留資格を有する外国人も他の在留資格への変更ができるようにすること、

五 精神障害者、貧困者等を退去強制の対象とする外国人から除外するとともに、覚せい剤取締

法違反者をこれに加えること、

六 重要犯罪を行つて逮捕状等の発せられている外国人の出国の確認を留保することができるよう

にすること、

七 数次有効の再入国の許可及び再入国許可の有効期間の海外での延長等、再入国許可制度を拡

充すること、

八 手数料に関する事項を政令に委任すること、

九 罰則を整備すること、

また、わが国社会に長期間滞在している外国人の法的地位を安定させるために元日本国民であつた朝鮮半島・台湾出身者及びこれらの者の直系卑属に対して永住を許可するとともに日本人または永住者の配偶者及び子の永住許可の要件を緩和することなどの改正を行うこととした次第であります。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(鈴木一弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は、来る六月二日午前十時委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十六分散会

五月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は四月二十八日)
一、出入国管理令の一部を改正する法律案

昭和五十六年六月十五日印刷

昭和五十六年六月十六日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局